

厚生年金基金制度改革の施行 に向けた検討内容

※10月29日第1回社会保障審議会企業年金部会
の資料4に必要な追記・追加を行ったもの

目次

1. 法律の概要	1
2. 特例解散等	12
3. 財政運営	31
4. 上乗せ部分の支援策	46
5. 解散等に伴う手続き	80

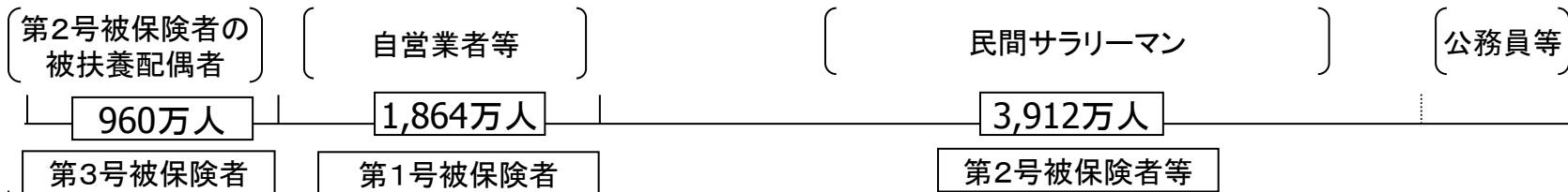
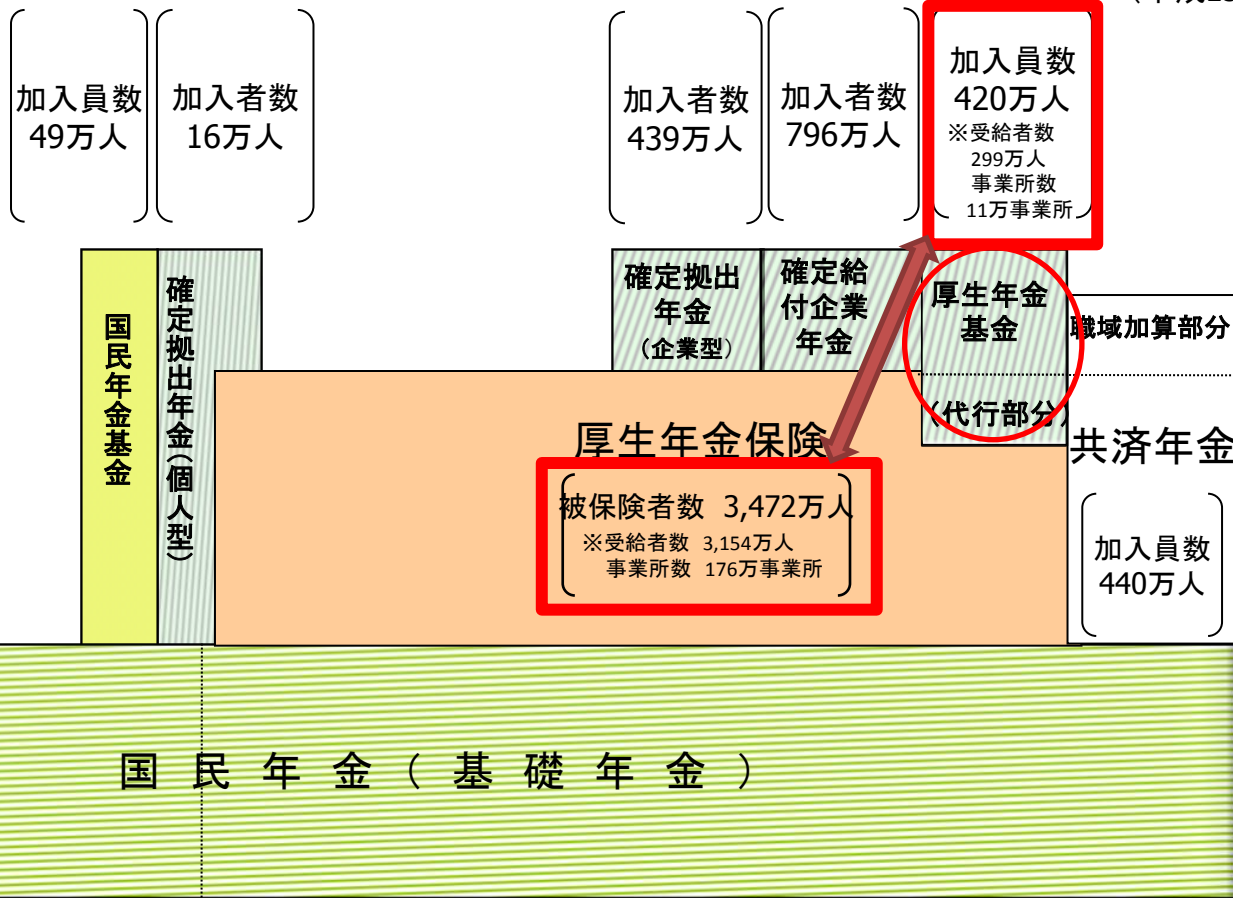
本資料でお示している政令・省令・告示・通知は、現時点の案であり、今後、政府部内における審査において、変更される可能性があります。

1. 法律の概要

年金制度の体系

更新

(平成25年3月末)



6,736万人

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)の概要

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保を図るため、①厚生年金基金について他の企業年金制度への移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入等を行うとともに、②国民年金について第三号被保険者に関する記録の不整合期間の保険料の納付を可能とする等の所要の措置を講ずる。

1. 法律の内容

1. 厚生年金基金制度の見直し(厚生年金保険法等の一部改正)

- (1) 施行日以後は厚生年金基金の**新設は認めない**。
- (2) 施行日から**5年間の時限措置として特例解散制度を見直し**、分割納付における事業所間の**連帯債務を外す**など、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- (3) 施行日から**5年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金**については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、**解散命令を発動できる**。
- (4) **上乘せ給付の受給権保全を支援**するため、厚生年金基金から**他の企業年金等への積立金の移行について特例**を設ける。

2. 第3号被保険者の記録不整合問題(※)への対応(国民年金法の一部改正)

保険料納付実績に応じて給付するという社会保険の原則に沿って対応するため、以下の措置を講ずる。

- (1) 年金受給者の生活の安定にも一定の配慮を行った上で、不整合記録に基づく年金額を正しい年金額に訂正
- (2) 不整合期間を「カラ期間」(年金額には反映しないが受給資格期間としてカウント)扱いとして、無年金となることを防止
- (3) 過去10年間の不整合期間の特例追納を可能とし、年金額を回復する機会を提供(3年間の時限措置)

(※) サラリーマン(第2号被保険者)の被扶養配偶者である第3号被保険者(専業主婦等)が、第2号被保険者の離職などにより、実態としては第1号被保険者となったにもかかわらず、必要な届出を行わなかったために、年金記録上は第3号被保険者のままとなっていて不整合が生じている問題。

3. その他(国民年金法等の一部を改正する法律等の一部改正)

障害・遺族年金の支給要件の特例措置及び国民年金保険料の若年者納付猶予制度の期限を10年間延長する。

2. 施行期日

1は、**公布日(平成25年6月26日)から1年を超えない範囲で政令で定める日(平成26年4月1日を予定)**

2は、~~平成25年7月1日~~(3)は平成27年4月1日、(1)は平成30年4月1日)

3は、公布日(平成25年6月26日)

厚生年金基金制度改革の基本構造

厚生年金被保険者を含めたリスクの
分かち合いによる代行割れの早期解決

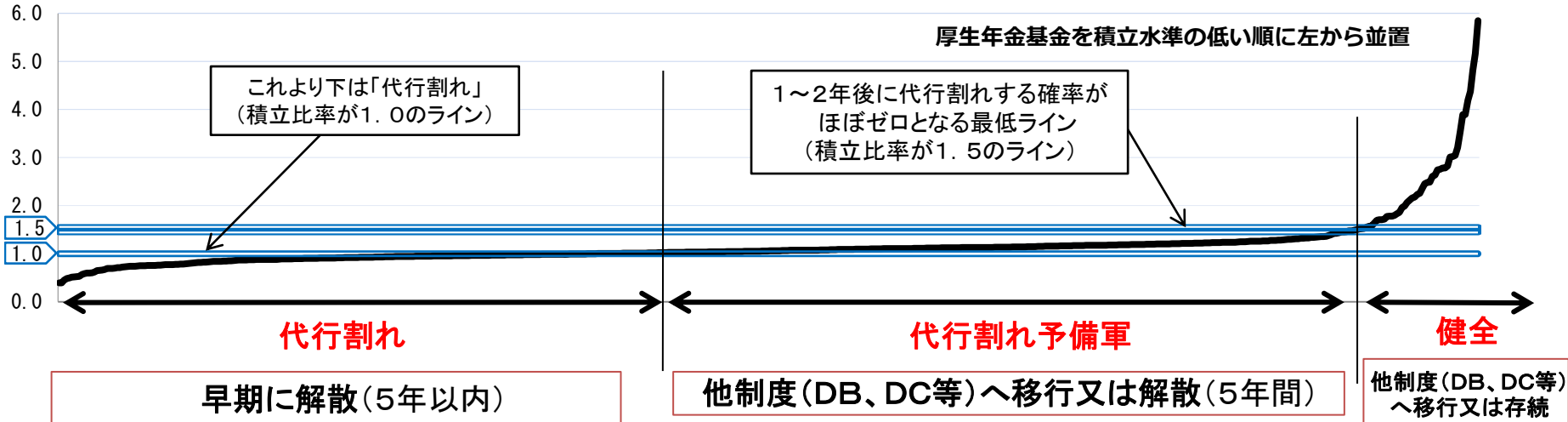


代行割れを再び起こさない
ための制度的措置

代行割れリスクの度合いに応じた対応

(注)DB: 確定給付企業年金
DC: 確定拠出年金

代行部分に対する積立比率



主な対策

- ※厚年本体との財政中立を基本
- ※公費(税)投入は行わない
- 分割納付の特例
 - ・事業所間の連帯債務外し
 - ・利息の固定金利化
 - ・最長納付期間の延長(現行最長15年)
- 納付額の特例(=現行特例解散と同じ)
- 解散認可基準の緩和
- 「清算型解散」の導入

主な対策

- 上乗せ資産を他制度(DB、DC、中退共)に持ち込んで移行
 - ・解散後、事業所(企業)単位で既存のDBや中退共へ移行できる仕組みを創設
 - ・移行後の積立不足を掛金で埋める期間の延長
 - ・簡易な制度設計(例: 数理計算)で設立できるDBの対象拡大 など
 - 解散認可基準の緩和 など
- ※施行日から5年後以降は代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金には厚労大臣が第三者委員会の意見を聴いて解散命令を発動できる。

代行割れ基金の早期解決のための方策

特例解散制度の見直し(申請期限は施行日から5年後)

1. 分割納付の特例(代行割れ基金対象)

- ①事業所間の**連帯債務外し**
- ②利息の**固定金利化**
- ③**最長納付期間の延長(15年→30年)**

2. 最低責任準備金(代行部分の債務)の精緻化(全基金対象)

- ①**代行給付費の簡便計算に用いる係数の補正**(一律設定→受給者の年齢区分に応じた3段階設定)
- ②計算に用いる**厚年本体の実績利回りの適用時期のずれ(「期ずれ」)の補正**

3. 納付額の特例(代行割れ基金対象)

次の**いずれか低い額**(=現行特例と同じ)

- ①通常ルールで計算した額(**平成11年9月までの期間は5.5%、平成11年10月以降の期間は厚年本体の実績利回り**を用いて計算)
- ②**基金設立時から厚年本体の実績利回り**を用いて計算した額

※利回りは「期ずれ」補正後のものを用いることを原則とするが、補正せずに計算した額の方が低くなる場合は、当該額を用いることができる。

4. 解散プロセス

- ①**自主解散を基本**。厚生労働大臣が第三者委員会(注)の意見を聴いて解散を促す「**清算型解散**」の仕組みを導入。
- ②**第三者委員会(注)における適用条件等の審査**。適用条件は客観的に設定。 ※条件設定に当たり、被災地には一定の配慮を検討。
- ③特例解散の適用を受ける基金の**受給者は申請(指定)時点以降、上乘せ給付を支給停止**。
- ④申請(指定)以降、**年金記録の整理等の事務に先行して代行資産を返還できる仕組み**を導入。

(注)社会保障審議会企業年金部会のもとに設置予定

解散認可基準の緩和

1. 代議員会における法定議決要件

代議員の定数の**4分の3以上**による議決 → 代議員の定数の**3分の2以上**による議決

2. 解散認可申請に際しての事前手続要件(10月1日通知にて実施済)

全事業主の**4分の3以上**の同意 → 全事業主の**3分の2以上**の同意

全加入員の**4分の3以上**の同意 → 全加入員の**3分の2以上**の同意

3. 解散認可申請に際しての理由要件(10月1日通知にて実施済)

母体企業の経営悪化等 → **撤廃**

※ 代行返上の場合、母体企業の経営悪化等の理由要件は課していない。

代行割れを未然に防ぐための制度的措置の導入

基本的な考え方

- 今回の改正では、代行割れ問題について、厚生年金被保険者全体のリスクの分かち合い（連帯債務外し等）をお願いしつつ、早期解決を図ることとしている。
- こうした改正について、厚生年金被保険者（約3400万人）の理解を得るためには、代行割れを二度と起こさないための制度的措置を導入する必要がある。

具体的な仕組み

- 施行日から5年経過後（特例解散の終了時点）は、毎年度の決算において、以下のいずれかの要件を満たしている基金のみ存続できるとし、要件を満たさない基金に対しては、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて解散命令を発動できることとする。

基準の考え方＝「代行資産の保全」の観点から設定

- (1) 市場環境の短期変動による代行資産の毀損リスクを回避できる積立水準

【具体的基準】

純資産（時価） \geq 最低責任準備金（代行部分の債務） $\times 1.5$ （※）

- (2) 上乗せ部分の積立不足による代行資産の毀損リスクを回避できる積立水準

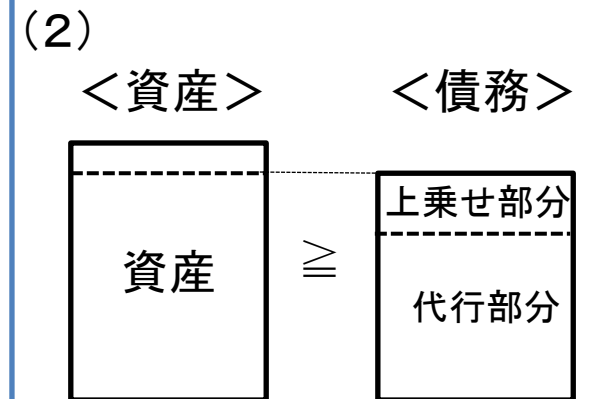
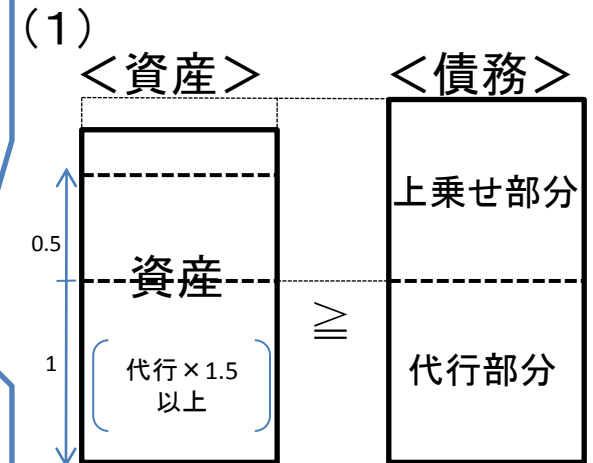
【具体的基準】

純資産（時価） \geq 決算日までの加入期間に見合う「代行＋上乗せ」の債務
（＝非継続基準による要積立額）

※1.5の根拠

- 以下のデータに基づき設定

- ①過去12年間の全基金の決算データでは1～2年の市場環境の変化によっても代行割れしない積立水準は代行部分の1.5倍以上。
- ②今後5年間の運用リスクに対して代行割れを1%未満に抑えるために必要な積立水準は代行部分の1.6倍以上。（保険会社の健全性基準の考え方を参考）

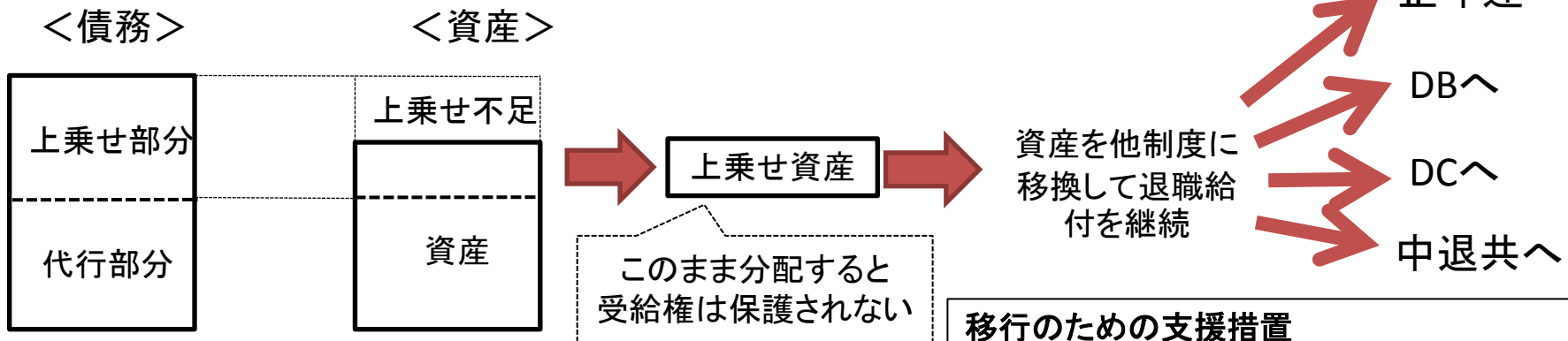


上乗せ部分の受給権を保全するための措置

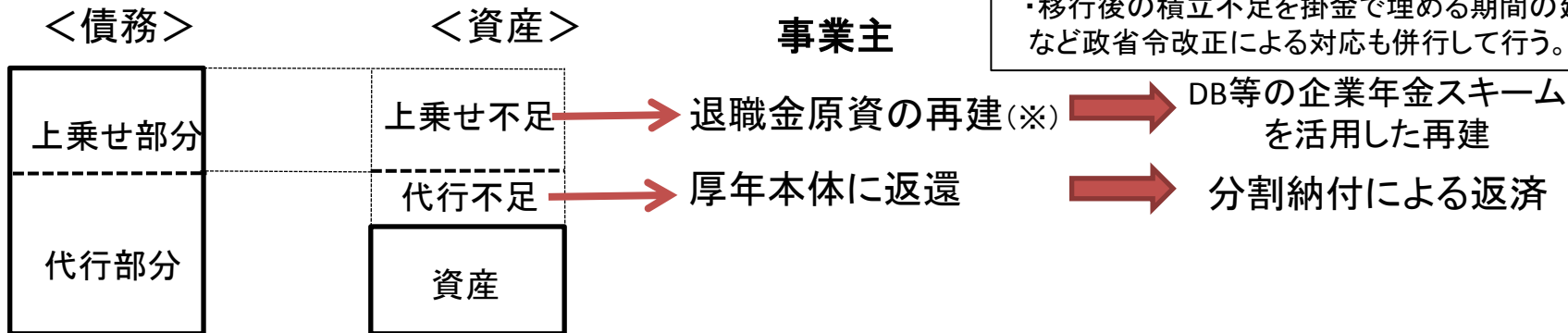
厚生年金基金が解散した場合の基本ルール

- ① 代行給付 = 必ず保全される（厚生年金本体が支給）
- ② 上乗せ給付（3階部分） = 残余財産の範囲内で分配（又は企業年金連合会に移換）

【ケース1：代行割れはしていないが、上乗せ部分は積立不足である基金】



【ケース2：代行割れ基金】



移行のための支援措置

- ・解散後、事業所（企業）単位で既存DBや中退共へ移行できる仕組みを創設（法律事項）
- ・移行後の積立不足を掛金で埋める期間の延長など政省令改正による対応も併行して行う。

※1 一部の基金では、上乗せ給付の原資として加入員からも掛金を徴収しているところがあり、こうした基金が解散後、上乗せ給付を再建するスキームとしての活用も考えられる。

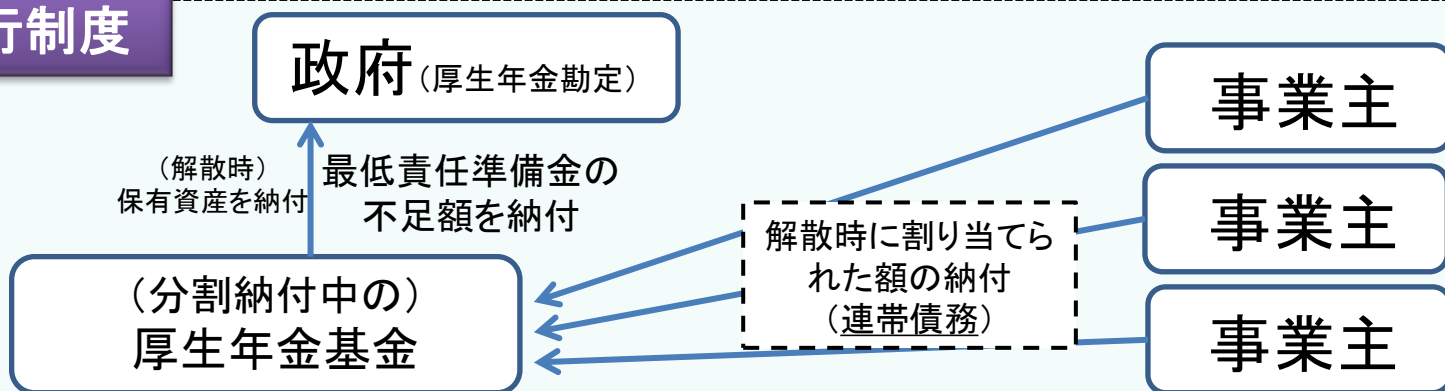
※2 ケース1及びケース2で、代行部分を持ち続けると、公的資金である代行資産を、上乗せ給付の不足に充てるために使い続けることになる。

分割納付の方法の見直し

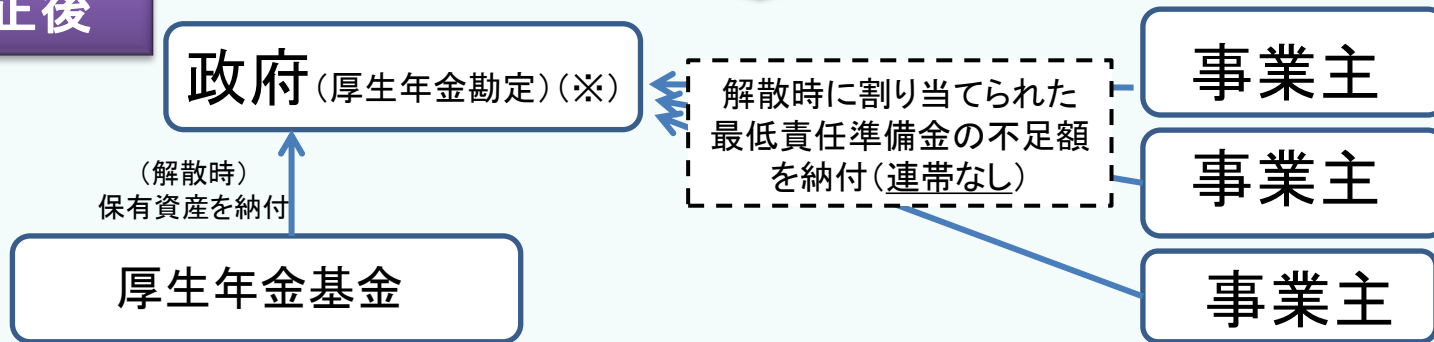
改正概要

- 代行割れ基金が、特例解散により返済額を分割納付する場合、基金が事業主から掛金を徴収し、政府に納付することとされており、倒産事業所が生じた場合、その分の債務は基金に残る。(=残った事業主の連帯債務となる。)
- 今回の改正では、連帯債務問題の解消を図るため、解散時に各事業所の債務を確定し、各事業所が直接政府に最低責任準備金の不足額を納付する仕組みに見直すこととしている。

現行制度



改正後



※徴収事務については、日本年金機構に委託することとしており、また⁸滞納処分の権限については、一定基準に該当する場合は国税庁に委任できることを予定【政省令】

上乘せ部分の受給権を保全するための他制度への移行支援策

上乘せ部分の受給権保全のための移行支援策

(1) 確定給付企業年金(DB)への移行支援

- 移行時の積立不足を掛金で埋めるための期間を延長
- 基金解散後、事業所単位で既存のDBへ移行できる仕組みの創設

(2) 確定拠出年金(DC)への移行支援

- 基金を脱退した事業所の従業員が基金から既存のDCへ資産を移換できるよう規制緩和
- 解散後にDCに移行する場合の積立基準に関する規制緩和

(3) 退職金の再積立支援

- 代行割れ基金の解散後、各事業主が、厚年本体への不足額の返還と、退職金の再積立を両立できるようにするための措置
 - ・ 厚年本体への分割納付期間延長
 - ・ 各事業所が退職金の再積立の観点から、DB等のスキームを活用する場合の積立基準に関する規制緩和

(4) その他

- 基金解散後、企業単位で中小企業退職金共済制度へ移行できる仕組みの創設
- 申請書類や手続きの簡素化
- 中小企業等における企業年金等の導入事例についての情報提供

企業年金の選択肢の多様化

(1) キャッシュバランスプラン(※)の制度設計の弾力化

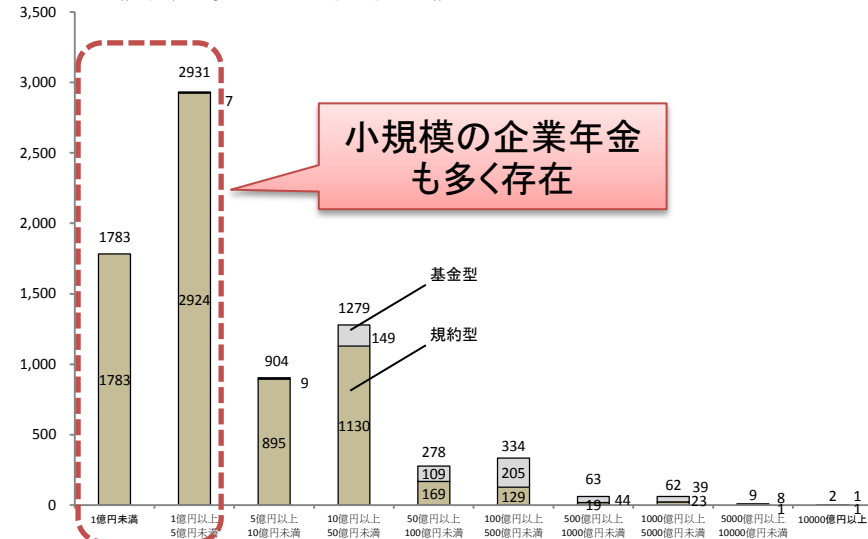
- 給付設計に用いる指標の選択肢を拡大(運用実績、複合ベンチマークを加える)
- 基準金利等の規制緩和(ただし、元本は保証)
※給付水準が国債等の指標に連動する給付設計

(2) 簡易型DBの対象拡大

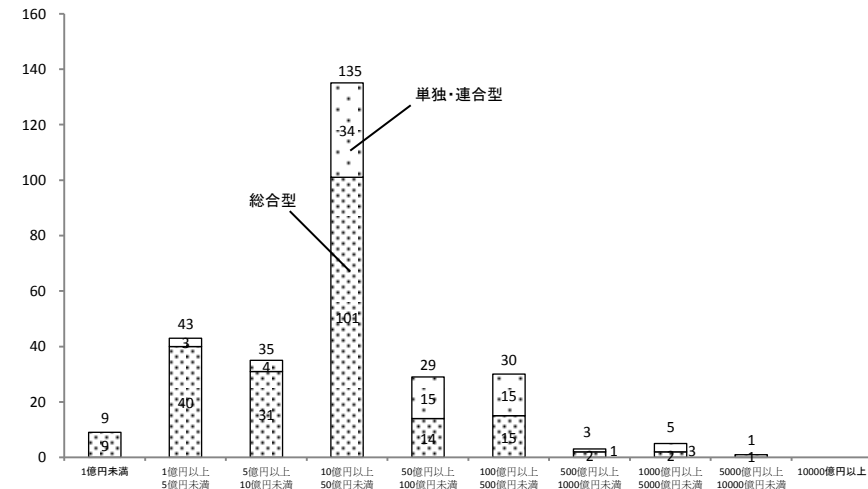
- 中小企業等への企業年金の普及を促進するため、簡易な制度設計(例: 数理計算)や手続きで設立できるDBの対象(※)を拡大する。
※現在は、加入者がいない閉鎖型DBにのみ認められている。

企業年金の資産額の分布

《確定給付企業年金》



《厚生年金基金(上乘せのみ、代行割れ基金を除く)》



改正法案審議の際の附帯決議の内容

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成25年6月18日 参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、経済・社会情勢を踏まえ、解散や他の企業年金等への移行を検討している厚生年金基金の要請に応じるため、本法の速やかな施行に努めるとともに、関係政省令の整備、説明・相談などの適切な対応等により、解散や移行が円滑に行われるよう体制の整備を図ること。
- 二、総合型の厚生年金基金の解散に当たっては、加入員、受給者等に移行先の選択肢を含めて必要な情報が行き届き、その上で最善の意思決定が行われるよう、基金及び母体企業への支援を行うこと。また、基金から他の企業年金等への移行については、基金の母体企業の多くが中小企業であることに鑑み、現行の企業年金制度の手続面での改善等を含め、移行のための支援策を拡充すること。
- 三、厚生年金基金の解散・移行に当たり、母体企業が退職金規程等に基づく退職給付義務を履行するよう指導を行うこと。
- 四、代行給付に必要な資産を有している厚生年金基金が今後代行割れを起こすことのないよう、従来以上に基金の資産状況等に対してモニタリングを実施し、基金が加入員、厚生年金被保険者等に対する情報開示を積極的に行うよう促すなど、適切な対応を行うこと。

法施行後の厚生年金基金

□法施行後は厚生年金基金の新設はできず、施行日において存在する基金は、法律上は『存続厚生年金基金』として位置づけられることとなる。

《法施行後の基金の方向》

厚生年金基金

【解散】

- ・法施行後5年間の**特例解散**(自主解散型、清算型、清算未了特定基金型)
- ・上乗せ年金の再建

- **2. 特例解散等について**
- 3. 財政運営について**
- 4. 上乗せ部分の支援策について**

【代行返上】

- ・確定給付企業年金(DB)への移行支援措置

- **3. 財政運営について**
- 4. 上乗せ部分の支援策について**

【存続】

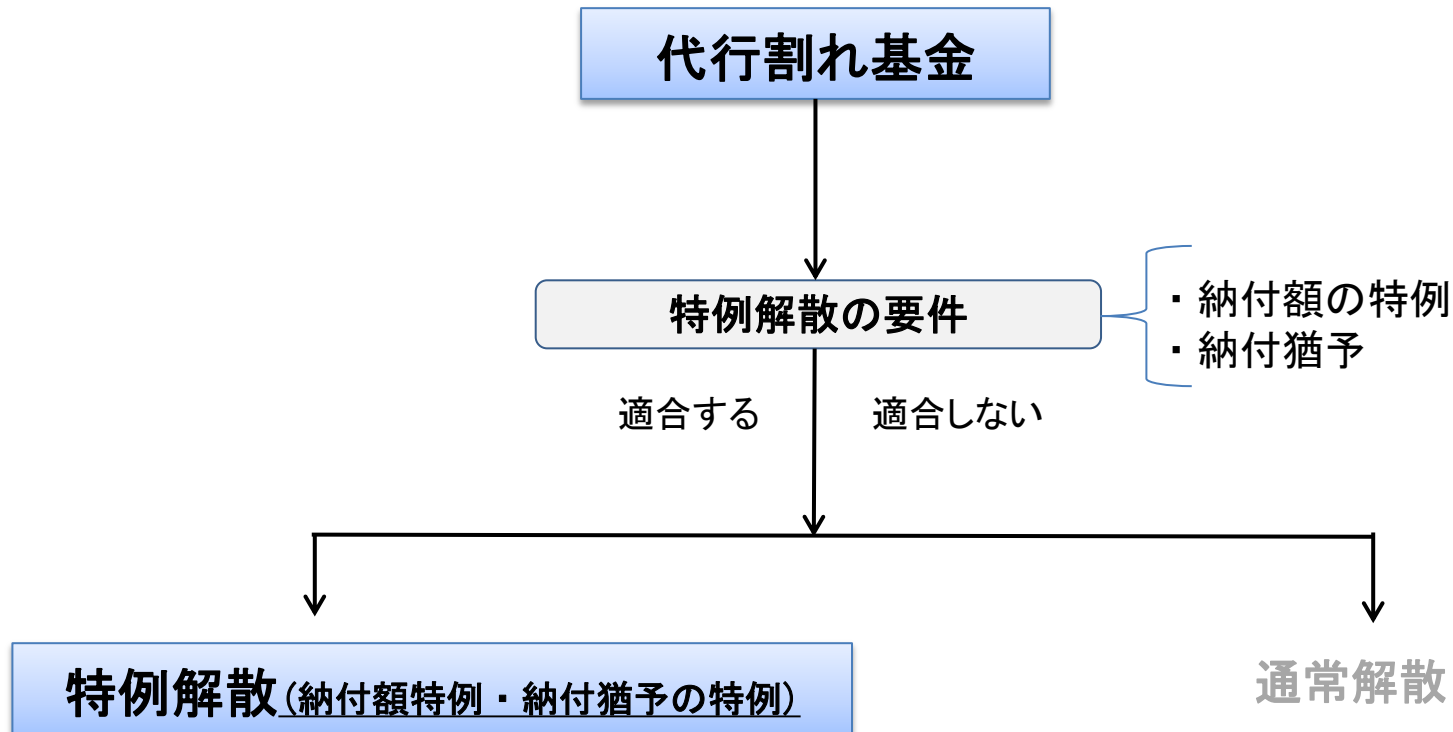
- ・法施行後5年間の財政運営
- ・法施行後5年経過後の存続基準と解散命令

- **3. 財政運営について**

2. 特例解散等

特例解散

- 代行割れ基金が法施行後5年以内に解散する場合、一定の要件を満たす場合は『特例解散』を選択することができる。
- 特例解散の際には、①納付額の特例、②納付猶予の特例、の2つを申請することができる。
※ 特例解散は、自主的に解散を選択する「自主解散型」を基本とするが、例外的な措置として、財政状況が一定水準に満たない等の要件を満たす基金を厚労大臣が解散すべき基金と指定する「清算型」が併せて法定されている。



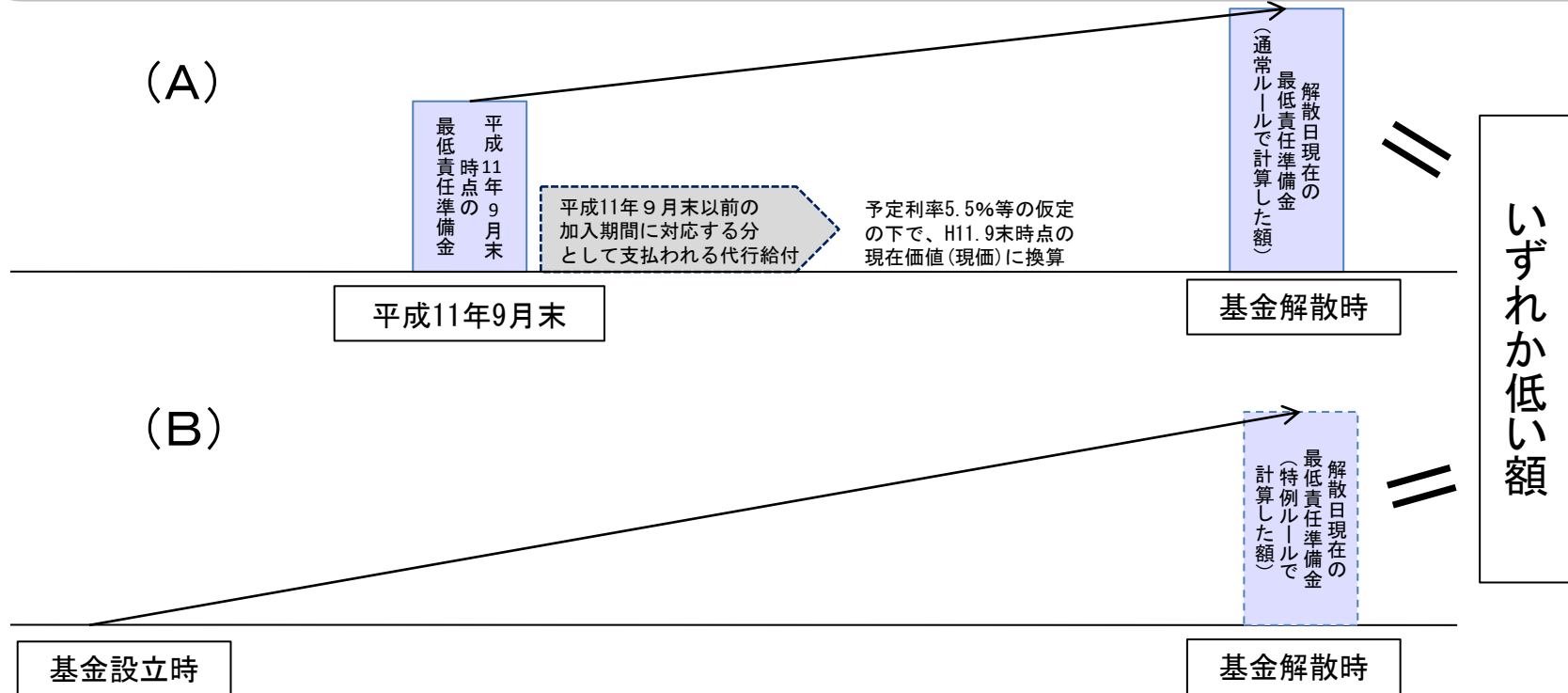
※ 特例を受けた場合、基金名等を公表することが法定されている。

納付額の特例①

□厚生年金基金が解散した場合、最低責任準備金を国に返還する必要があるが、その際、返還すべき最低責任準備金の額について、従前の特例解散と同様、以下の納付額の特例を申請することができる旨を法定。

- (A) 平成11年9月末を起点に元利計算したもの（通常）
(B) 基金設立時を起点に元利計算したもの（特例額）
- いずれか低い額

※(B)の計算において特例額よりも純資産の方が大きい場合は、純資産の額



(※1) 特例の申請期間は、平成26年4月から平成31年3月まで。

(※2) 利率については、期ずれのないものを原則とするが、期ずれのある場合を選択することも可能とする。

(※3) 当月の最低責任準備金＝前月の最低責任準備金＋厚年本体の実績利回り(利子)＋各月の免除保険料(収入)－各月の代行給付費相当額(支出)

(※4) 特例を申請すると、上乗せ給付は全額支給停止。

納付額の特例②

□納付額の特例を受けるためには基金側の業務運営上の努力が必要である旨を法定（具体的要件は政令等で規定）。

□本特例措置は、現行の特例解散制度でも設けられており、政省令等では同様の要件を求めることが適切ではないか。

納付額の特例の認定要件

	法律上の規定	具体的要件
基金	申請日までに業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件	<p>次のいずれにも該当すること</p> <p>○掛金について、次のいずれかを満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請前2年間適切な年金数理に基づいて算定された掛金を徴収していること【政令】 ・申請前2年間において、 $\text{基金の総掛金率} \times 1.4 \div (1 + \text{基金のプラスアルファ水準})$ $- \text{基金の免除保険料率} > 2.6\%$ を満たす掛金を徴収していること【政令・省令】 <p>○給付抑制のための措置を講じていること【政令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付水準の引下げ【通知】 ・加算型基金における選択一時金の停止【通知】 ・代行型基金における代行部分に係る在職等による支給停止措置のプラスアルファ部分への適用【通知】等

納付額の特例③

《法律》

- 基金であって、解散をしようとする日において年金給付等積立金が責任準備金相当額を下回っていると見込まれるものは、厚生労働大臣に対し、責任準備金相当額の減額の認定を申請することができる。(附則第11条)
- 認定の申請は、施行日から起算して5年を経過する日までの間に限り行うことができる。(附則第11条)
- 厚生労働大臣は、申請をした基金が当該申請の日までに業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件に適合すると認めるときは、その認定をする。(附則第11条)
- 厚生労働大臣は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。(附則第11条)

《政令》

- 基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例等の要件として、
 - 一 納付額の特例の申請をした日の属する月前2年間に於いて廃止前厚生年金基金令第33条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は申請日の属する月前2年間の当該厚生年金基金の加入員の標準報酬月額総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額(免除保険料率を除く)の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成21年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く)の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること、
 - 二 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること、等を定めている。
- 基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例の額は、一に掲げる額から二に掲げる額を控除した額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した金額とする。
 - 一 存続厚生年金基金が設立された日から当該存続厚生年金基金が解散した日までの期間に係る代行給付に要する費用に係る収入に相当する額
 - 二 前号の期間に係る代行給付に要する費用に係る支出に相当する額

《告示》

- 「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十一条第七項及び第二十条第三項に規定する減額最低責任準備金相当額の算出方法」を新規制定。

《通知》

- 「年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置」には、加算型の場合で、選択一時金の停止等が該当することを規定している。

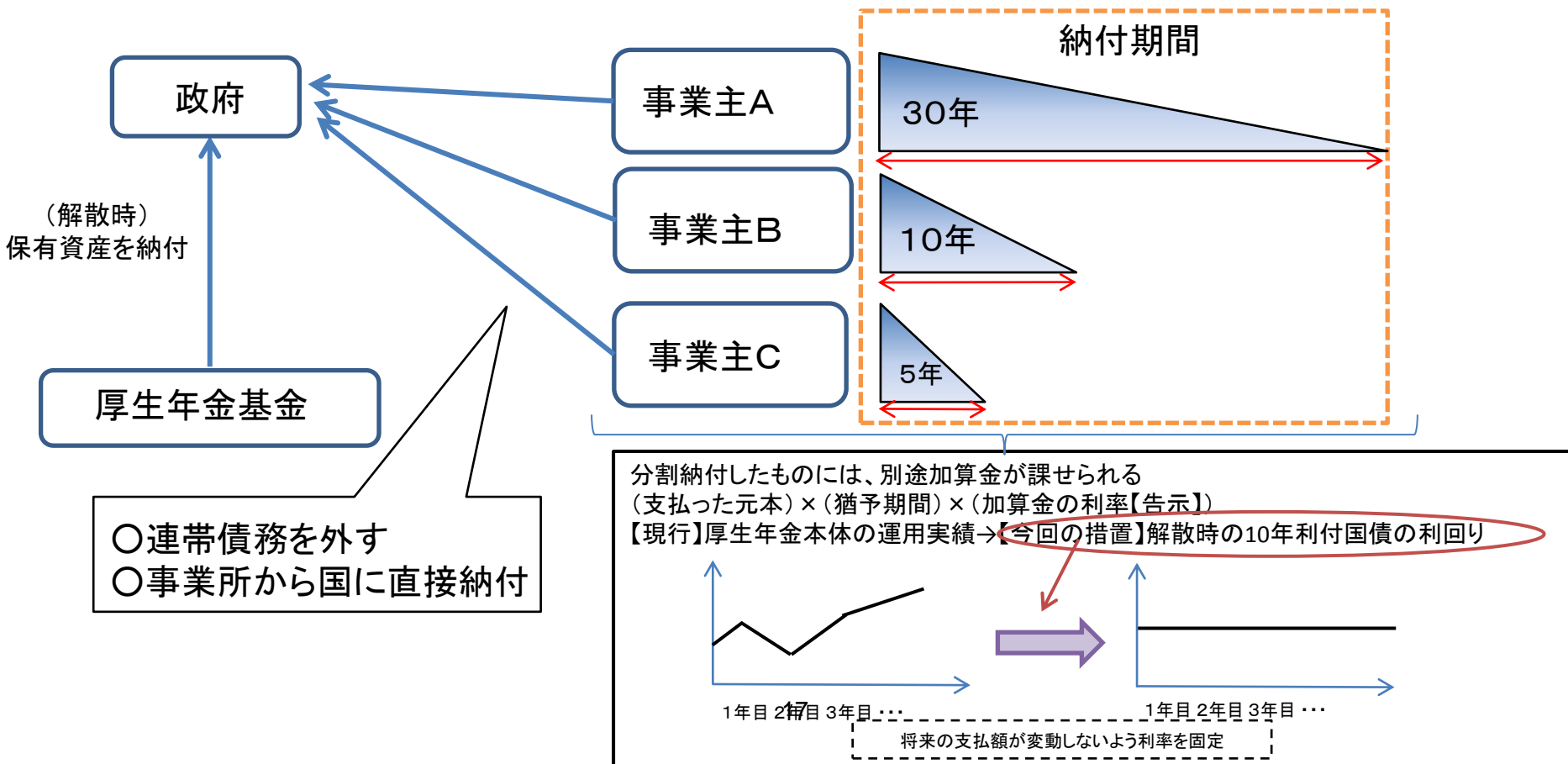
納付猶予の特例①

□通常は解散時に最低責任準備金を一括で国に返済する必要があるが、納付猶予の申請をすることが可能。

□従前の特例解散における納付猶予について、今回の改正により、次の見直しを法定。

①事業所間の連帯債務外し、②利息の固定金利化、③最長納付期間の延長(15年→30年)

□基金が保有する資産は解散後、すべて国に返還し、基金は清算。代行割れ部分を各設立事業所の事業主で負担し、事業主から分割で国に返還する。



納付猶予の特例②～通常の納付猶予～

- 納付猶予の特例については、①通常の納付猶予(最長10年)、②納付猶予期間の延長等、の二段階の構造になっており、それぞれ要件を法定。
- 納付猶予の特例は、基金・事業主がそれぞれ計画を提出して申請することとなり、要件もそれぞれ設定。
- 通常の納付猶予については、
 - ① 基金の要件については、現行の納付額特例と同様、政省令等で現行の納付額の特例と同様の要件を求めることが適切ではないか。
 - ② 事業主の要件については、経営の状況や上乘せ給付の再建の意向を踏まえた納付計画の合理性などを要件として設定してはどうか。

納付計画の承認要件

	法律上の規定	具体的要件
基金	申請日までに業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件	次のいずれにも該当すること ○ 掛金について、次のいずれかを満たすこと ・ 申出前2年間適切な年金数理に基づいて算定された掛金を徴収していること【政令】 ・ 申出前2年間において、 $\text{基金の総掛金率} \times 1.4 \div (1 + \text{基金のプラスアルファ水準}) - \text{基金の免除保険料率} > 2.6\%$ を満たす掛金を徴収していること【政令・省令】 ○ 給付抑制のための措置を講じていること【政令】 ・ 給付水準の引下げ【通知】 ・ 加算型基金における選択一時金の停止【通知】 ・ 代行型基金における代行部分に係る在職等による支給停止措置のプラスアルファ部分への適用【通知】 等
事業主	事業主が納付すべき額を確実に納付するために必要なものとして厚生労働省令で定める要件	次のいずれにも該当すること ○ 収支の状況その他当該設立事業所の経営の状況から見て納付計画等に記載された事業主に係る納付の猶予を受けようとする額及びその期間の設定が合理的であると認められること【省令】 ○ 年を単位として分割して自主解散型納付計画等に記載された当該設立事業所の事業主に係る納付の猶予を受けようとする額の年ごとの額の設定が合理的であると認められること【省令】 ○ 事業主の負担する金額が、事業主ごとの負担方法その他の事情から見て適正であると認められること【省令】

納付猶予の特例③～納付猶予期間の延長等～

- 通常の納付猶予は最長10年だが、一定の要件を満たした基金について、その設立事業所の事業主の納付計画を最長30年まで延長できる等の計画の変更ができる(今回の法改正で最長納付猶予期間を15年から30年に延長)。
- 納付計画の最長30年への延長は、長期にわたる分割納付を認めるものであり、厚生年金被保険者やその事業主の理解を得るためにも、通常の納付猶予と比べて、基金の運営について更なる努力をしている等の要件を求めることとしてはどうか。この場合、上乘せ給付の再建の意向に配慮してはどうか。
- 納付猶予の承認申請と同時に納付計画の変更の申請を行うことができることとしてはどうか。(※1)

分割納付期間の最長30年への延長

	法律上の規定	具体的要件
基金	承認の申請日までに業務の運営について著しく努力し、	<p>納付計画の承認に記載された相当の努力の要件に加え、さらに以下の3つのうち2つ以上に該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○掛金について、次のいずれかを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・申出前2年間適切な年金数理に基づいて算定された掛金を徴収していること【政令】 ・申出前2年間において、 $\text{基金の総掛金率} \times 1.36 / (1 + \text{基金のプラスアルファ水準}) - \text{基金の免除保険料率} > 2.6\%$ を満たす掛金を徴収していること【政令・省令】 ○年金たる給付の減額その他年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用をできる限り抑制していると認められること【政令】 ○基金の運営に要する費用を抑制するために必要な措置その他基金の年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を満たすために必要な措置を講じていること【政令】
	その事業の継続が極めて困難な状況にあるものとして政令で定める要件	<ul style="list-style-type: none"> ○基金の年金給付等積立金の額が当該基金の設立事業所に係る掛金の増加によって責任準備金相当額を上回ることが困難であると見込まれること【政令】

(※1) 通常の納付猶予(最長10年)期間内では、納付できないやむを得ない理由があるときに、延長(最長30年)のための計画変更の申請ができるが、当初の納付計画提出時に30年延長の要件を満たすことが見込まれる場合は同時に提出を可能とする措置。

(※2) 変更申請する場合の事業主の納付計画の承認要件は、前頁の納付計画の承認要件と同じとする予定。

(※3) 被災地の基金には一定の配慮を検討。

納付猶予の特例④

《法律》

- 基金及びその設立事業所の事業主は、それぞれ、責任準備金相当額のうち自らが納付すべき額について、納付計画を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、納付計画の承認を受けることができる。(附則第12条)
- 承認の申請は、施行日から起算して5年を経過する日までの間において、基金及びその設立事業所の事業主が同時に行わなければならない。(附則第12条)
- 厚生労働大臣は、納付計画の承認をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。(附則第12条)
- 厚生労働大臣は、その猶予がされた期間内にその猶予がされた額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、その猶予期間の延長を承認することができる。ただし、その期間は、15年(認定を受けた自主解散型基金の設立事業所の事業主にあつては、30年)を超えることができない。(附則第14条)

《政令》

- 納付計画承認の要件として、年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること等を定めている。
- 納付計画を最長30年に延長する要件は、基金の年金給付等積立金の額が基金の設立事業所に係る掛金の増加によって責任準備金相当額を上回ることが困難であると見込まれること及び次のイからハまでのうち2以上に該当するものであること。
 - イ 申請日の属する月前2年間において廃止前厚生年金基金令第33条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は申請日の属する月前2年間の加入員の標準報酬月額の内総額等に対する掛金の総額(免除保険料額を除く。)の比率が平成23年度における全ての存続厚生年金基金の加入員の標準報酬月額の内総額等に対する掛金の総額(免除保険料額を除く。)の比率を上回っていること。
 - ロ 給付減額その他給付に要する費用をできる限り抑制していると認められること。
 - ハ 基金の運営に要する費用を抑制するために必要な措置その他年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を満たすために必要な措置を講じていること。

《通知》

- 「年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置」には、加算型の場合で、選択一時金の停止等が該当することを規定している。

納付計画提出の特例

追加

- 特例解散による納付猶予を受けるためには、すべての事業主が納付計画を提出することが法定されている(基金が保有している資産を国に納付、残りの額を事業主が国に納付(連帯なし))。
- 円滑な解散を促進するため、特定の事業主が基金と併せて国に納付することが適当であると見込まれる場合には、原則的な取扱いに加えて、一部事業主(連帯あり)が基金と共同して国に納付する形態も認めてはどうか。

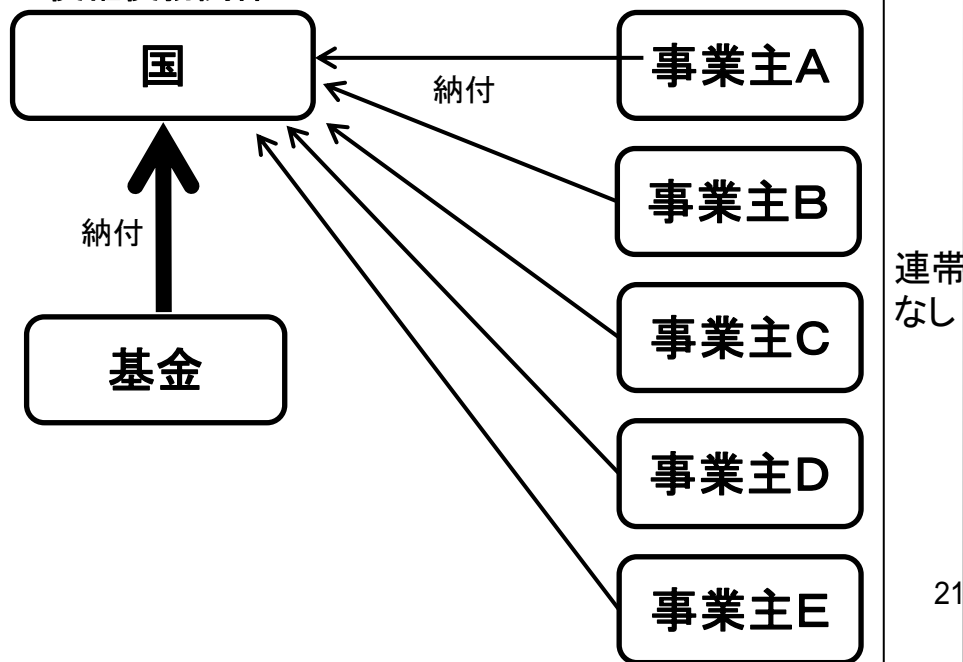
<原則的な取扱い>

[前提条件]

以下の条件を満たすこと(法定)

- ①全事業主が納付計画を提出(基金が保有している財産を国に納付、残りを事業主が国に納付)
- ②[現行方式における(国→基金)の債権額]
=[新方式による(国→基金)と(国→事業主)の債権額の合計]

<債権債務関係>



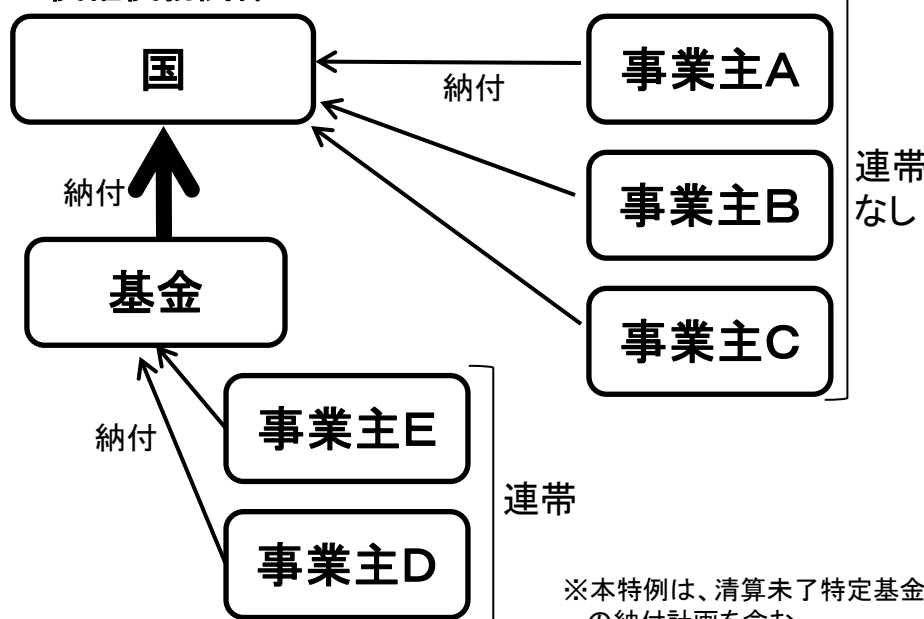
<特例>

[前提条件]

以下の条件を満たすこと

- ①全事業主が納付計画を提出することを原則としつつ、特例措置として、一部の事業主の負担を基金の納付計画に併せて国に提出することも可能(基金が保有している財産と当該事業主の負担分を国に納付、残りを他の事業主が国に納付)
- ②[現行方式における(国→基金)の債権額]
=[新方式による(国→基金)と(国→事業主)の債権額の合計]

<債権債務関係>



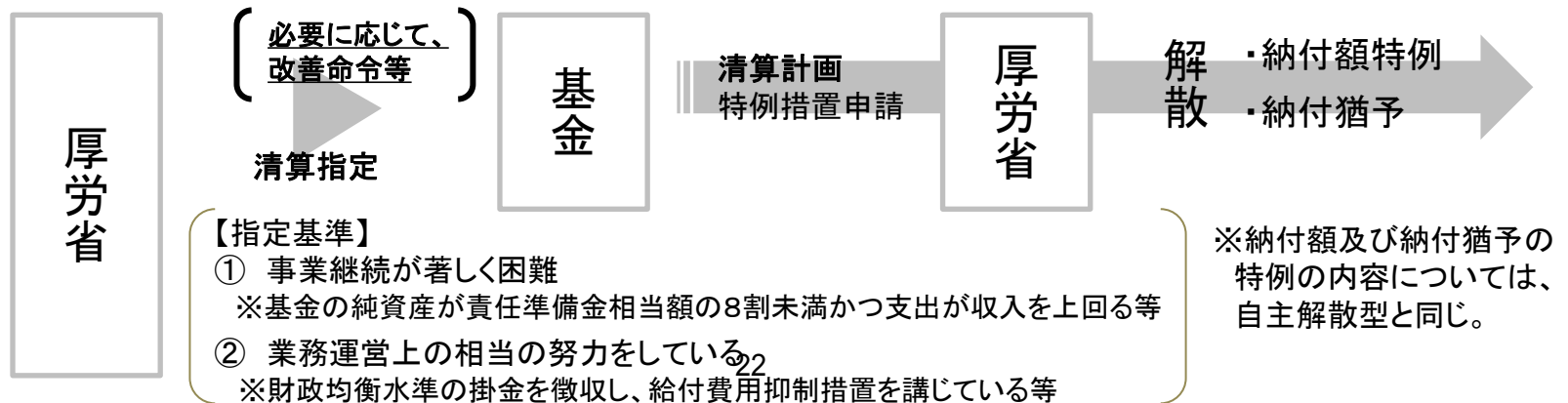
※本特例は、清算未了特定基金の納付計画を含む

清算型基金

追記

- 今回の特例解散制度は「自主解散型」を基本とするが、代行割れを二度と起こさないという観点から、財政状況が一定水準に満たない基金について、「清算型基金」の仕組みを法定。
 - 厚生労働大臣が基金を指定した場合、基金は速やかに清算計画を提出した上で解散となる。
- 清算型基金は、自主解散型と同様に特例措置の申請を行うことができるが、以下の留意点がある。
 - 清算型の指定を受けると直ちに上乗せ給付が停止される。
 - 上乗せ給付の再建について、十分な検討を行うことが困難であり、受給者等が不利益を被る可能性。
- 清算型基金の指定要件を満たす基金であっても、今後の基金の方向性について適切な検討が行われていない場合には、基金として取り得る選択肢を事業主・加入員等に提示した上で、今後の方向性について検討を進めることを求め、必要に応じて、報告徴収(厚生年金保険法第178条)、改善命令(同法第179条)等を行う。
その上で、清算型に指定された場合は、事業主・加入員・受給者に清算型に指定されるに至った基金の財政状況を説明することを求めるとともに、必要に応じて、基金役員の改任命令(同法第179条)等を行い、基金の運営責任を問うこととする。
- 清算型基金については、基金の財政状況とともに、解散や上乗せ再建に向けた取組み状況等を確認し、総合勘案した上で、指定を行うこととする。

〈清算型(自主解散の例外として法定)〉



清算型基金

《法律》

- 法施行後5年以内の間、厚生労働大臣は、社会保障審議会の意見を聴いて、①事業の継続が著しく困難と認められ、②事業運営上相当の努力をしている基金を、清算型基金として指定することができる。(附則第19条)

《政令》

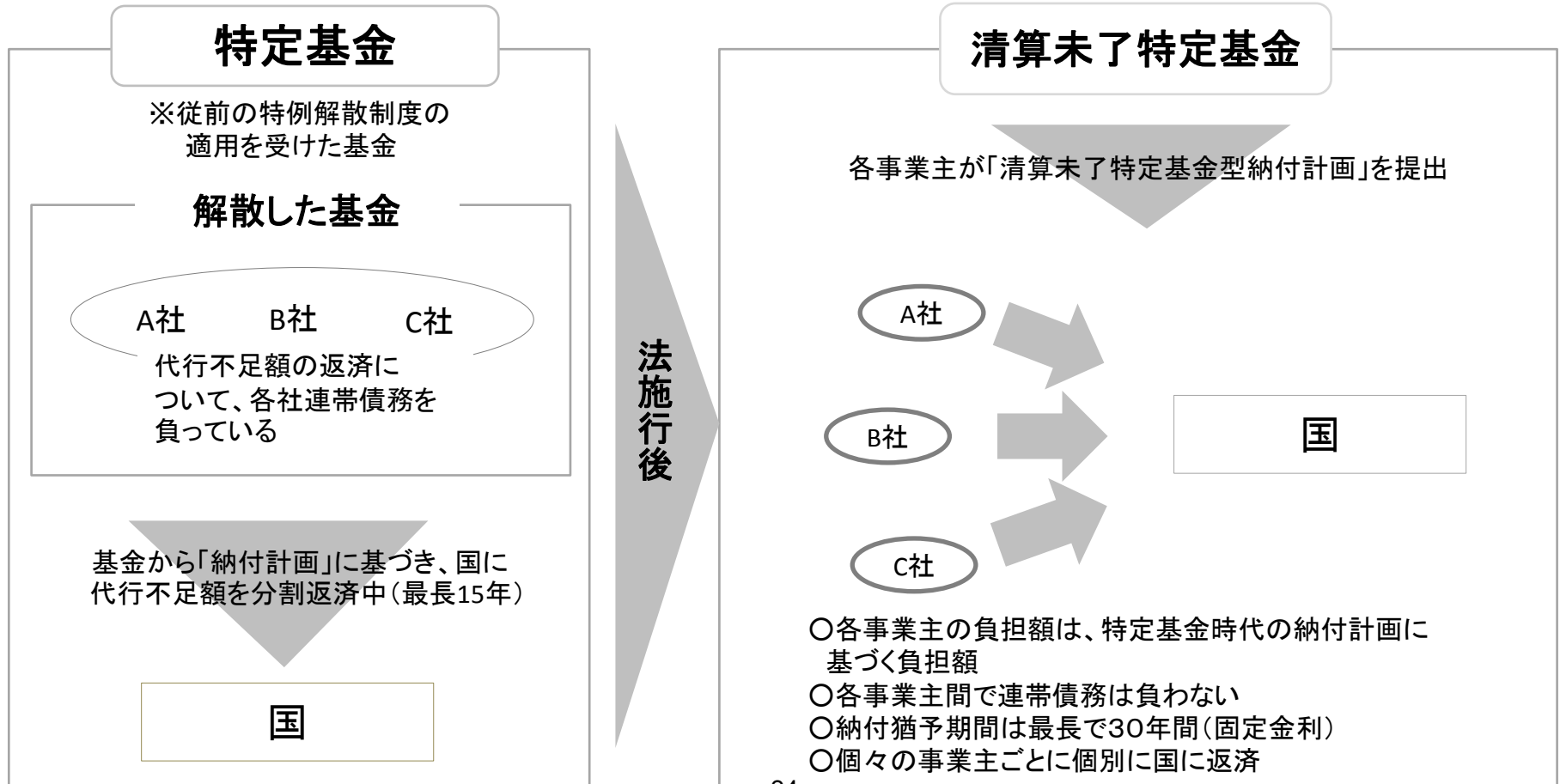
- 清算型基金の指定に際して、①事業継続の困難性の要件は基金の純資産が責任準備金相当額の8割未満かつ支出が収入を上回る等の状況とし、②業務運営上の相当の努力の要件は財政が均衡する水準の掛金を徴収し、給付費用を抑えるための措置を講じていること等とする。

《省令》

- 清算計画は、代議員会において定数の2/3以上の多数により議決して厚生労働大臣に提出する。

清算未了特定基金

- 特定基金制度は今回の法改正により廃止。法施行日において特定基金である基金は、「清算未了特定基金」となる。
- 清算未了特定基金の各事業主は、清算未了特定基金型納付計画を提出することで、今回の法改正に基づく納付猶予の特例措置を受けられることができる。



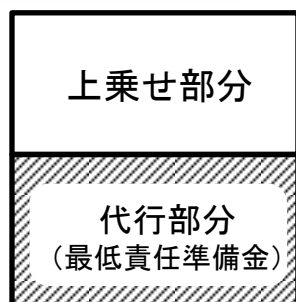
※1平成25年9月末時点の特定基金:5基金

※2納付計画の承認要件と同様の要件を規定する【省令】ほか、調整利率を定める【告示】

最低責任準備金の納付①

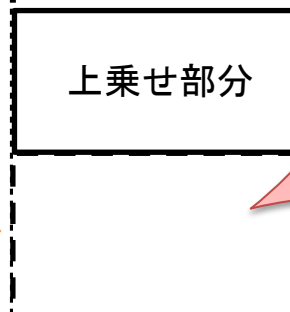
- 今回の法改正により、将来返上の認可を受けた基金は、資産保全の観点から、解散の認可等の前でも責任準備金相当額の全部又は一部を前納できる仕組みを創設。
- 前納できる金額の基準は、給付に充てるべき積立金の額から当該前納しようとする額を控除した額が、代行給付に充てるべき積立金の額を上回るものであることとしてどうか。【政令】
- 代行返上時と同様の条件により、物納を可能とした。

通常の場合



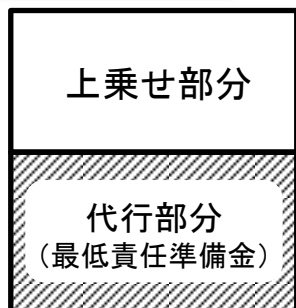
将来返上

解散

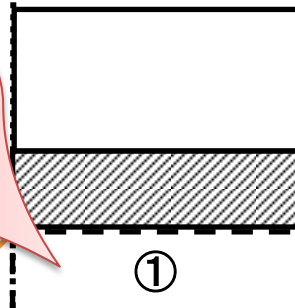


全て一括して
国に返還

前納する場合

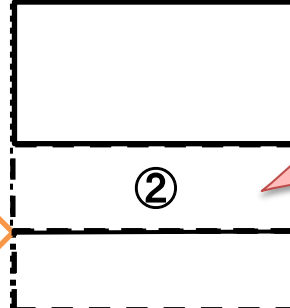


① 全部又は
一部を国に返還
(前納)



①

25



②

② 残りを
国に返還

※前納した額が解散時の最低責任準備金を上回る場合は、差額を還付【政令】

最低責任準備金の納付②

《法律》

- 存続厚生年金基金が解散した場合は、政府は責任準備金相当額を基金から徴収する。(附則第8条)
- 将来返上の認可を受けた基金は、解散の認可等の前でも責任準備金相当額の全部又は一部を前納できる。(附則第10条)

《政令》

- 責任準備金相当額の額は、以下の一に掲げる額と二に掲げる額とを合算した額から、三に掲げる額を控除した額として厚生労働大臣が定めるところにより計算した金額とする。
 - 一 存続厚生年金基金が平成11年9月30日において解散したものとみなして当該存続厚生年金基金が老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者について政府が積み立てるべき責任準備金が当該存続厚生年金基金が解散したことにより増加する額に相当する額
 - 二 平成11年10月1日から存続厚生年金基金が解散した日までの期間に係る代行給付に要する費用に係る収入に相当する額
 - 三 上記二に規定する期間に係る代行給付に要する費用に係る支出に相当する額
- 前納する額の基準は、給付に充てるべき積立金の額から当該前納しようとする額を控除した額が、代行給付に充てるべき積立金の額を上回るものであることとする。
- 政府は、責任準備金相当額の全部又は一部が前納された場合であって、当該前納された額が責任準備金相当額を上回った場合には、その差額を当該前納した存続厚生年金基金に還付する。

《告示》

- 責任準備金相当額の前納を行った場合にあつては、最低責任準備金から当該前納を行った日から解散した日までの期間に係る当該額に係る利子を控除すること等を定める。

法施行後の企業年金連合会①

- 連合会は、法施行後は存続連合会として存続し、代行部分の新規引き受けは行わない。そのため、法施行後に解散した厚生年金基金の代行部分は国に返還することとする。
- 確定給付企業年金法に基づく新連合会が成立したときに、存続連合会は解散する。
- 政省令等では、根拠法が確定給付企業年金法になること等による技術的な規定の整備を行う。

施行日

新連合会設立
→存続連合会解散

連合会

存続連合会

新連合会

業務の根拠
※

- ①厚生年金保険法
- ②確定給付企業年金法
- ③確定拠出年金法

・改正法附則

- ①確定給付企業年金法
- ②確定拠出年金法
- ③改正法附則

業務内容

- ①基金由来の者への給付
(代行部分+上乘せ)
- ②DB由来の者への給付
- ③DCから委託を受けて行う業務

- ・基金由来の者への給付
(代行部分については過去引受のみ+上乘せ)
- ・DB由来の者への給付
- ・DCから委託を受けて行う業務

- ①DB由来の者への給付
- ②DCから委託を受けて行う業務
- ③基金由来の者への給付
(過去引受のみ)

※ 下線部分は設立根拠。

※ 業務の根拠規定の数字は、それぞれ業務内容の数字と対応。27

※ 新連合会となっても、現行の会員サービス等は実施可能。

法施行後の企業年金連合会②

《法律》

- 厚生年金保険法に基づく企業年金連合会は、法施行日後は改正法に基づく存続連合会となる。(附則第37条)
- 存続連合会は、確定給付企業年金法に基づく企業年金連合会の成立の時に於いて、解散する。(附則第70条)
- 政府は、存続連合会が解散したときは、責任準備金相当額を存続連合会から徴収する。(附則第72条)
- 存続連合会の業務は以下のものとする。(附則第40条)
 - ・脱退一時金相当額の移換を受け、基金中途脱退者又はその遺族について存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。
 - ・残余財産の移換を受け、解散基金加入員又はその遺族について存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。
 - ・脱退一時金相当額の移換を受け、DBの中途脱退者又はその遺族について存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。
 - ・残余財産の移換を受け、DBの終了制度加入者等又はその遺族について存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。
 - ・その他、施行日前に引き受けた基金中途脱退者に対する老齢年金給付の支給業務等、経過措置業務を行う。また、残余財産の移換を受け、解散基金加入員等又はその遺族について存続連合会障害給付金又は存続連合会遺族給付金の支給や支払保証事業などができる。
- 確定給付企業年金法に基づく企業年金連合会(新連合会)の業務は以下のものとする。(第2条)
 - ・脱退一時金相当額の移換を受け、DBの中途脱退者又はその遺族について老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。
 - ・残余財産の移換を受け、DBの終了制度加入者等又はその遺族について老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。
 - ・その他、残余財産の移換を受け、DBの終了制度加入者等又はその遺族について障害給付金又は遺族給付金の支給を行うことなどができる。
- 新連合会は確定給付企業年金法に基づく上記の業務のほか、以下の業務を行うことができる。(附則第78条)
 - ・解散した存続連合会から基金中途脱退者等に分配すべき残余財産の交付を受け、当該交付金を原資として、基金中途脱退者等に対し、老齢を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付の支給を行うことなど。

《政省令等》

- 技術的な所要の規定の整備を行う。

主なパブリックコメント(特例解散等について)①

追加

	寄せられた主な意見	対応(案)
1	<p>今回の基金制度見直しについて、基金の果たしてきた役割、改正に至る経過と目的、今後の企業年金制度への取組み方針について、厚生労働省の考え方を各基金理事長宛に発出していただきたい。</p>	<p>お求めのあった文書を来年2月の代議員会に間に合うよう、発出することとしてはどうか。</p>
2	<p>特例解散制度の納付猶予を受けるために必要な納付計画について、全事業主の提出としないでいただきたい。具体的には、基金による代理作成や損益計算書添付の省略をお願いしたい。</p>	<p>自主解散型、清算型、清算未了特定基金において、円滑な解散を促進するため、特定の事業主が基金と併せて国に納付することが適当であると見込まれる場合には、一部事業主が基金と共同して国に納付する形態も認めてはどうか。</p> <p>※原則としては、納付猶予を受けるためには、すべての事業主が納付計画を提出することが必要。なお、添付書類は「収支の状況」がわかる資料であれば、必ずしも損益計算書でなくても構わないこととしている。</p>
3	<p>解散方針を決議して解散計画を提出し、明らかに特例解散を行おうとする基金に対しては、最低責任準備金の不足分に係る利回りについて、分割払いと同様に国債利回りを適用していただきたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、対応してはどうか。</p>

主なパブリックコメント(特例解散等について)②

追加

	寄せられた主な意見	対応(案)
4	<p>清算型解散ではなく、自主解散を行うことに対するインセンティブを示してもらいたい。</p>	<p>当該基金の責任が厳しく問われることも考えられることから、自主解散と比べて清算型解散のデメリットが大きいと考えるが、どうか。 ※自主解散は、上乘せ再建の検討を十分に行うことができるメリットがある。一方、清算型基金に指定された場合には、上乘せ再建の対応等をとることができず、受給者等が不利益を被る可能性がある。</p>
5	<p>特例解散方針決議時に上乘せ給付の支給を停止する規約変更を行った場合、同時に加算掛金(加算標準掛金及び加算特別掛金、または加算標準掛金のみ)を徴収しないこととする規約変更を認めていただきたい。</p>	<p>代行割れ基金で掛金を引き下げることは厚生年金被保険者やその事業主のリスクを増やすこととなり、理解を得るのは困難ではないか。 ※加算掛金を特例掛金等に振り替えることは差し支えないと考えられる。</p>
6	<p>中途脱退者の移換ができなくなるが、薄皮部分(注)については脱退時に一時金で清算することを可能としていただきたい。 (注)基金独自の給付であって、代行部分と同じ給付設計(加入者期間の平均標準報酬(賞与)額×一定乗率)となっている部分(基金は代行部分の乗率(5.481/1000)を上回ることが法定されている)。</p>	<p>改正法によりなおその効力を有するとされた改正前厚生年金保険法第132条により、代行部分を超える額を年金として支給する必要があることを鑑みると、薄皮部分の清算を認めることは困難ではないか。</p>

3. 財政運営

法施行後の財政運営

- 法施行後5年後以降も基金として存続することを目指す場合は存続を前提とした財政運営となる。
- 一方、法施行後5年以内に解散又は代行返上をする予定の場合は、解散又は代行返上に向けた計画にもとづく財政運営となる。

《法施行後の財政運営》

厚生年金基金

【法施行後5年後以降も存続する予定の場合】

- ・ 存続基準に向けた段階的な積立
- ・ 継続基準及び非継続基準の財政検証

【法施行後5年以内に解散又は代行返上する予定の場合】

- ・ 解散計画又は代行返上計画の策定
- ・ 解散計画又は代行返上計画の進捗の検証

法施行後の財政運営について

【5年後以降も厚生年金基金として存続を目指す場合】

□ 継続基準・非継続基準とも適用され、5年後以降存続に向けた段階的な積立水準を満たすことが求められる。また、モニタリングが強化されるほか、5年後以降は、存続基準（代行部分の1.5倍又は最低積立基準額）を下回った場合、速やかに積立不足を解消しなければ、解散命令の対象。

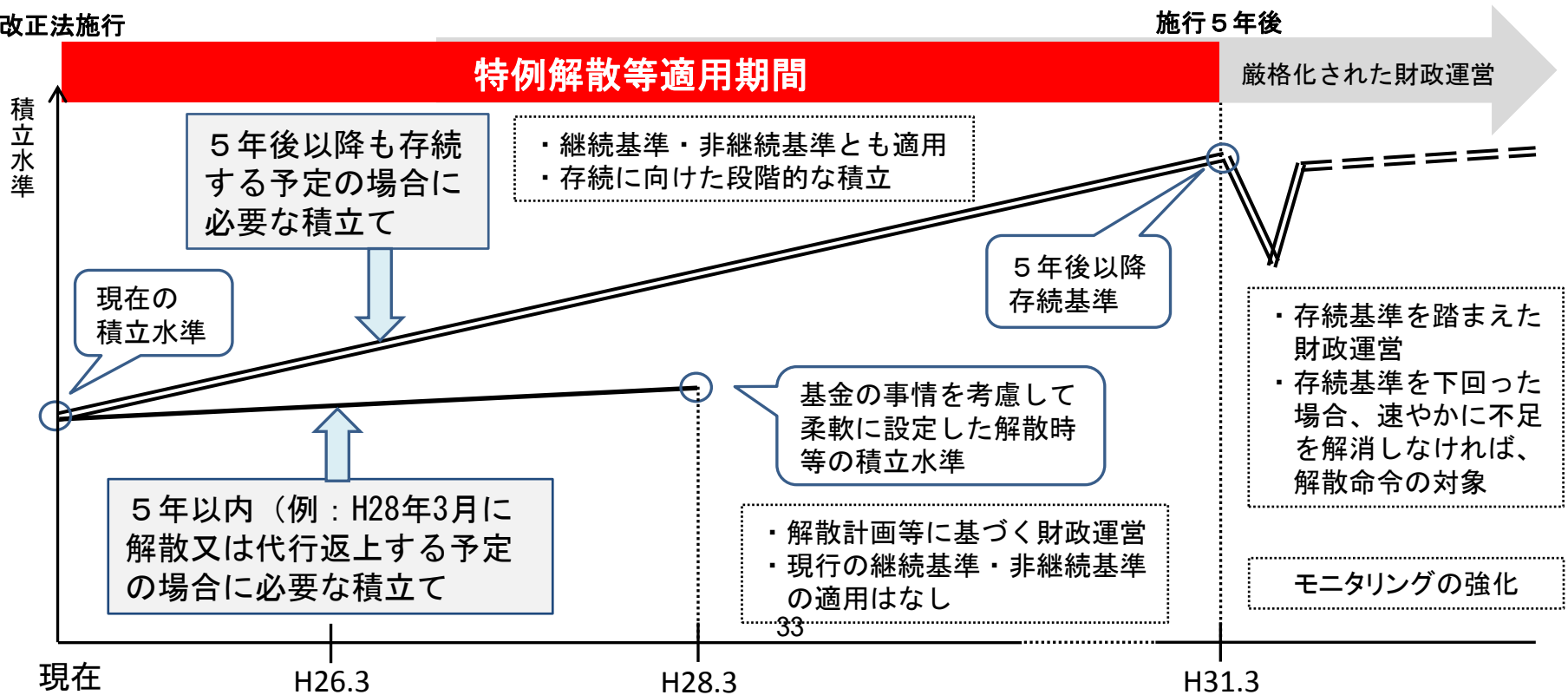
【5年以内に解散又は代行返上する方向性の場合】

□ 基金の事情を考慮して設定した解散計画又は代行返上計画を指針とする財政運営。

➡ 現行の継続基準・非継続基準の適用はない。

〈法施行後の財政運営のイメージ〉

改正法施行



法施行5年以内に解散又は代行返上する方向性の場合

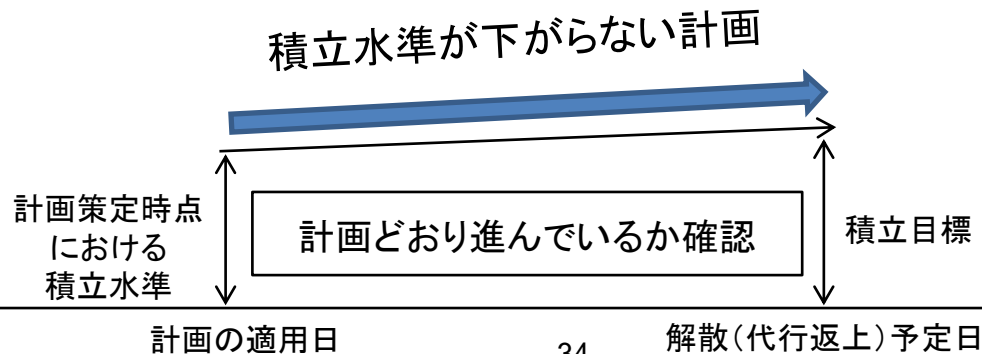
【法施行5年以内に解散又は代行返上する方向性の場合】

- 基金で作成した、解散計画・代行返上計画に基づく財政運営。
- 解散計画・代行返上計画には、計画の適用日及び解散(代行返上)予定日、積立目標等を記載。

資産運用利回りの前提は、

- ① 当基金の過去5年の実績利回り(基金の予定利回りを上限)
 - ② 公的年金の財政見通しにおける運用利回り
 - ③ 最低積立基準額評価上の予定利回り
- のいずれか大きい率を上回らないこと

計画策定時点で確定している
決算時における積立水準



シミュレーションの結果、計画策定時点における積立水準を下回らない水準になること(代行割れの場合は当該条件が満たされること又は代行割れの額が拡大しないこと)。

法施行5年後以降も厚生年金基金として存続を目指す場合

【法施行5年後以降も厚生年金基金として存続を目指す場合】

□非継続基準の財政検証において、従来の最低積立基準額との比較に加え、最低責任準備金との比較を追加。(平成26年度は最低責任準備金の1.1倍、以降0.1倍ずつ増えて平成30年度以降は最低責任準備金の1.5倍との比較。)

〈非継続基準の財政検証〉

- 最低積立基準額との比較は従来どおり。
- 最低責任準備金の1.5倍との比較は、経過的に以下のとおり。

最低責任準備金
との比較

平成26年度
1.1倍

平成27年度
1.2倍

平成28年度
1.3倍

平成29年度
1.4倍

平成30年度～
1.5倍

- 財政検証の結果、純資産が最低積立基準額を下回った場合は、
 - ① 積立比率に応じて積立不足を償却する方法
 - ② 回復計画を作成する方法のいずれかにより、原則翌々事業年度までに対応が必要。
- ただし、①及び②は、最低責任準備金に対する段階的な積立を踏まえ、次頁のような形としてはどうか。

法施行後5年間の財政運営について②

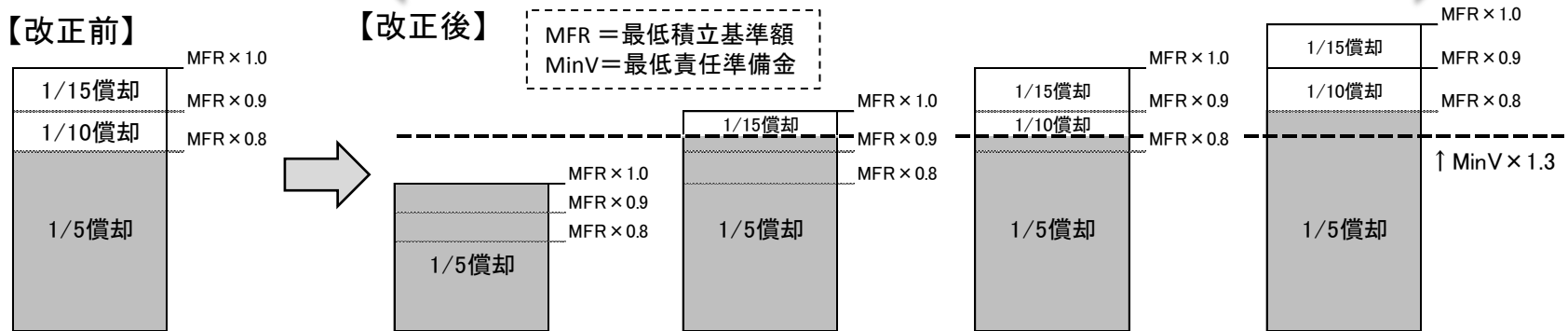
追加

法施行5年後以降も厚生年金基金として存続を目指す場合 — 非継続基準抵触時の対応 —

(1) 積立比率に応じた方法

- 現行は、最低積立基準額 × 0.8に対する不足額が5分の1償却となっているが、
- 改正後は、最低積立基準額と最低責任準備金の一定倍のうちいずれか小さい額に対する不足額まで5分の1償却※とする。

※ 最低責任準備金の一定倍 < 最低積立基準額 × 0.8のときは、現行と同様、最低積立基準額 × 0.8に対する不足額を5分の1償却とする。
 (イメージ図)



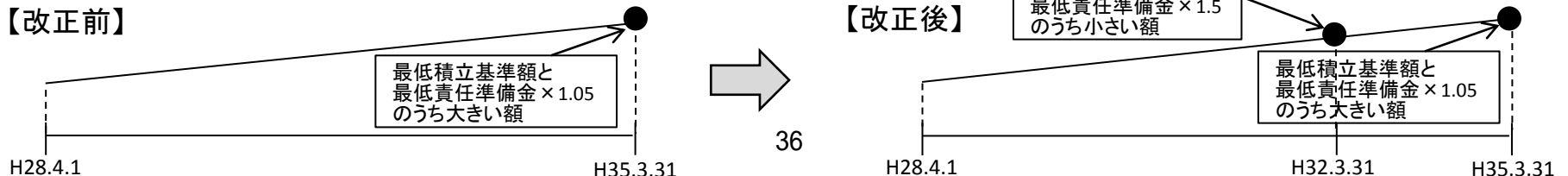
(注1) 改正前は、上図のほか、最低責任準備金 × 1.05に対する不足額の償却額との丈比べあり。

(注2) 改正後は、平成26年度末に非継続基準に抵触し、平成28年度に掛金対応する場合のイメージ図(最低積立基準額 × 1.0、最低責任準備金 × 1.3を基準として算出)。

(2) 回復計画による方法

- 現行は、7年後に最低積立基準額と最低責任準備金の105%のいずれか大きい額まで回復することとなっているが、
- 改正後は、加えて平成31年度末に最低積立基準額と最低責任準備金 × 1.5のいずれか小さい額まで回復することを求める。

(イメージ図)



(注) 改正前、改正後ともに、平成26年度末の非継続基準に抵触し、平成28年度からの計画を作成した場合のイメージ図。

法施行後5年経過後の財政運営について①

- 法施行後5年後以降は、基金として存続するための要件を踏まえた財政運営を行う。
- 存続要件を満たさない場合、速やかに積立不足を解消しなければ、解散命令の対象となる。

5年経過後に存続するための要件

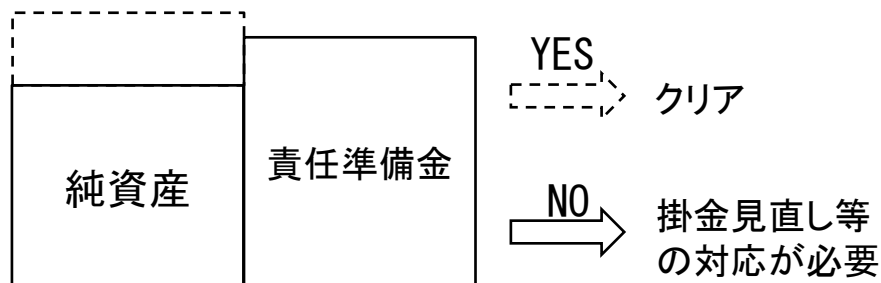
事業年度末において、以下のいずれの要件も満たさない場合には、厚生労働大臣は第三者委員会の意見を聴いて解散を命ずることができる。

- ①純資産 \geq 最低責任準備金 \times 1.5 (代行部分の債務の1.5倍)
- ②純資産 \geq 最低積立基準額 (決算日までの加入期間に見合う「代行+上乘せ」の債務)

法施行後5年経過後の財政検証

〈継続基準〉

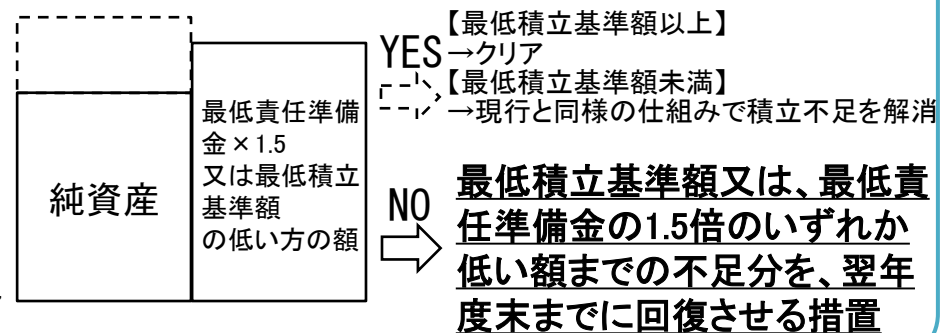
責任準備金(給付債務から今後入ってくる掛金を控除した額)以上の資産を有しているか。



存続要件を踏まえた財政運営

〈非継続基準〉

最低責任準備金の1.5倍又は最低積立基準額のいずれか低い額以上の資産を有しているか。



法施行後5年経過後の財政運営について②

- 代行資産保全の観点から、従来の報告等に加え、以下のとおりモニタリングを強化。
- 参・厚労委附帯決議でも、基金の資産状況等に対する従来以上のモニタリングが求められている。

モニタリングの強化

※法施行後、順次適用。(①②は平成26年4月1日、③④は平成31年4月1日からの適用。)

モニタリングを強化

基金

- ①各月末における最低責任準備金と純資産の額
- ②各四半期末における資産の時価評価額とその構成割合
- ③各四半期末における母体企業の経営の状況
- ④業務委託先に所属していない年金数理人による財政診断の実施

四半期業務報告書の
提出時に併せて報告

厚生労働省

平成25年6月18日 参・厚労委附帯決議 四

『代行給付に必要な資産を有している厚生年金基金が今後代行割れを起こすことのないよう、従来以上に基金の資産状況等に対してモニタリングを実施し、基金が加入員、厚生年金被保険者等に対する情報開示を積極的に行うよう促すなど、適切な対応を行うこと』

その他の措置

法施行後5年経過後も存続する基金に対しては、代行資産の保全の観点を踏まえ、プラスアルファ水準(上乘せ給付の水準)について、以下の措置を講じる。

※平成26年10月1日からの適用。

〈現行〉

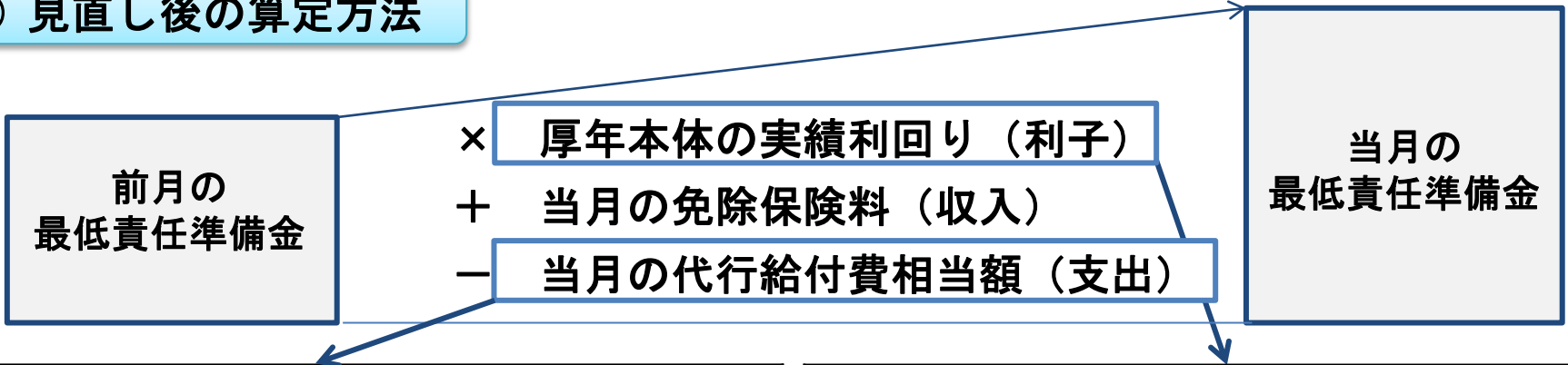
経過措置として代行給付の1割以上のプラスアルファ水準(上乘せ給付の水準)を義務づけ。

〈法施行後〉

給付減額を行う場合のプラスアルファ水準(上乘せ給付の水準)は代行の3割以上を確保。

(参考) 最低責任準備金の算定方法の見直し ①

① 見直し後の算定方法



① 代行給付費の簡便計算に用いる係数の補正

<現行>	<改正後>
0. 875	受給者の年齢区分に応じて3段階に設定。 ※平成17年4月まで遡及可。
	・ 75歳以上 … 1. 00
	・ 65歳以上75歳未満 … 0. 96
	・ 65歳未満 … 0. 69

② みなし7号方式の導入

<現行>	<改正後>
7号方式	7号方式 本体と全く同じ停止をした場合の給付費を算出。
7号方式	みなし7号方式 在職老齢年金及び雇用保険との調整については実績を用い、それ以外については一定率(0.998)を用いて算出。

③ 計算に用いる厚年本体の実績利回りの適用時期のずれ（「期ずれ」）の補正

<現行>	<改正後>
前々年度の確定値を当年分の計算に適用。 (例) 平成13年分の最低責任準備金の計算 → 平成11年度の実績(3.62%)を用いる。	期ずれを解消する。 (確定値+直近は推計値※) (例) 平成13年度分の最低責任準備金の計算 → 平成13年度の実績(1.99%)を用いる。

※厚生年金本体の決算が確定していない年度については、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)が公表する運用結果を用いるものとする。

※なお、解散計画を提出し、納付猶予特例により解散する基金の代行割れ相当額については、解散計画提出時から解散時までの利子は解散後と同様に国債利回りとしてはどうか。

(参考) 最低責任準備金の算定方法の見直し②

② 5年間の特例措置

□ 算定方法の見直しに伴う最低責任準備金の変動により、予定していた解散等が困難とならないよう、法施行後5年間の特例措置として、以下の選択を可能とする。

(1) 代行給付費の算定方法

→法施行後5年間の時限措置として、0.875という係数を用いた算定方式の選択を可能とする。

(2) 元利計算方式における厚生年金本体利率の適用時期

→法施行後5年間の時限措置として、通常解散・代行返上の際の最低責任準備金及び特例解散の際の減額最低責任準備金の算定に用いる元利計算の利率は、期ずれがあるものの選択を可能とする。

〈法施行後5年間の特例措置として選択可能な算定方法のイメージ〉

(1) 代行給付費の算定方法		通常解散・代行返上		特例解散			
		最低責任準備金 (元利計算の起点は平成11年9月末)				減額最低責任準備金※ (元利計算の起点は基金設立時)	
(2) 元利計算方式における厚生年金本体利率の適用時期		期ずれあり	期ずれなし	期ずれあり	期ずれなし	期ずれあり	期ずれなし
7号方式		8通り		16通り			
みなし7号方式							
8号方式	年齢階級別3区分係数	40					
	年齢に関係なく0.875						

※純資産額とのたけくらべ有り

法施行後の財政運営に係る規定について①

《法律》

○存続厚生年金基金が、次のいずれにも該当するときは、厚生労働大臣は社会保障審議会の意見を聴いて、当該存続厚生年金基金の解散を命じることができる。(附則第33条)

- (1) 年度末における年金給付等積立金の額が、最低責任準備金の額に1.5を乗じた額を下回るとき。
- (2) 年度末における年金給付等積立金の額が、最低積立基準額を下回るとき。

《省令》

○法施行後5年以内に解散又は代行返上する予定の基金は解散計画又は代行返上計画を提出することができる。

○解散計画又は代行返上計画を提出した存続厚生年金基金は、当該計画に従って事業を行わなければならない。

○解散計画又は代行返上計画の記載事項に変更が生じたときは速やかに変更後の計画を提出しなければならない。

○解散計画又は代行返上計画には、計画の適用開始日及び解散又は代行返上の予定日、解散又は代行返上に向けた積立金の積立ての目標、目標を達成するために必要な具体的措置等を記載する。

○解散計画又は代行返上計画に基づいた運営が行われている間は、掛金の算定基礎に変更が生じたことを理由とする免除保険料率の算定等が不要。

○存続厚生年金基金は、各四半期の末日において、保有資産を時価により評価し、当該評価額とその構成割合を厚生労働大臣に報告しなければならない。

《告示》

○代行給付費の簡便計算(8号方式)に用いる係数(現行一律0.875)を、受給者の年齢区分に応じた3段階の係数(75歳以上…1.00、65歳以上75歳未満…0.96、65歳未満…0.69)とする。

○代行給付費の算定において、従来の方式(7号方式及び8号方式)に加えて、在職老齢年金及び雇用保険との調整に係る支給停止については実績に基づき、それ以外の支給停止については一定率(0.998)を乗じることにより算定する方式(みなし7号方式)を導入する。

○元利計算に用いる厚生年金本体の実績利回りの適用時期について、いわゆる「期ずれ」を解消する。(実績が確定していない年度については、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)が公表する運用結果を用いるものとする。)

○法施行後5年以内は、代行給付費の簡便計算における従来の一律の係数(0.875)を用いること及び厚生年金本体の実績利回りの適用時期について従来の「期ずれ」があるものとする⁴¹ことを可能とする。

法施行後の財政運営に係る規定について②

《通知》

- 非継続基準の財政検証において、最低責任準備金の1.5倍(平成25年度末は1.05倍、平成26年度末は1.1倍、以降毎年度0.1倍ずつ増加し、平成30年度末に1.5倍)を下回っていないかどうかについて検証することを追加する。
- 法施行後5年経過後は、非継続基準の財政検証において、純資産の額が、最低積立基準額又は最低責任準備金の1.5倍のうちいずれか小さい額を下回った場合は、積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消する方法の例により、翌年度末までに当該下回る額を回復する措置を講ずることとする。
- 解散計画又は代行返上計画を提出した基金は、従来の財政検証に代えて当該計画との乖離状況を検証する。
- 状況の変化により、解散計画又は代行返上計画の積立目標を達成することが困難と見込まれるに至った場合は、
計画の変更を行うこととする。
- 解散計画又は代行返上計画は、以下の基準を満たすものとする。
 - ・最低責任準備金・責任準備金・最低積立基準額に対する積立比率が低下しない又は代行割れが拡大しない。
 - ・掛金率が解散計画又は代行返上計画の作成前より低下しない。
- 四半期業務報告書の提出時に、各月末における最低責任準備金と純資産の額を報告しなければならない。
- 法施行後5年経過後に存続している基金については、業務委託先に所属していない年金数理人による財政診断(年1回程度)を受けなければならない。
- 法施行後5年経過後に存続している基金については、四半期末における基金の母体企業の経営の状況に関する事項を報告しなければならない。

主なパブリックコメント(財政運営等について)①

追加

	寄せられた主な意見	対応(案)
1	厚生年金基金は掛金徴収に多大なる努力をしていることを勘案して、最低責任準備金の減額をお願いしたい。	最低責任準備金を減額することは、厚生年金被保険者やその事業主に負担を求めることとなることから、理解を得ることは困難ではないか。
2	代行返上計画または解散計画を提出すれば、財政再計算の結果を受けた掛金引上げ等を免除していただきたい。	解散又は代行返上を議決し解散計画等を提出した基金には、通常の財政再計算等に伴う掛金対応に替えて計画達成のための掛金対応を求めることとしてはどうか。
3	解散計画を提出した基金に対する財政検証では、解散計画で設定した積立目標を下回ると直ちに掛金対応が必要となっている。これは、掛金対応できなければ、特例解散の認可・承認要件に抵触するとの理解でよいか。	特例解散適用要件の掛金に関する部分は、全基金平均を上回ること又は財政均衡水準となることとしてはどうか。
4	精緻化により必要な掛金変動する可能性があるため、平成26年4月までに提出する解散計画等は簡素な記載内容による仮提出とし、精緻化が反映できる段階で計画の変更の位置づけで再提出を行うことを認めていただきたい。	合理的な理由があれば解散計画等の再提出を拒むものではないが、記載内容は省略できないこととしてはどうか。
5	状況を総合的に判断する観点から、解散計画を来年2月の代議員会で議決することが難しいと考えている。そのため、来年4月からの掛金は解散計画を前提としたものとしつつも、解散計画自体の提出はその後半年程度の猶予期間をいただきたい。	解散計画等は、原則として適用開始までに提出することが必要としてはどうか。 ※代議員会は随時開くことが可能。
6	改正法施行日から5年後において存続している基金は各四半期末での母体企業の経営状況を厚生労働大臣に報告することとなったが、中小企業においては対応困難であるため、報告を求めないでいただきたい。	中小企業からの報告には一定の配慮をしてはどうか。
7	過去5年間の実績平均を運用利回りの前提とした解散計画では掛金の引上げが予想され解散手続きに支障が生じることから、「AIJ投資顧問による異常な年金資産消失がなかったと仮定した場合の利回りの平均」を用いることを認めていただきたい。 45	基金として意思決定した投資の結果である実績利回りを解散計画における利回りとしてはどうか。

主なパブリックコメント(財政運営等について)②

追加

	寄せられた主な意見	対応(案)
8	モニタリング強化のために最低責任準備金・純資産額の報告を求めるとのことであるが、記録整理に専念できるよう、解散方針を決議した基金は不要とされたい。	モニタリング強化は基金継続が前提であるため、解散方針を議決した場合は従来どおりの報告内容としてはどうか。
9	解散事務を行っている間の市場変動等による不足金について、財政運営基準の緩和を求める。	前納等を活用することにより、解散事務を行っている間の市場変動リスクを抑えることは可能ではないか。
10	改正法施行日から5年以内において、代行部分の1.5倍の積立水準に向けた段階的基準を満たせない場合には、不足額を一括拠出することを求めないでいただきたい。	法施行後5年間は段階的な掛金対応としてはどうか。
11	改正法施行日から5年間の移行期間において回復計画を提出した場合は、ある1年で基準に満たないことを理由として、すぐに掛金引上げや解散を迫るのではなく、猶予期間を設けていただきたい。	解散計画等を提出しない場合は5年後以降存続基準に向けた段階的な積立水準に達しているかを検証し、必要な対応を行うこととしてはどうか。
12	解散計画の基準は積立水準の維持ではなく負債から純資産額を控除した額が拡大しないこととすべきではないか。	厚生年金被保険者やその事業主の理解を得るために、積立水準の維持を原則としつつ、代行割れの場合は積立水準の維持又は代行割れ額が拡大しないこととしてはどうか。 ※成熟度が高く最低責任準備金が相当減少している場合には、積立水準の維持が困難であることに配慮する趣旨。

主なパブリックコメント(財政運営等について)③

追加

	寄せられた主な意見	対応(案)
13	積立水準の検証にあたっては、比較する基準時点を毎事業年度末の一時点ではなく、事業年度末以前2～3か月の平均値とすることを可能とするなど安定的な財政運営が行えるよう基準を見直すべきではないか。	積立水準の検証は原則どおり毎事業年度末に行うが、あわせて月次の財政状況モニタリングで把握した情報も踏まえて財政運営を行うことが可能ではないか。
14	施行後5年後以降に存続基準に抵触した場合、翌年度末までに当該下回る額の回復措置を講じることとされているが、総合型基金では加入事業所間の調整に、単独型・連合型基金では母体・親会社・関係会社との調整等に時間を要するケースも考えられることから、十分な検討をお願いしたい。	法施行後5年後以降の存続基準は法定されているので、事業主、母体企業等との調整もできる限り速やかに行っていただくことが必要ではないか。
15	改正法施行日から5年後以降の財政検証において最低積立基準額または最低責任準備金の1.5倍のうちいずれか小さい額を下回った場合であっても、現在認められている積立比率または回復計画による積立不足解消を認めていただきたい。	法施行後5年後以降において存続基準を満たさない状態は改正法附則第33条の規定に反するため、不足は速やかに解消すべきではないか。
16	改正法施行日から5年後以降存続する場合において、業務委託先に所属しない年金数理人の財政診断が求められているが、そうした者は基金の母体企業等に関する理解が足りないため、無駄になるのではないか。	モニタリング強化の観点から、基金の財政運営に関する助言勧告が必要ではないか。 ※業務委託先に属さない年金数理人とするのは、中立的な立場から助言勧告を行う趣旨。

4. 上乗せ部分の支援策

上乘せ部分の支援策について

□加入員、受給者、事業主にも一定のメリットがあることから、上乘せ給付を保全することは重要。
 →当事者である事業主・加入員・受給者に対して、具体的な選択肢が提示され、今後のあり方について検討いただくことが重要。

※参・厚労委附帯決議にも「二、…加入員、受給者等に移行先の選択肢を含めて必要な情報が行き届き、その上で最善の意思決定が行われるよう、基金及び母体企業への支援を行うこと。…」の旨が盛り込まれている。

□代行割れ基金については、分割納付と並行して、上乘せ部分の再建が進められるよう検討。

上乘せ部分の受給権保全のための移行支援策

(1) 確定給付企業年金(DB)への移行支援

- 移行時の積立不足を掛金で埋めるための期間を延長
- 基金解散後、事業所単位で既存のDBへ移行できる仕組みの創設

(2) 確定拠出年金(DC)への移行支援

- 基金を脱退した事業所の従業員が基金から既存のDCへ資産を移換できるよう規制緩和
- 解散後にDCに移行する場合の積立基準に関する規制緩和

(3) 退職金の再積立支援

- 代行割れ基金の解散後、各事業主が、厚年本体への不足額の返還と、退職金の再積立を両立できるようにするための措置
 - ・厚年本体への分割納付期間延長
 - ・各事業所が退職金の再積立の観点から、DB等のスキームを活用する場合の積立基準に関する規制緩和

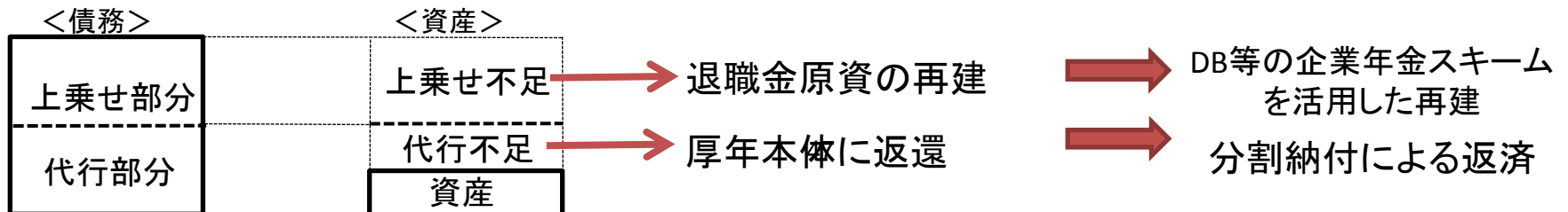
(4) その他

- 基金解散後、企業単位で中小企業退職金共済制度へ移行できる仕組みの創設
- 申請書類や手続きの簡素化
- 中小企業等における企業年金等の導入事例についての情報提供

【代行割れはしていないが、上乘せ部分は積立不足である基金】



【代行割れ基金】



代行割れしている場合

- 特例解散制度は、納付額特例、分割納付、連帯債務外しなど事業主の負担に配慮。
- この場合、あわせて上乗せ給付を再建することが望まれることから、積立不足の償却期間の延長(最長30年)等の支援措置を新たに導入。給付設計等について関係者の合意が得られれば、上乗せ給付を再建することも可能(加入員にとってメリット)。
- また、法施行5年後には特例解散制度がなくなり、財政運営が厳格化して解散時の事業主の負担にも大きく影響。
- 基金の今後のあり方は上記のように事業主・加入員等に大きく影響。特例解散制度の活用等について事業主、加入員、受給者など関係者と十分検討頂き、速やかに今後の方向性を得ることが求められる。

改正法施行
2014.4.1

法施行5年後
2019.4.1

特例解散適用期間

厳格化された財政運営

	特例解散(自主解散型・清算型基金)	通常解散
特例措置	<ul style="list-style-type: none"> ・納付額の特例 ・分割納付(最長30年) ・事業所間の連帯債務外し 	なし
上乗せ支援	<ul style="list-style-type: none"> ・積立不足の償却期間の延長(最長30年)等 	

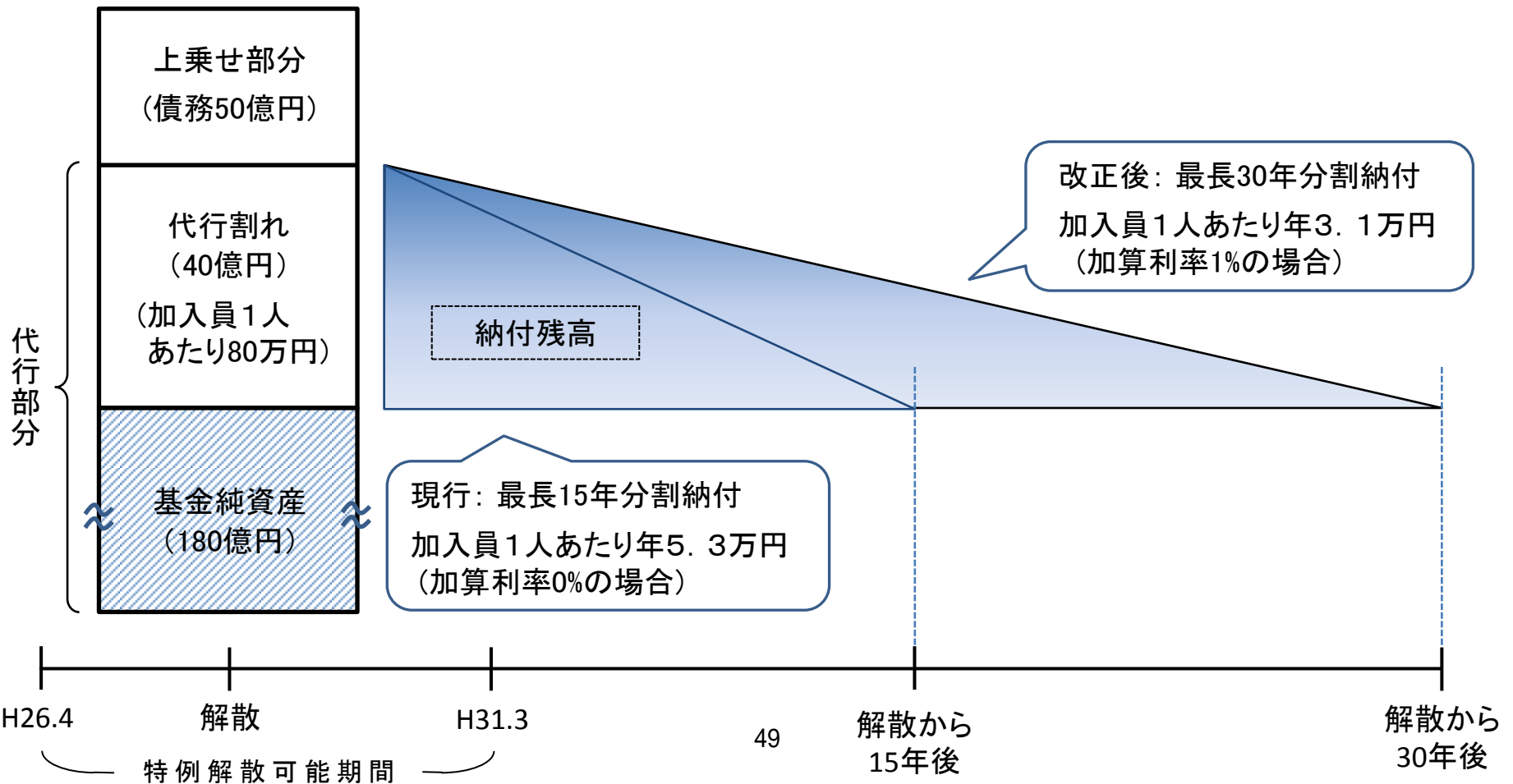
	通常解散
特例措置	なし ※納付額の特例なし、一括納付、事業所間の連帯債務あり、解散命令あり

特例解散のケース(イメージ) - 代行割れしている場合 -

□特例解散制度の改正により、代行部分の分割納付期間を最長30年に延長(現在は最長15年)。

□これにより、代行割れに係る事業主の年間負担額は大幅に減少する見込み。

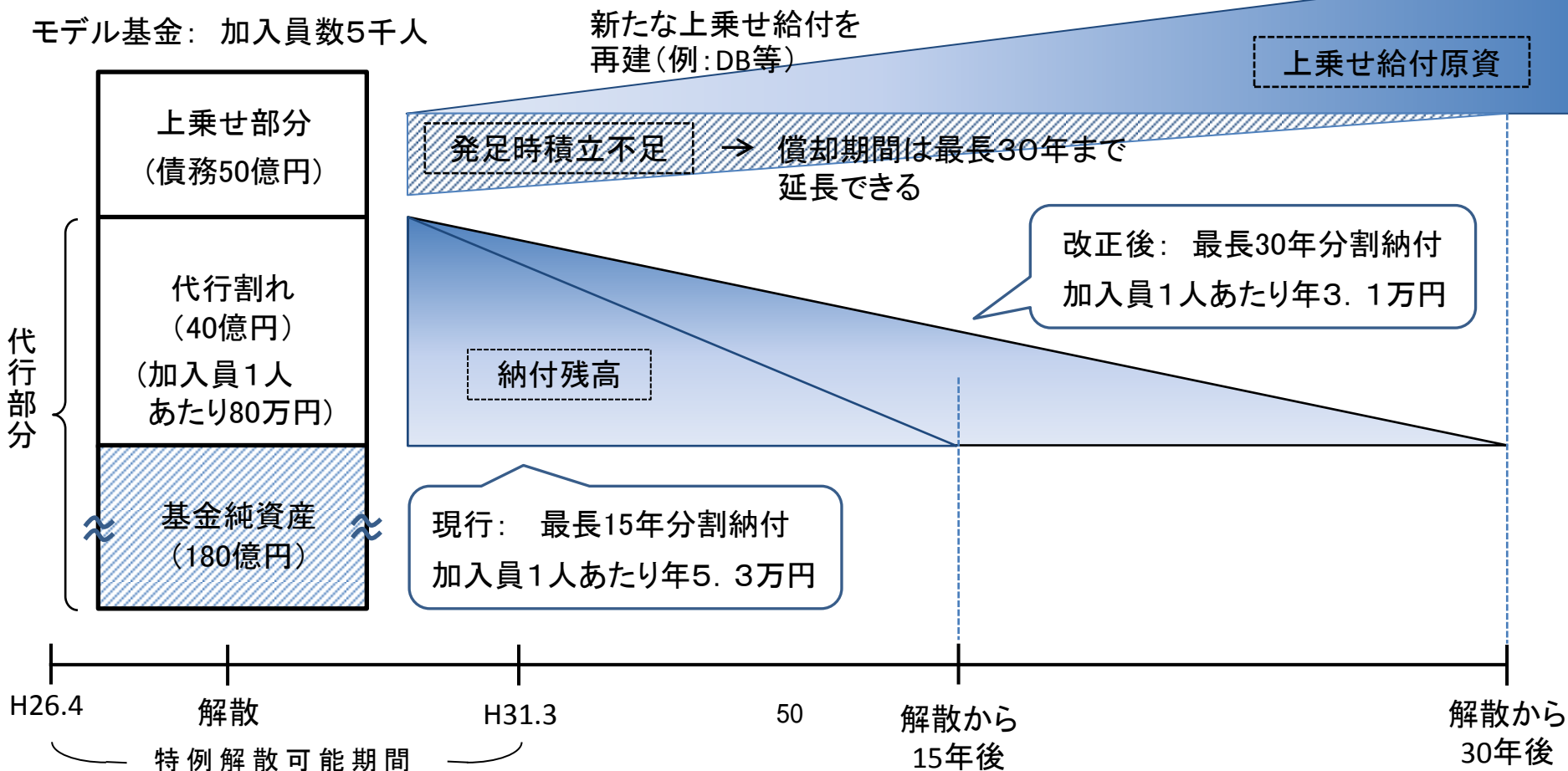
モデル基金： 加入員数5千人



特例解散＋上乘せ給付再建のケース(イメージ)－代行割れしている場合－

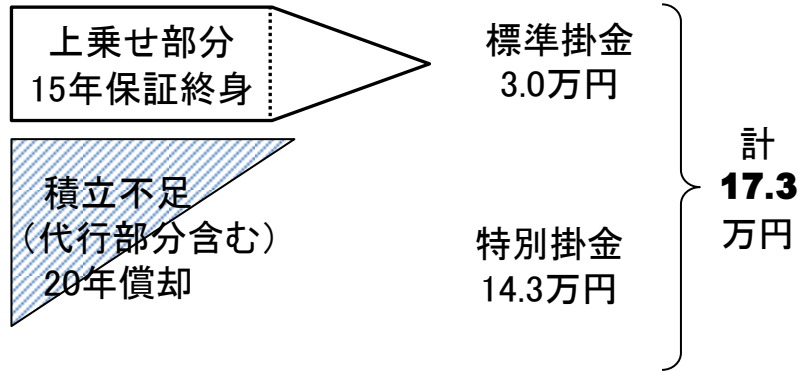
- 上乘せ給付の再建を支援するため、積立不足の償却期間を最長30年に延長(現在は最長20年)
- 新たな特例解散制度と組み合わせることにより、現在の事業主負担程度で上乘せ給付を再建することも可能。
- 受給権保護の観点からも、上乘せ給付の再建が望ましい。

モデル基金： 加入員数5千人

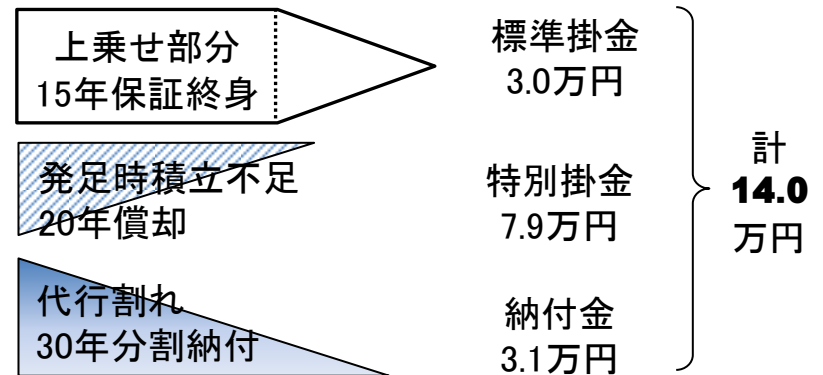


注 前頁のモデル基金(加入員数5千人、加入員1人あたり代行割れ80万円、予定利率5.5%、上乗せ債務50億円等の前提のあるもの)の場合のイメージであり、各基金での実際の試算結果は各基金の実情に応じたものとなる。

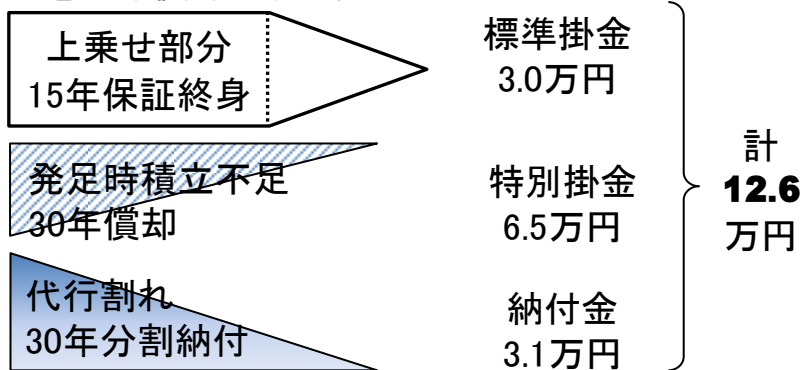
① 現行(予定利率5.5%)



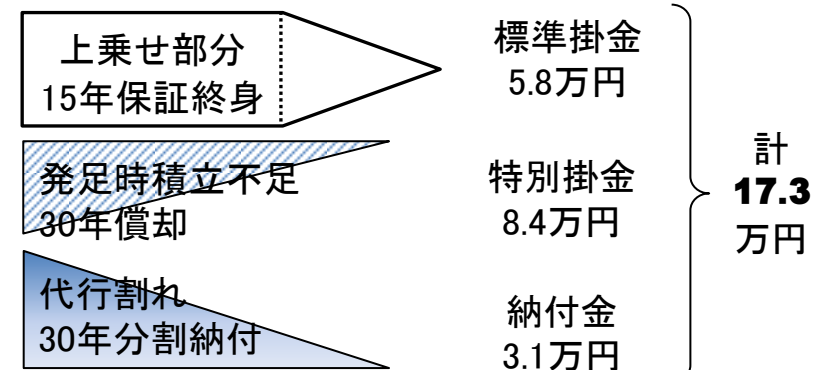
② 特例解散して、現行の設計のDBを再建する。



③ ②で発足時積立不足を30年償却にする。



④ ③で①と同じ負担総額になる水準(3.5%)まで予定利率を下げる。



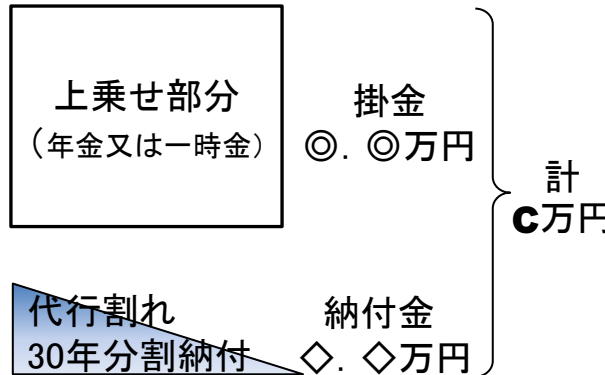
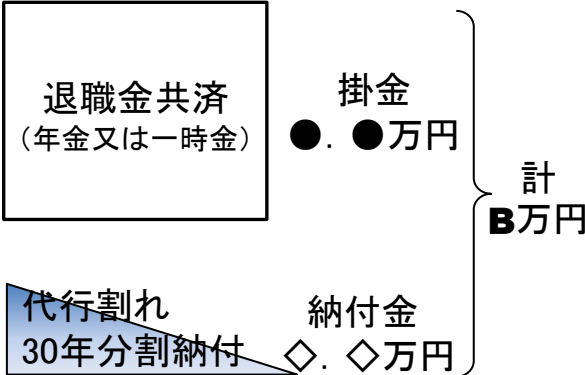
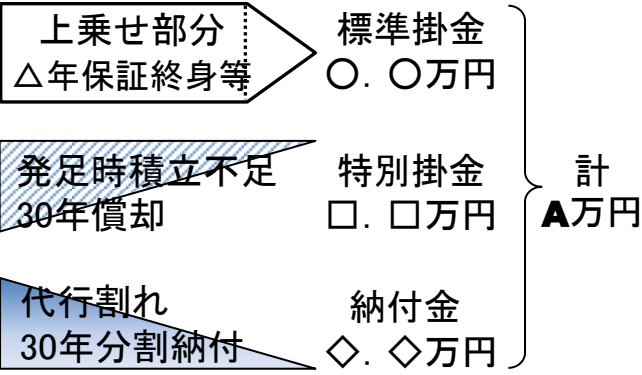
※1現行予定利率を続ける②, ③は、予定利率を下げる④よりも、将来的に追加で特別掛金が発生する可能性が高くなる。
 ※2事業主負担を大きく変えずに予定利率を下げて上乗せ給付をDBで再建する際には、④以外にも、資産運用リスクを抑えるキャッシュバランス型や確定年金など、厚年基金より柔軟に様々な設計をすることが可能。
 ※3詳細設計時には、キャッシュ・フロー面にも配慮が必要である。

⑤ 事業所ごとに適した制度を実施。

DBを実施する事業所

中退共※に加入する事業所

DCを実施する事業所



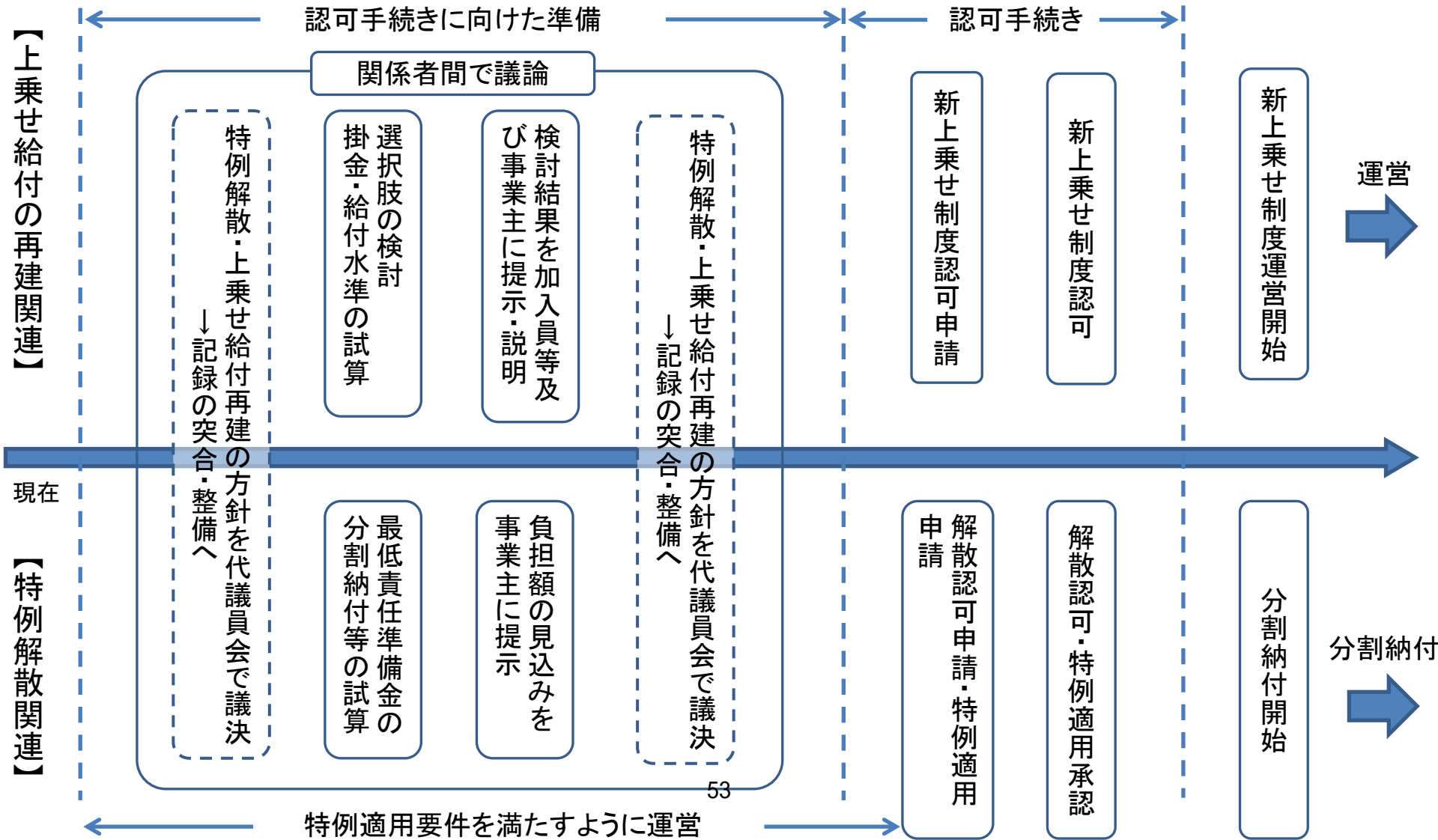
※中小企業退職金共済制度



個々の事業所の加入員等のニーズや負担能力に応じたスキームで上乗せ給付の再建が可能。

特例解散して上乗せ給付を再建する場合のプロセス

□ 新たな上乗せ給付の検討・手続きを特例解散の検討・手続きと並行して進めることにより、新たな上乗せ制度の運営を円滑に開始できる。



上乘せ資産がある場合

- 法改正に伴い、積立不足の償却期間の延長(最長30年)、DC移行時の積立基準緩和等の支援措置を充実させることから、従前よりも代行返上又は解散して他の制度に移行することが容易に。
- また、法施行5年後は財政運営の基準が厳格化され、基準を下回れば解散命令(特例措置なし)の対象となることに留意。
- 基金の今後のあり方は上記のように事業主・加入員等に大きく影響。基金継続と代行返上等のメリット・デメリット等を整理した上で事業主・加入員・受給者など関係者と十分検討頂き、速やかに今後の方向性を得ることが求められる。

法施行
2014.4.1

法施行5年後
2019.4.1

代行返上計画等による柔軟な財政運営が可能

厳格化された財政運営

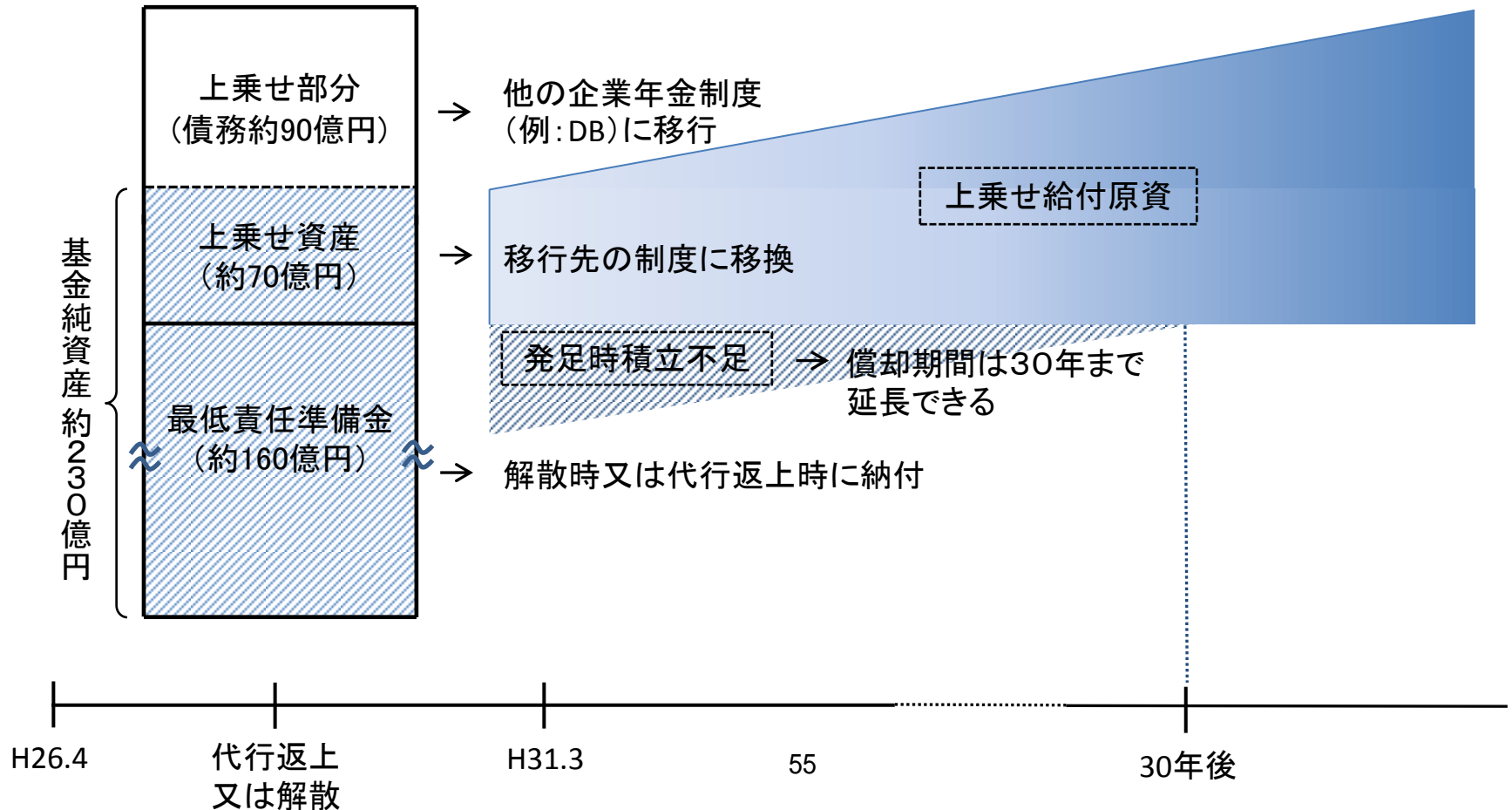
上乘せ 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・DBに移行した場合の積立不足の償却期間の延長(最長30年) ・解散後にDCに移行する場合の積立基準に関する規制緩和 ・解散後に事業所(企業)単位で既存のDBや中退共への移行が可能 <p style="text-align: right;">等</p>
-----------	--

	特例解散(代行割れ基金)	通常解散		通常解散
特例 措置	<ul style="list-style-type: none"> ・納付額の特例 ・分割納付(最長30年) ・事業所間の連帯債務外し 	なし	特例 措置	なし ※納付額の特例なし、一括納付、事業所間の連帯債務あり、解散命令あり

他の企業年金制度に移行するケースー上乗せ資産がある場合ー

□代行返上又は解散して上乗せ給付を他の制度に移行する場合、新たな上乗せ給付の設計次第で、事業主負担をそれほど変えることなく、他の制度に移行することが可能となる。

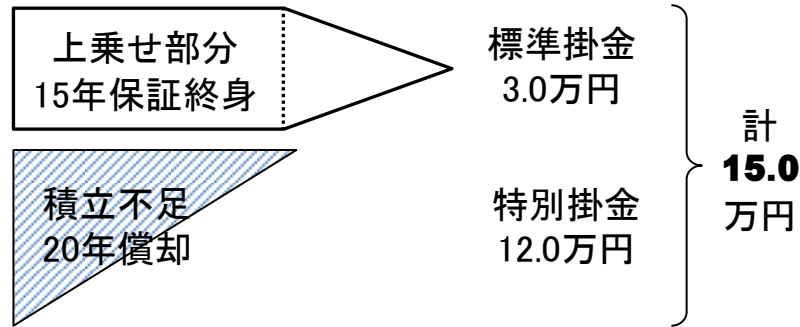
モデル基金： 加入員5千人



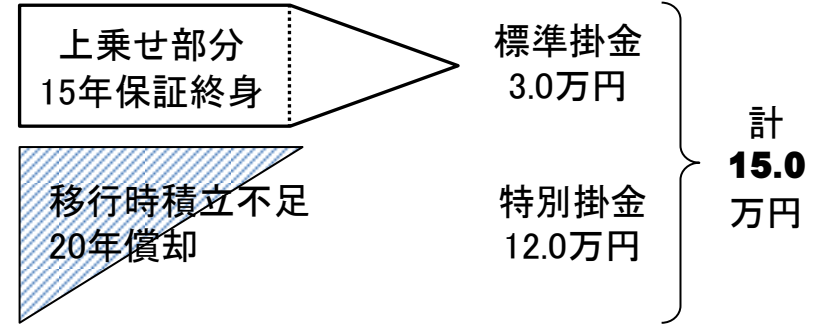
上乗せ給付移行の検討例(金額は加入員1人あたり事業主負担年額) — 上乗せ資産がある場合 —

〔注 前頁のモデル基金(加入員数5千人、上乗せ部分の予定利率4.0%、上乗せ債務約90億円等の前提のあるもの)の場合のイメージであり、各基金での実際の試算結果は各基金の実情に応じたものとなる。〕

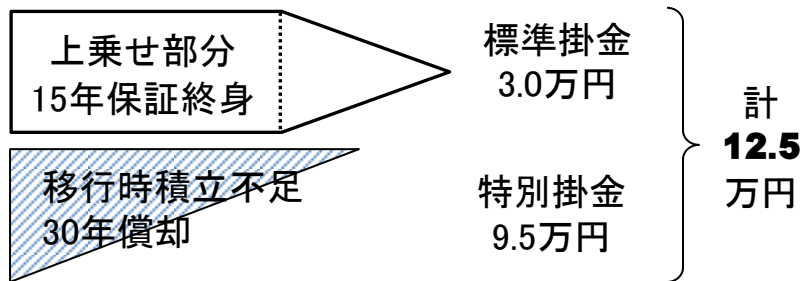
① 現行(予定利率4.0%)



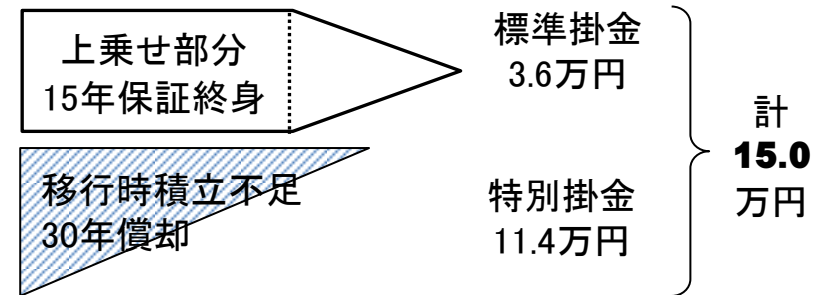
② 代行返上又は解散して、現行の設計のDBに移行する。



③ ②で移行時積立不足を30年償却にする。

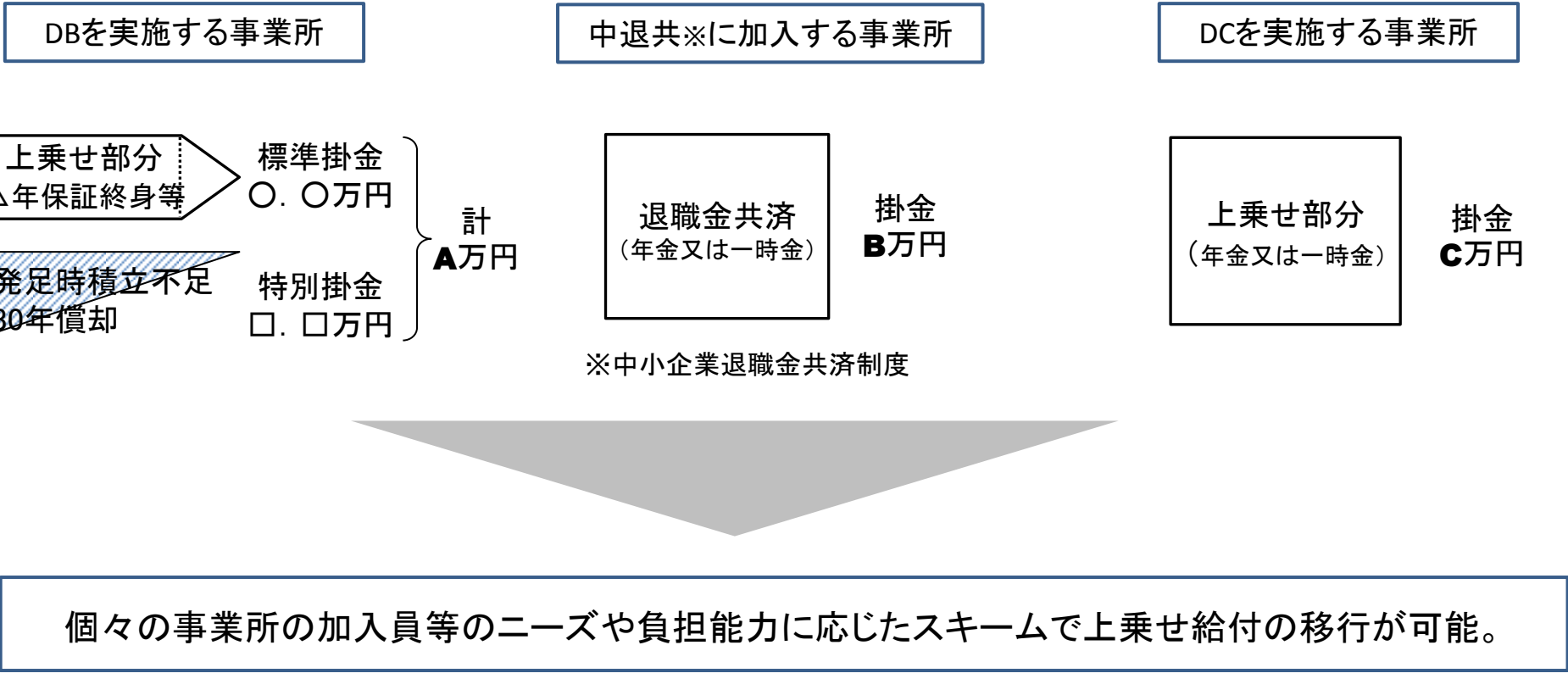


④ ③で①と同じ負担総額になる水準(3.5%)まで予定利率を下げる。



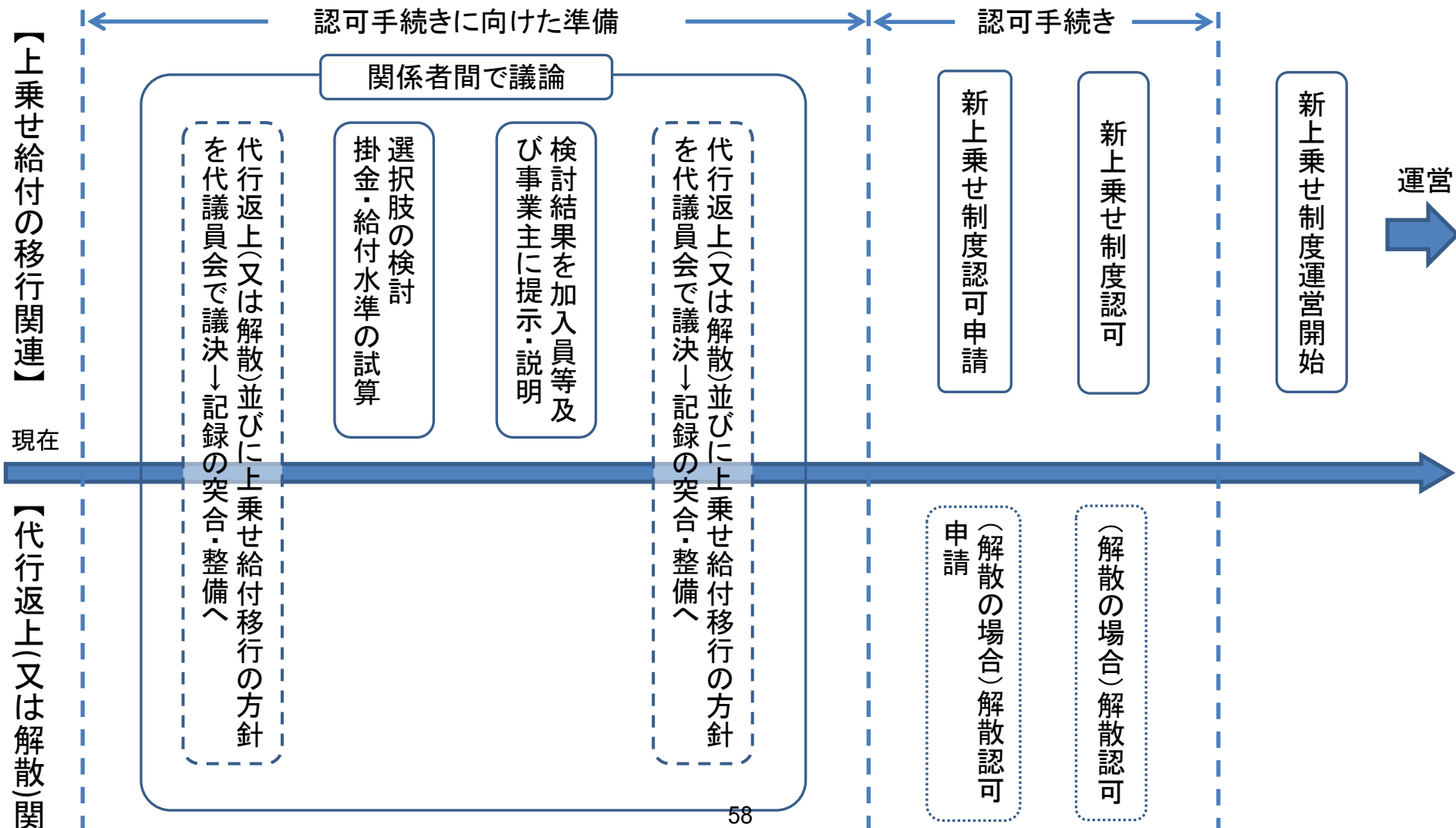
※1現行予定利率を続ける②, ③は、予定利率を下げる④よりも、将来的に追加で特別掛金が発生する可能性が高くなる。
 ※2事業主負担を大きく変えずに予定利率を下げて上乗せ給付をDBで再建する際には、④以外にも、資産運用リスクを抑えるキャッシュバランス型や確定年金など、厚年基金より柔軟に様々な設計をすることが可能。
 ※3詳細設計時には、キャッシュ・フロー面にも配慮が必要である。

⑤ 事業所ごとに適した制度を実施。



上乗せ給付を他制度に移行する場合のプロセス(代行返上し全事業所まとめて移行するケースが主眼)

□新たな上乗せ給付の検討・手続きを代行返上(又は解散)の検討・手続きと並行して進めることにより、新たな上乗せ制度の運営を円滑に開始できる。



※全事業所まとめて代行返上により移行しない場合、事業所ごとに適した制度に移行するか解散することとなる。

確定給付企業年金(DB)への移行支援①

- 今回の法改正により、上乗せ部分を有している厚生年金基金が解散した場合、上乗せ資産を事業所単位で確定給付企業年金（DB）に移行できる仕組みを創設。
- DBへの移行は事業所単位を基本とするが、一定の場合に限り、事業所の一部（特定の従業員）のみをDBに移行することも可能とする【政令】

厚生年金基金 → 解散

A事業所

- ・A事業所が既に実施しているDBに資産を移行

厚生基金の上乗せ資産

既存DB

B事業所

- ・DBを新設して資産を移行

厚生基金の上乗せ資産

新設DB

C事業所

D事業所

E事業所

- ・別の事業所が実施しているDBへ移行

- ・事業所の一部のみをDBへ移行(※)

F事業所

DB

G事業所

DB

今回の改正により、
多様な方法でDBへの
移行が可能に

※DBの事業主が事業の一部を承継した場合や規約にあらかじめ加入員の一部に係る残余財産の交付をDBの事業主が受けることを定める場合等【政令】

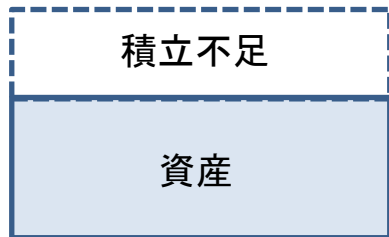
確定給付企業年金(DB)への移行支援②

- 解散・代行返上してDBを実施する場合、予定償却期間を3年以上30年未満に延長。
- 許容繰越不足金を標準掛金の最長30年分の現価に緩和。
- 解散・代行返上してDBを実施する場合、定率償却で償却する割合を緩和。

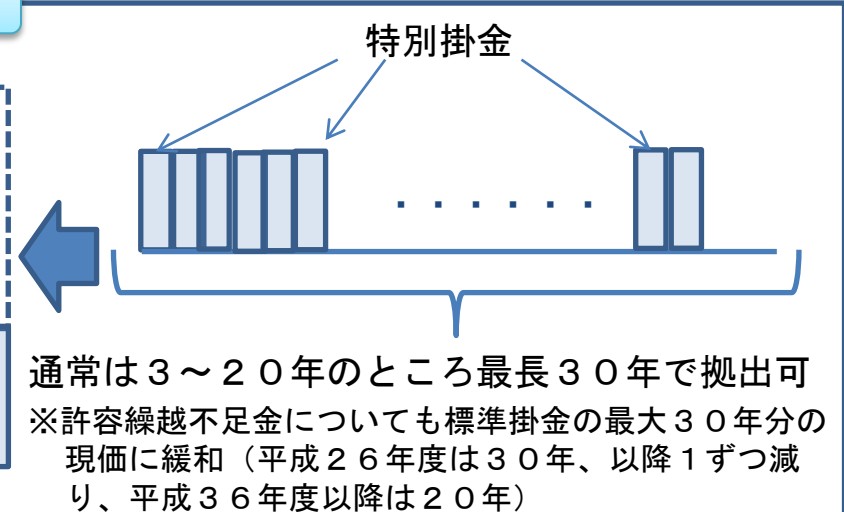
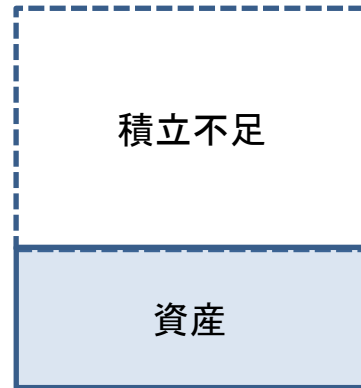
解散・代行返上によりDB開始



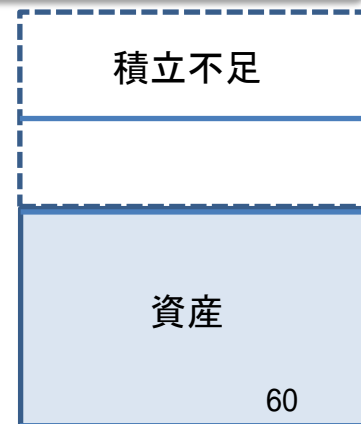
OR



償却期間の延長



定率償却の緩和



通常は積立不足の15%以上50%未満を償却するところ、10%以上50%未満※の償却に緩和

※解散する年度により異なる。平成26年度中は10%以上50%未満で、以降毎年0.5ずつ増え、平成36年度以降は通常のコэффициент（15%以上50%未満）

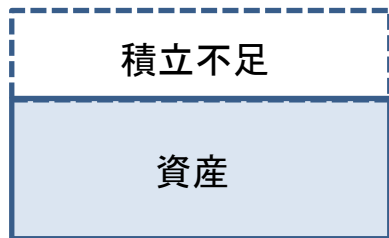
確定給付企業年金(DB)への移行支援③

- 解散・代行返上してDBを実施する場合、非継続基準の回復計画の期間延長。
- 解散・代行返上してDBを実施する場合、非継続基準の積立比率による掛金設定をする際の係数を緩和。

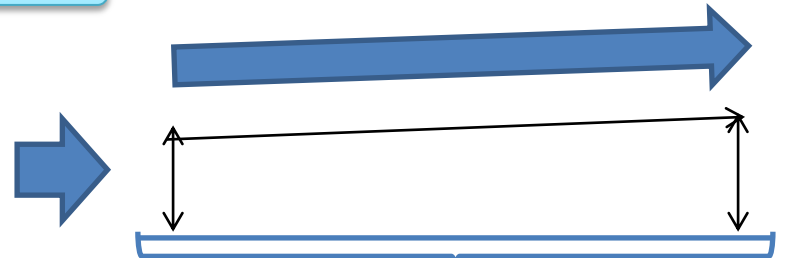
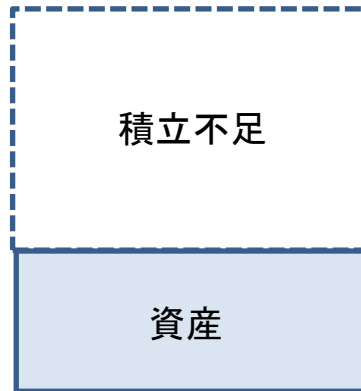
解散・代行返上によりDB開始



OR



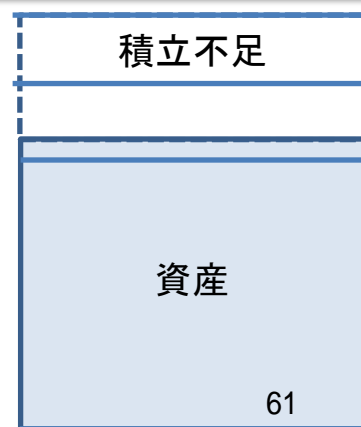
回復計画の期間延長



通常は7年間で回復する計画のところ最長10年で回復する計画で可。

※年度により異なる。決算基準日が平成34年3月30日までは10年、以降毎年1年ずつ減り、平成36年3月31日以降は7年。

積立比率の係数の緩和



100%

通常は1/15のところ1/25(※)以上

90%

通常は1/10のところ1/20(※)以上

80%

通常は1/5のところ1/15(※)以上
積立不足の度合いにより拠出可

※年度により異なる。平成26年度中はそれぞれ1/25, 1/20, 1/15, 毎年1ずつ減り、平成36年度以降は通常の係数

確定給付企業年金(DB)への移行支援④

《法律》

○解散の場合も事業所(政令で定める場合は事業所の一部)ごとにDBに残余財産を移換することができる。(附則第35条)

《政令》

○DBの事業主等が施行日以降解散した存続厚生年金基金の設立事業所の事業主からその事業の全部又は一部を承継した場合及びあらかじめ加入員の一部に係る残余財産の交付をDBの事業主等が受けることを定める場合は、事業所の一部ごとにDBに残余財産を移換することができる。

《省令》

○解散・代行返上してDBを実施する場合、移行等に係る事業所の移行部分の過去勤務債務については、予定償却期間を3年以上30年未満とする。

○移行等に係る事業所について定率償却を行う場合の移行等に係る事業所の係数の下限は平成26年度中は10/100とし、以降1年経過する毎に0.5/100ずつ増やし、平成36年度以降は現行の15/100とする。

○移行等に係る事業所についての許容繰越不足金の計算を残余財産の交付等を受けた年度が平成26年度中の場合は標準掛金の30年分の現価、それ以降1年経過する毎に1ずつ減らし、平成36年度以降は現行の20年分の現価とする。

○非継続基準の積立比率による掛金設定をする際の係数を、移行等に係る事業所については、財政検証の基準日が平成26年度内の場合は積立比率が0.9以上1未満は25、0.8以上0.9未満は20、0.8未満は15とし、それ以降1年経過する毎に1ずつ減らし、平成36年度以降は現行の15、10、5とする。

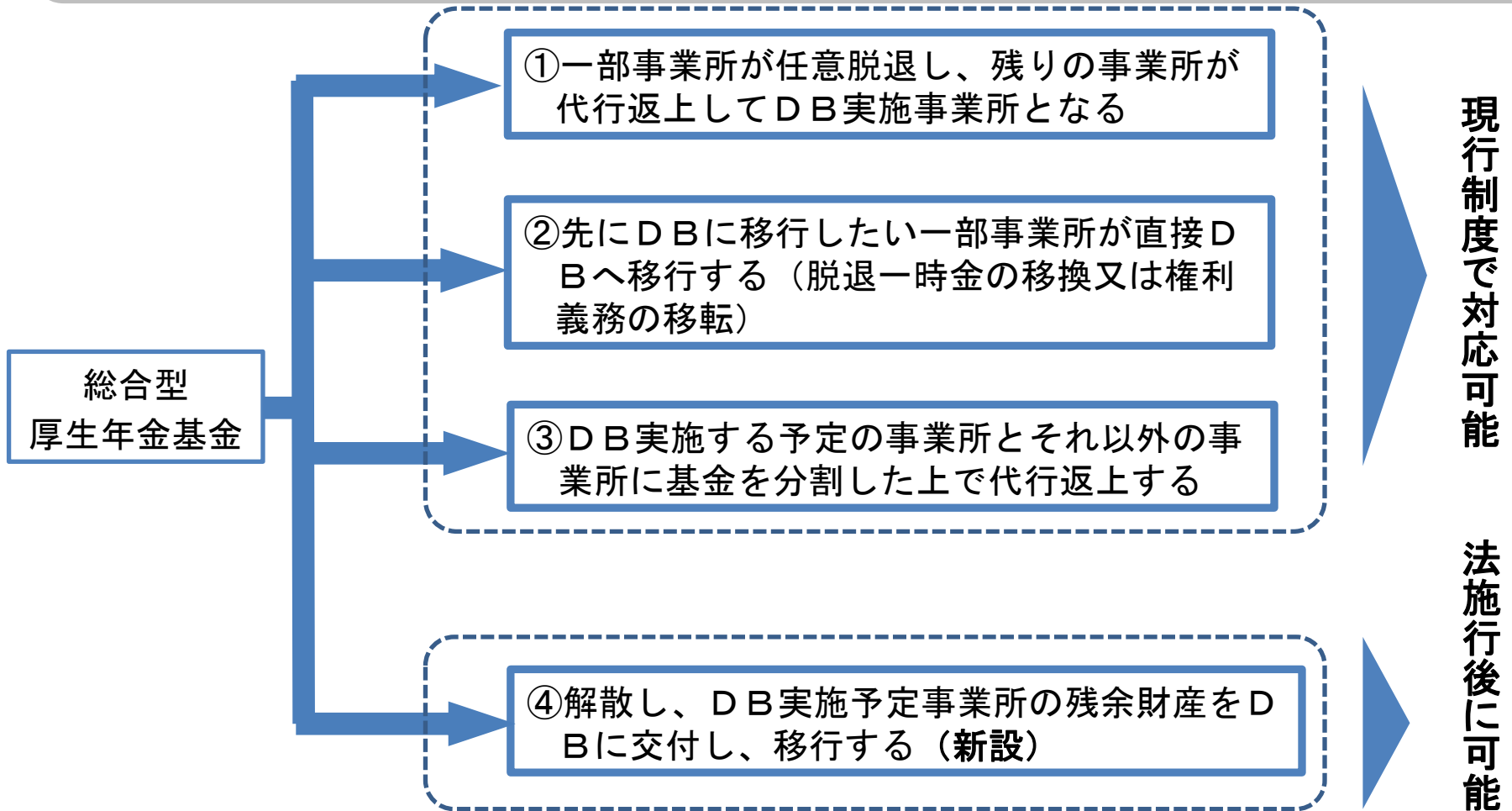
○回復計画による掛金設定をする際に、移行等に係る事業所について、決算基準日が平成34年3月30日までは10年、平成34年3月31日から平成35年3月30日までは9年、平成35年3月31日から平成36年3月30日までは8年、それ以降は7年で回復する計画とできる。

厚生年金基金の一部事業所が確定給付企業年金に移行するパターン

追加

□法律上、基金の一部事業所のみが確定給付企業年金(DB)に移行するには、現行制度上でも既に個々の基金の事情に応じて活用できる複数の方法があり、さらに今回の法改正で「解散して残余財産をDBに分配して移行する」という方法を新設した。

※下記の4つのパターンは、原則として上乗せ資産がある厚生年金基金を想定したもの。

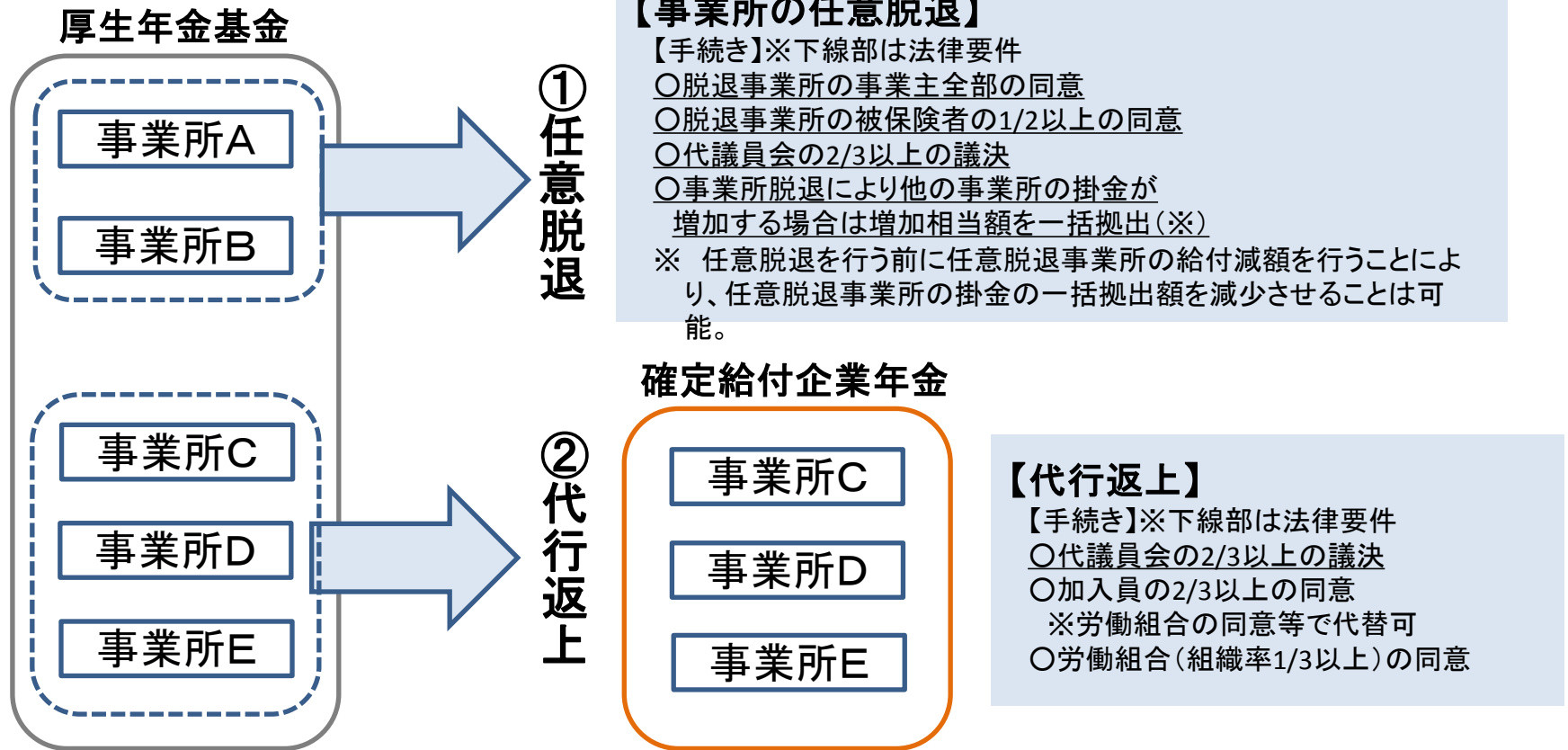


(注) 厚生年金基金は人数要件（加入員数：500人以上）があるが、代行返上・解散により厚生年金基金をやめる予定の基金については、この人数要件を緩和予定。

① 一部事業所が任意脱退し、残りの事業所が代行返上する

追加

- まず事業所A・Bが任意脱退をし、残りの事業所で構成する基金が代行返上してDBに移行するパターン。
- 一部の事業所が先に一括拠出を行って脱退することを望む場合に活用することが考えられる。

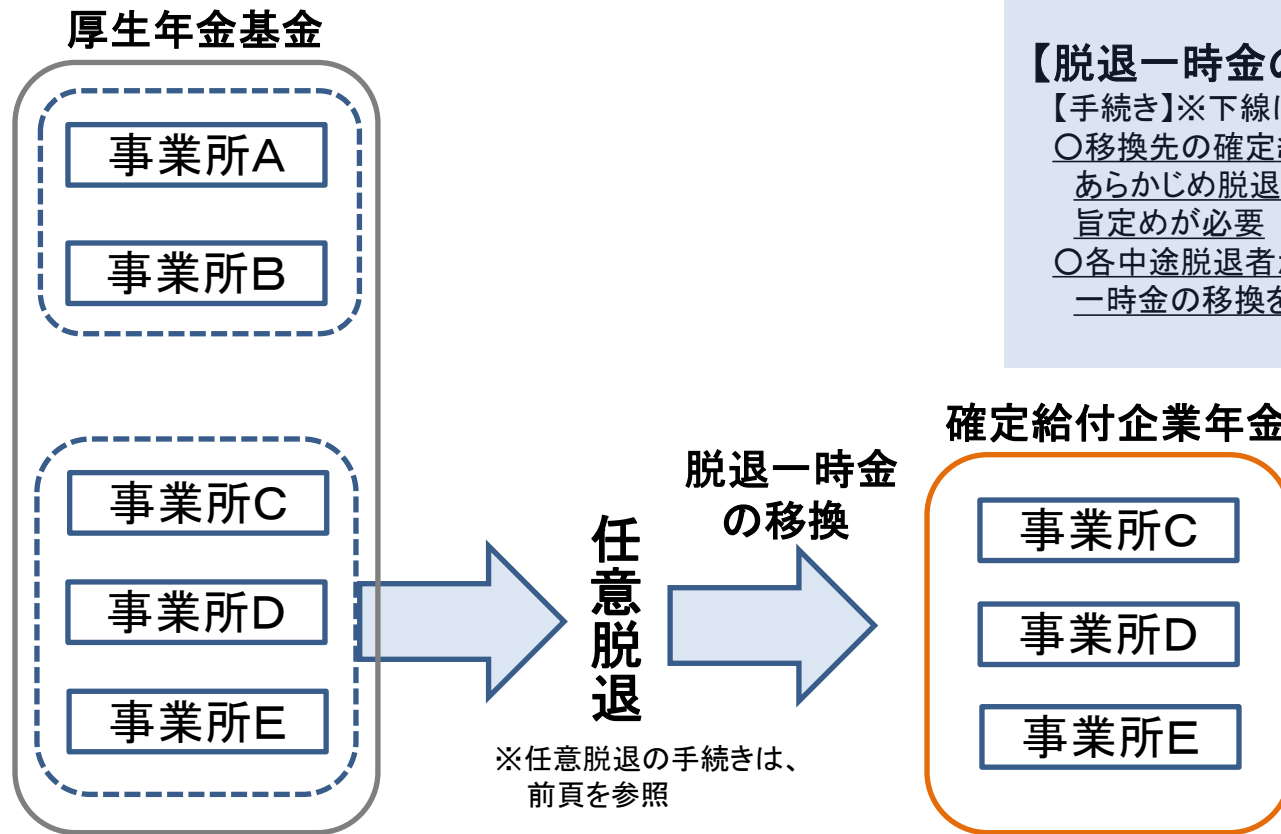


(注)

1. 任意脱退事業所の受給者・待期者分は確定給付企業年金が承継する64
2. 確定給付企業年金に移行しない事業所が他の厚年基金に権利義務移転する場合は同意をとれば、受給者・待期者を当該厚年基金に移転可。

②-1 先に一部事業所がDBに移行する(脱退一時金の移換)

□一部事業所のみが先に任意脱退した上で、脱退時に加入者に支給される脱退一時金をそのままDBに移換するパターン。



【脱退一時金の移換】

【手続き】※下線は法律要件

○移換先の確定給付企業年金の規約に
あらかじめ脱退一時金の移換を受ける
旨定めが必要

○各中途脱退者が厚生年金基金に脱退
一時金の移換を申し出ることが必要

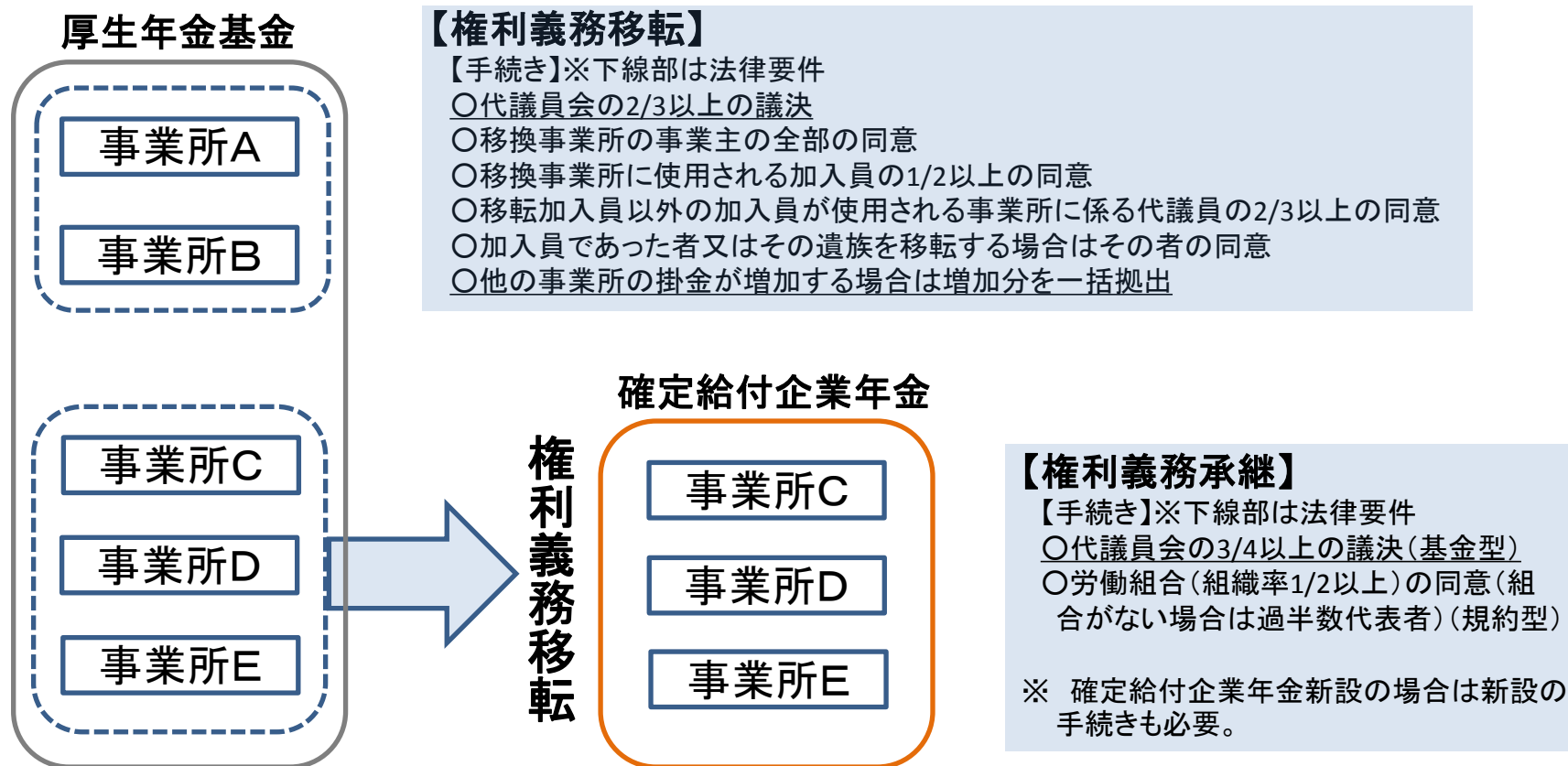
(注)

1. 受給者・待期者は引き続き厚生年金基金から支給。
2. 中途脱退者（加入員期間が20年未満等の要件を満たす者）のみ各個人の⁶⁵申出により移換が可能。
3. 確定給付企業年金移行後の給付設計は自由（権利義務は承継されない）。

②-2 先に一部事業所がDBに移行する(権利義務移転)

追加

- 一部事業所のみが先に厚生年金基金における給付の権利義務を直接DBに移転することで移行するパターン。
- 厚生年金基金から移転する場合の同意要件に加えて、権利義務を承継するDB側でも同意要件が課せられている。



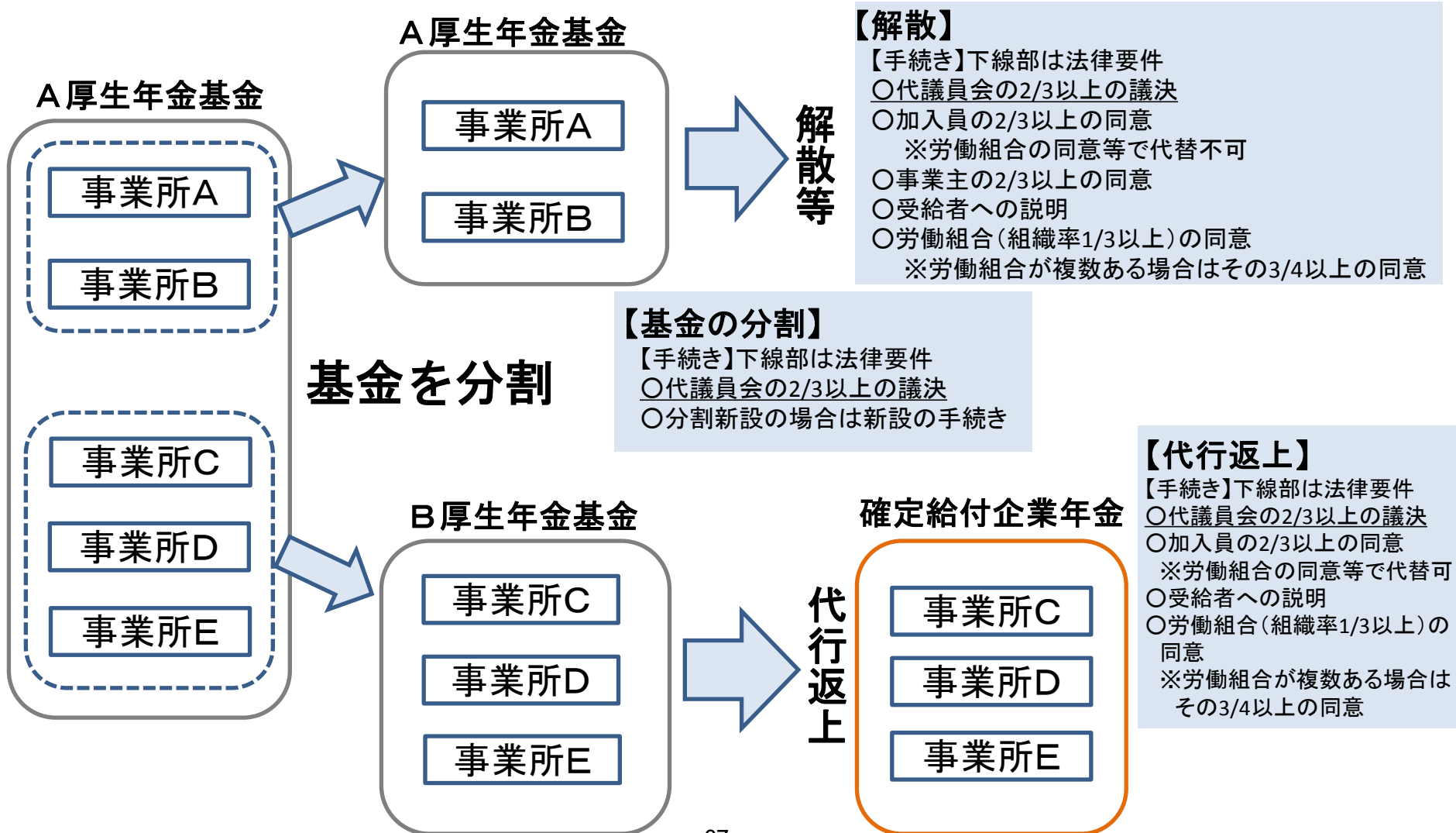
(注)

1. 受給者・待期者については、同意して確定給付企業年金に移転する⁶⁶以外は、引き続き厚生年金基金から支給。
2. 確定給付企業年金移行後は当該確定給付企業年金は給付の支給に関する権利義務を承継。

③ 基金を分割した上で、一部基金が代行返上してDBに移行する

追加

□基金を先に二つに分割した上で、片方の基金が代行返上してDBに移行するパターン。



(注) 受給者・待期者については、分割時にそれぞれの厚年基金に移転される。

④ 基金を解散した上で、一部事業所のみDBへ資産を分配

追加

- 今回の法改正で新設した方法であり、法施行後に可能になる。
- 基金を解散すると通常は残った財産(残余財産)を加入員等に分配することとなるが、今回の法改正により、DBに残余財産を分配し、この財産をもとにDBから給付を行うことを可能にした。
- この残余財産のDBへの分配方式は一部の事業所のみでできていることとなっている。

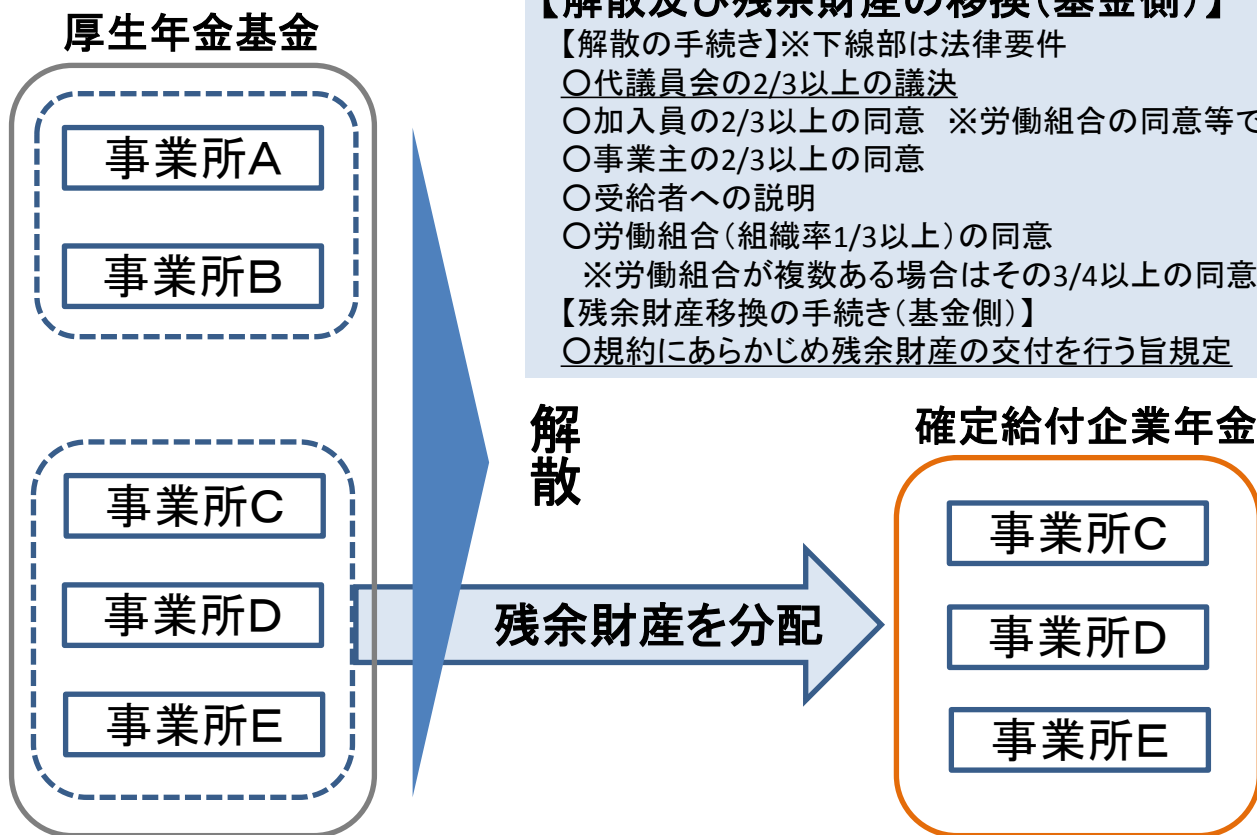
【解散及び残余財産の移換(基金側)】

【解散の手続き】※下線部は法律要件

- 代議員会の2/3以上の議決
- 加入員の2/3以上の同意 ※労働組合の同意等で代替不可
- 事業主の2/3以上の同意
- 受給者への説明
- 労働組合(組織率1/3以上)の同意
※労働組合が複数ある場合はその3/4以上の同意

【残余財産移換の手続き(基金側)】

- 規約にあらかじめ残余財産の交付を行う旨規定



【残余財産の移換(DB側)】

【手続き】※下線部は法律要件

- 規約にあらかじめ残余財産の交付を受ける旨規定

※ 確定給付企業年金を新設する場合は新設の手続き、既存の確定給付企業年金に交付する場合は、事業所編入・過去期間通算等の規約の整備も併せて必要

(注)

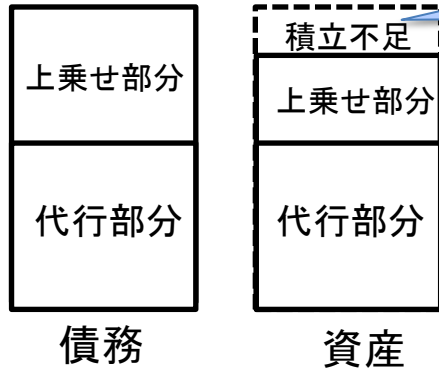
1. 受給者・待期者については、同意して確定給付企業年金に残余財産を移換する人以外は分配される。
2. 確定給付企業年金移行後の給付設計は自由(権利義務は承継されない)。

確定拠出年金(DC)への移行支援

□上乗せ部分を有している厚生年金基金が解散して、残余財産を確定拠出年金(DC)に移行する場合、積立不足があっても移行できることとするほか、手続きの簡素化等を実施。
※DCへの残余財産の移換について現行の厚生年金基金令第41条第3項(解散時に上乗せ部分も含めて積立不足がないこと)を適用しないほか、政省令において、手続きの簡素化や厚生年金基金からの脱退一時金を既存のDC(現行はDC加入から3月以内しか移換できない)に移換できるようにする措置を講じる。

現行

上乗せ部分に積立不足がある場合、
特別掛金で積立不足を解消しなければDCに移行できない。



厚生年金基金

解散

残余財産の移換

事業所 A

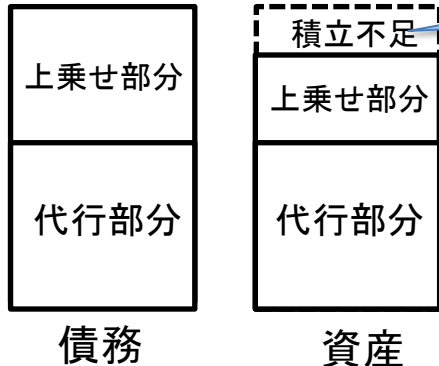
事業所 B

事業所 C

事業所 A が実施する
DC (新設・既存)

新たな措置

積立不足があっても移行可能。



厚生年金基金

解散

残余財産の移換

事業所 A

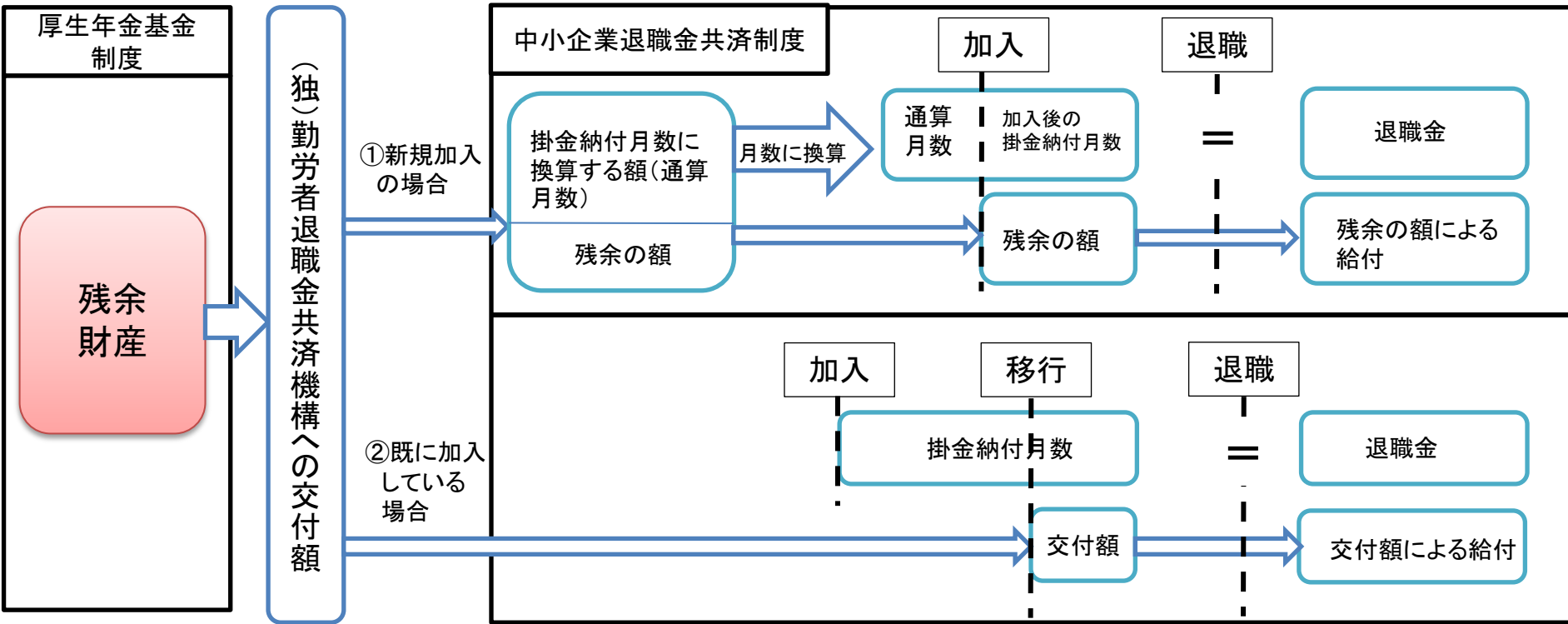
事業所 B

事業所 C

事業所 A が実施する
DC (新設・既存)

中小企業退職金共済への移行①

□上乗せ部分を有している厚生年金基金が解散した場合、分配される残余財産を中小企業退職金共済に移換可能。



①新規加入の場合

- ・「掛金納付月数に換算する額」は、加入時の掛金月額に応じて月数に換算し(基金加入期間の月数が限度)、掛金納付月数に通算。
- ・換算した後の「残余の額」は、一定の利率を付して、退職金額に加える(付加退職金相当分も考慮)。

②既に参加している場合

- ・(独)勤労者退職金共済機構の交付額全額について、政令で定める利率(年1%を予定)を付して、退職金額に加える(付加退職金相当額も考慮)。

中小企業退職金共済への移行②

《法律》

- 施行日以後に解散した存続厚生年金基金は、その設立事業所の事業主が解散基金加入員を被共済者として退職金共済契約を締結した場合には、当該退職金共済契約の被共済者となった解散基金加入員に分配すべき残余財産の交付を独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）に申し出ることができる。（附則第36条）
- 機構が申出に従い残余財産のうち被共済者持分額の範囲内の額の交付を受けた場合において、当該交付された額のうち、当該退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額その他の事情を勘案して政令で定める額については、政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする（附則第36条）
- 交付額から政令で定める額を控除した残余の額を有する当該退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額を定める。（附則第36条）

《政令》

- 機構に交付された額のうち掛金納付月額に通算する額は、中小企業退職金共済制度における基本退職金に相当する額と付加退職金に相当する額を合算して得た額のうち、法附則第36条第2項の交付額の範囲内の額とする。
- 交付を受けた金額に応じて通算する月数を定める。
- 「残余の額」及び「交付額」に加算する利率を定める（年1%の利率とすることを想定）。

《省令》

- 機構へ行う交付の申出の内容及びその手続きを定める。
- 通算した期間について、退職金共済契約の被共済者に係る掛金月額により掛金が納付されたものとみなし、当該期間に係る掛金納付月数と退職金共済契約に係る掛金納付月数を通算することとする。
- 機構へ資産移換を行う事業主は、掛金負担軽減措置の対象外とするための措置を講じる。

《告示》

- 「残余の額」及び「交付額」に加算する利率のうち、付加退職金に相当する額を定める。

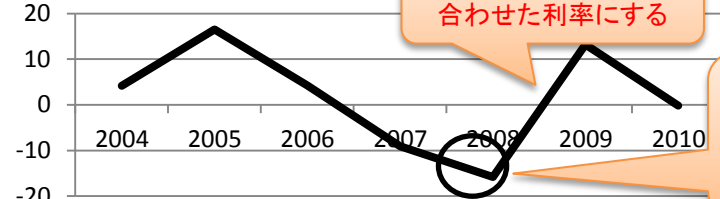
その他(CBの給付設計の弾力化・簡易型DB等)①

- キャッシュバランスプラン(CB)において給付の額の算定に用いる予定利率は零以上とし、給付の額の再評価等に用いる率に、確定給付企業年金の積立金の運用実績を加え、指標は単年度では零以下を許容し、通算で零以上とする。
- 給付設計に係る変更のうち軽微な変更(給付の減額にならないものに限る)、権利義務の移転承継に関する事項等については届出とする。

CBの給付設計の弾力化

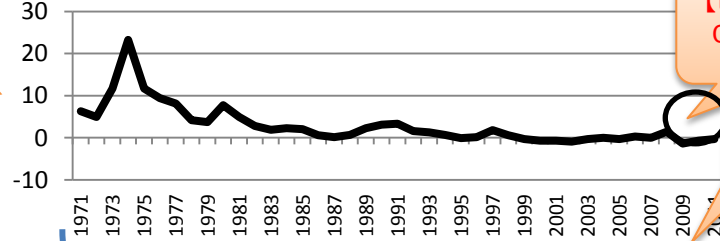
	改正前	改正後
指数	<ul style="list-style-type: none"> ・国債利回り ・消費者物価指数 ・賃金指数 ・東証株価指数 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・国債利回り ・消費者物価指数 ・賃金指数 ・東証株価指数 等 ・<u>企業年金の運用実績【追加】</u>
下限	<p>【基準利率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>単年度で0以上【削除】</u> ・通算で0以上 <p>【現価率計算上の予定利率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掛金計算上の予定利率の下限(10年国債の1年平均と5年平均の低い方)以上 	<p>【基準利率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通算で0以上 <p>【現価率計算上の予定利率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>0以上【変更】</u>

(例:確定給付企業年金の運用実績)



運用実績が低下しても、企業の追加拠出を抑制

(例:消費者物価指数)
(%)



通算で0以上の利回りを確保

手続きの簡素化

- ・給付設計の変更のうち軽微な変更(※)
- ・権利義務の移転承継に関する事項
- ・脱退一時金相当額の移換に関する事項
- (※) 加入者期間に応じた額や率を増加させる場合
休職期間等を給付額算定の基礎から除外する場合
定年の変更を行う場合 等
- ・市町村の単なる名称変更の場合

届出による規約変更を可能とする

届出不要の規約変更とする

その他(CBの給付設計の弾力化・簡易型DB等)②

□現在の受託保証型確定給付企業年金（加入者のいない閉鎖型のみ認められている）の手続きを加入者がいる制度へも適用拡大する（詳細は検討中）。

従来の受託保証型DB

受託保証型DB

純資産
(=契約者
価額)

\geq

債務
(=給付現価
=数理債務)

加入者が存在しない（受給者のみ）



特徴

- ・加入者が存在しないため簡易な基準
- ・事業年度末日の数理債務額を最低積立基準額として使用可能
- ・掛金の計算の基礎を示した書類は提出不要
- ・事業報告書に記載する内容の一部省略

等

加入者のいる受託保証型DB

○積立不足が発生しない制度（純資産 \geq 数理債務）であれば、加入者が存在する制度であっても従来の受託保証型DBと同様の制度が可能

※具体的には、一般勘定100%で運用する運用実績連動型CBを想定（検討中）

その他(CBの給付設計の弾力化・簡易型DB等)③

《省令》

- キャッシュバランスプラン(以下「CB」という。)及びCB類似制度の場合、給付の額の算定に用いる予定利率・予定死亡率を緩和する。具体的には予定利率は零以上、予定死亡率は確定給付企業年金(以下「DB」という。)の実績及び予測を用いることができる。
- 給付の額の再評価等に用いる率(利息)に、DBの積立金の運用実績を加え、単年度では零を下回ることを許容し、通算で零以上とする。
- 現在の受託保証型DBの手続きを加入者がいる制度へも適用拡大させる。
- 給付設計に係る変更のうち、資格喪失年齢(定年)の変更等の軽微な変更(給付の減額にならないものに限る。)について、届出による規約変更を可能とする。
- 掛金の拠出に関する事項(上記の給付設計の軽微な変更に伴い掛金の変更を行う場合)、権利義務の移転に関する事項、権利義務の承継に関する事項、脱退一時金相当額の移換に関する事項について、届出による規約変更を可能とする。
- 市町村の単なる名称変更の場合を、届出の必要のない規約の軽微な変更とする。

《通知》

- 上記の給付設計に係る変更のうち軽微な変更の内容を具体的に記載し、それらを届出による規約変更が可能とする。
 - ・加入者期間に応じて定めた額や率を増加させる場合
 - ・休職等期間の全部又は一部を給付の額の算定の基礎から控除する場合(当該期間を給付の額の算定の基礎から控除することに合理的な理由がある場合に限る。)
 - ・実施事業所の増加の際に、過去期間の通算や施行日における基準給与等を規定する場合

主なパブリックコメント(上乘せ支援策について)①

追加

	寄せられた主な意見	対応(案)
1	今回の基金制度見直しについて、基金の果たしてきた役割、改正に至る経過と目的、今後の企業年金制度への取組み方針について、厚生労働省の考え方を各基金理事長宛に発出していただきたい。(再掲)	お求めのあった文書を来年2月の代議員会に間に合うよう、発出することとしてはどうか。
2	一部の事業所のみが確定給付企業年金へ移行するスキームとして、解散を前提とした厚生年金基金の分割を考えているが、その場合であっても政令で定める人数要件を満たす必要があるのか。	ご意見を踏まえ、解散または代行返上する場合には、厚生年金基金の人数要件を緩和してはどうか。
3	今回の改正案で、代行返上して確定給付企業年金に移行する場合の財政運営について継続基準では過去勤務債務の30年償却が可能とされている。非継続基準も緩和されたが十分ではなく、今後大幅に掛金を引き上げる必要がある。償却年数を30年に延長したことで整合性が図られるように非継続基準を緩和してほしい。	ご指摘を踏まえ、代行返上の場合についても、現行の確定給付企業年金法施行規則の過去期間通算または給付改善を行う場合と同様に、さらに最低保全給付を5年間で認識することを可能としてはどうか。 ※代行返上して確定給付企業年金に移行する場合の非継続基準については、移行等に係る事業所について積立比率による掛金設定をする際の係数を緩和するほか、回復計画により掛金を拠出する場合には最大10年間の計画を可能とするなど、継続基準と同レベルの緩和を実施。
4	特例解散の認定を受けた基金が確定給付企業年金に移行する場合、年金資産がない状態からのスタートになるので、確定給付企業年金の財政検証はその点に配慮したものとしてほしい。	既に配慮を行っていると思うが、どうか。 ※過去勤務債務を償却期間を最長30年に延長することや、積立比率に応じた掛金設定の際の係数の緩和等を実施。 ※確定給付企業年金法施行規則第54条第2項により、最低保全給付(現時点までの加入期間に応じて受給権が発生している又は発生しているとみなされる給付義務)を5年間で認識することも可能。

主なパブリックコメント(上乘せ支援策について)②

追加

	寄せられた主な意見	対応(案)
5	確定給付企業年金において、掛金の未納期間や脱退時一括拠出の未納がある場合には、その範囲内で給付制限が可能とする規約を認めていただきたい。	規約の記載内容にもよるが、基本的に認めてはどうか。
6	今回、厚生年金基金から確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換の申出について、確定拠出年金加入3月以内の要件を撤廃したが、同様に、厚生年金基金から確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換の申出についても、制度間の平仄の観点から、移換先制度加入3月以内の要件を撤廃していただきたい。	ご指摘を踏まえ、撤廃してはどうか。
7	厚生年金基金が確定給付企業年金制度へ権利義務移転を行う場合において、脱退事業所以外の設立事業所に係る代議員の「四分之三」の同意についても、今般の法改正に合わせ、「三分の二」に緩和していただきたい。	ご指摘を踏まえ、緩和してはどうか。
8	求められる事務が大企業1社に対応した取扱いになっていると思われるので、複数事業主の事務を勘案した対応にしていきたい。また、解散任意脱退事業所が増加しているため、任意脱退を中断してもらえないか。	対応については、基金内でよくご相談いただくこととしてはどうか。 ※厚生労働省としては、複数事業主も想定した取扱いを提示している。 ※任意脱退については法律上認められているので、それを制限することは困難。
9	キャッシュバランスプランの給付設計弾力化は受給権保護を弱めるものであり、問題ではないか。また、指標の緩和は基金の資産運用者のモラルハザードを起す恐れが大きくなるのではないか。	給付設計の変更は、労使間で十分に検討し合意の上で行われているものであれば、問題ないのではないかと。 ※給付設計の変更や給付減額の要件は従来どおりであり、緩和していない。

主なパブリックコメント(上乘せ支援策について)③

追加

	寄せられた主な意見	対応(案)
10	<p>厚生年金基金から代行返上する場合、全ての加入事業所の同意を必要とされているが、同意できた事業所のみで代行返上を行い確定給付企業年金へ移行できるようにしていただきたい。</p>	<p>同意した設立事業所のみ厚生年金基金から確定給付企業年金に移行する方法として、 ①厚生年金基金を解散するとともに、新たに確定給付企業年金を立ち上げ、同意した設立事業所の残余財産を移換する方法 ②厚生年金基金を分割した上で、片方の基金が代行返上して、確定給付企業年金に移行する方法 等が考えられる。このうち②について、解散または代行返上する場合においては、厚生年金基金の人数要件を緩和してはどうか。</p>
11	<p>厚生年金基金から確定給付企業年金へ移行する場合として、確定給付企業年金法第110条の2による「設立事業所の一部が確定給付企業年金に移行する場合」があるが、加えて、残った基金が同日付で解散できるよう残余財産の分配方法等を国で一律に定めてほしい。</p>	<p>残余財産の分配方法等は事業主、加入員等とよく相談いただいてはどうか。 ※法令上、残った基金が同日付で解散することは可能。</p>
12	<p>基金の中で、確定給付企業年金へ移行を希望する事業所と解散を希望する事業所が分かれる案が示されているが、このグループ分けにより加入者・受給者が分かれ、これまでの基本精神が無になるのではないか。</p>	<p>事業主、加入者等とよく相談の上、移行先を決めていただいてはどうか。 ※上乘せ再建の支援のため、解散後の様々な選択肢を示しているもの。</p>
13	<p>厚生年金基金から事業所単位で既存の確定給付企業年金へ残余財産の移換が可能となったが、既存の確定給付企業年金への持ち込みについては、加入員の範囲の相違、厚生年金基金の標準給与と確定給付企業年金の算定基礎給与の相違等について、どう対応したらいいか示してほしい。</p>	<p>加入員(者)等の制度設計が異なる場合があるので、移換対象者や給付設計等を両者でよく話し合っていたいてはどうか。</p>

主なパブリックコメント(上乘せ支援策について)④

追加

	寄せられた主な意見	対応(案)
14	解散後に基金型確定給付企業年金を再建する場合、基金事務局の業務経理がすぐに必要となるため、再建する確定給付企業年金の業務経理に移換できるようにしてほしい。	解散時には、業務経理を含めて残余財産を加入員等に分配することが法定されており、業務経理をそのまま移換することは困難ではないか。
15	加算部分の年金受給権を確保するため、既存の償却期間の30年延長に加え、代行返上後の運用環境悪化等により新たに不足金が生じた場合についても基準の緩和を要望する。	確定給付企業年金に移換した後に発生する不足金償却の基準については、受給権保護の観点から、緩和すべきでないが、どうか。 ※厚生年金基金から確定給付企業年金に移行した際の過去勤務債務については、償却期間を30年に延長することや、積立比率に応じた掛金設定の際の係数の緩和等を実施。
16	厚生年金基金から確定給付企業年金に移行した場合の非継続基準の回復計画による掛金設定の場合、回復計画の年数を決算基準日ごとに定めるのではなく、当面の間10年にしてほしい。	既に十分に緩和しているのではないか。 ※厚生年金基金から確定給付企業年金に移行した場合の非継続基準の回復計画については、移行した事業所に係る部分について、施行日以降7年間 は10年間の計画を使うことができる。
17	厚生年金基金から総合型確定給付企業年金へ移行する際に、移行を希望しない事業所がある場合、解散して移行する方法が示されているが、受給権者を移行させるために本人同意が必要であり、負担が大きく、受給権保護の面で現実的ではないのではないか。	解散時の残余財産は終了制度加入員等に分配されるべきものであり、受給権者の同意なしに、総合型確定給付企業年金に移行させることは現実的ではないのではないか。
18	厚生年金基金から確定給付企業年金に移行した場合の非継続基準の積立比率による方法の係数の緩和について、1年経過するごとに償却年数を減じるのではなく、当面の間平成26年度内の基準で固定してほしい。 78	非継続基準の積立比率による方法の係数の緩和については、施行日から期間が経過するほど移行準備の期間が確保できることとなるので、年数に応じて償却年数を減じる方法としてはどうか。

主なパブリックコメント(上乘せ支援策について)⑤

追加

	寄せられた主な意見	対応(案)
19	<p>確定給付企業年金解散時の最低積立基準額に対する不足金の一括拠出の要件について、当面、複数事業主による確定給付企業年金に対しては留保すべきではないか。</p>	<p>確定給付企業年金解散時の最低積立基準額に対する不足金の一括拠出要件については、受給権保護の観点から緩和すべきではないか。 ※厚生年金基金から確定給付企業年金に移行した際の過去勤務債務については償却期間を30年に延長することや、積立比率に応じた掛金設定の際の係数の緩和等を実施。</p>
20	<p>小規模事業所においても単独で確定給付企業年金を設立している例も多いとのことだが、確定給付企業年金の設立が可能とする理由を明示いただきたい。</p>	<p>加入者数が100人未満の規模の確定給付企業年金が全体の約4分の1を占めていることを踏まえると、可能ではないか。</p>
21	<p>移行後の企業年金において、退職時に確定したルールを後になって変更されては困るので、退職者の発言の場をしっかりと確保してほしい。</p>	<p>現行でも、十分に受給権の保護がされているのではないか。 ※受給者の給付減額を行う場合は理由要件を満たしていることに加え、受給者の3分の2以上の同意と減額しなかった場合の特例一時金を支給する必要がある。 ※給付設計の変更や給付減額の要件は従来どおりであり緩和していない。</p>
22	<p>企業年金制度を誰もが安心できる老後保障の制度とするため、基準緩和措置のみではなく、受託者責任も強化していただきたい。</p>	<p>来年の春以降、企業年金部会で議論してはどうか。</p>
23	<p>確定給付企業年金における支払保証制度を早急に確立すべきではないか。</p>	<p>支払保証制度については、制度を創設する費用、公平性の観点で課題があるため、来年春以降の検討としてはどうか。</p>

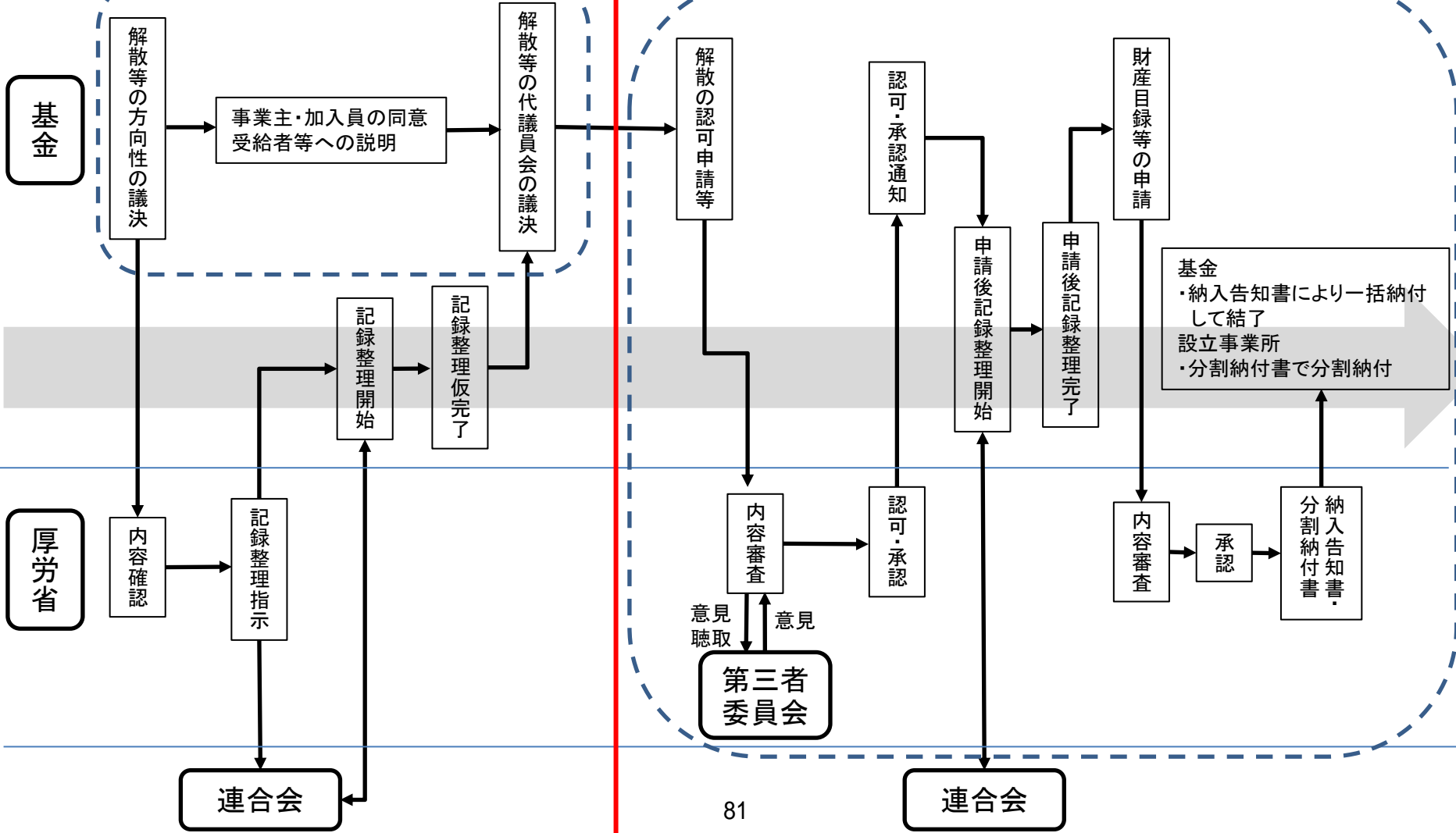
5. 解散等に伴う手続き

解散手続きの流れ

法施行前でも事前手続きを開始することが可能

解散認可申請等の事前手続き

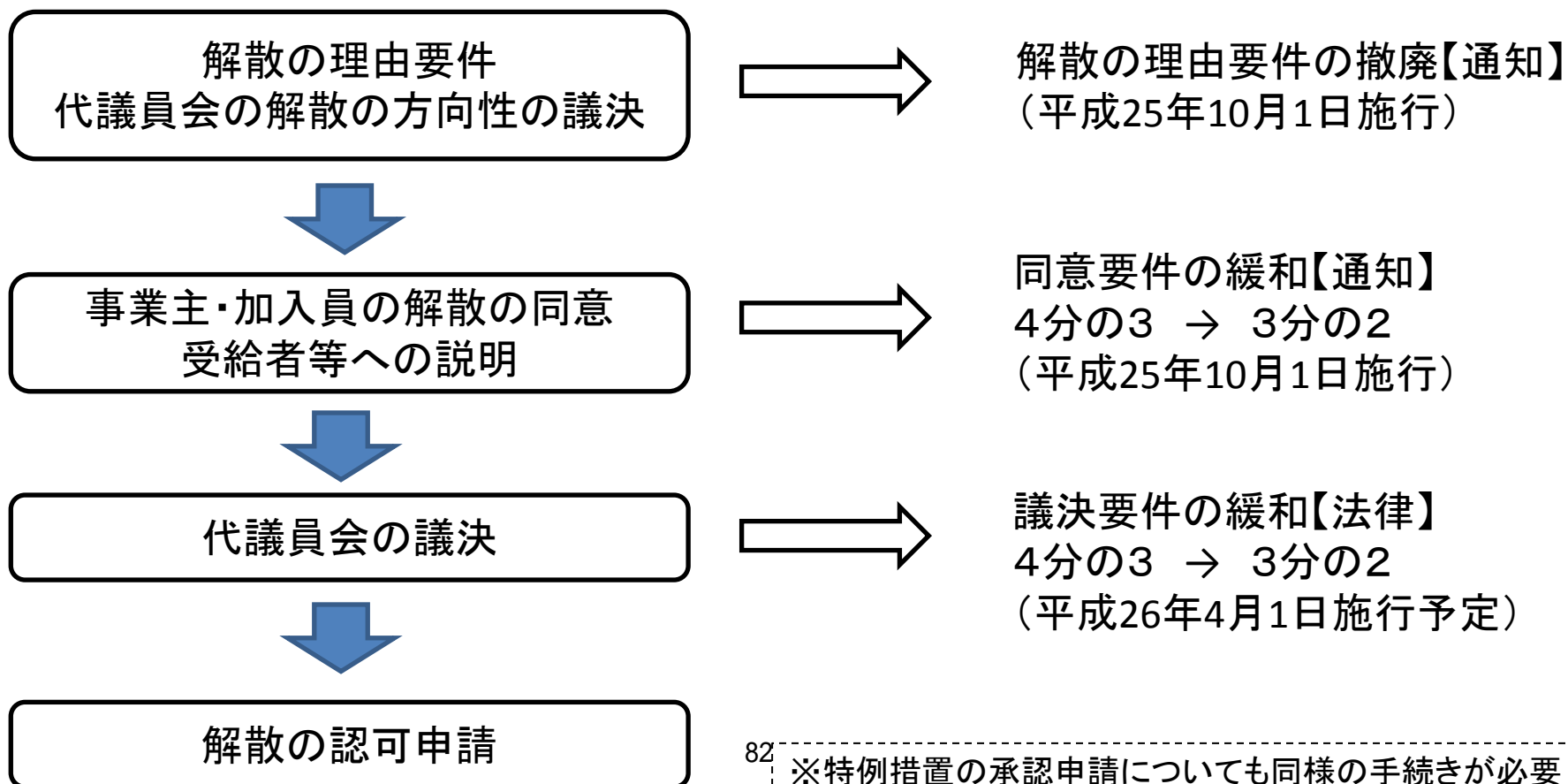
特例措置の流れ



解散認可申請等の事前手続き

□ 代行割れを早期に解消するという観点から、解散手続きについて、**解散理由の撤廃**や**解散手続要件の緩和**を実施。

◆ 解散手続きの流れ

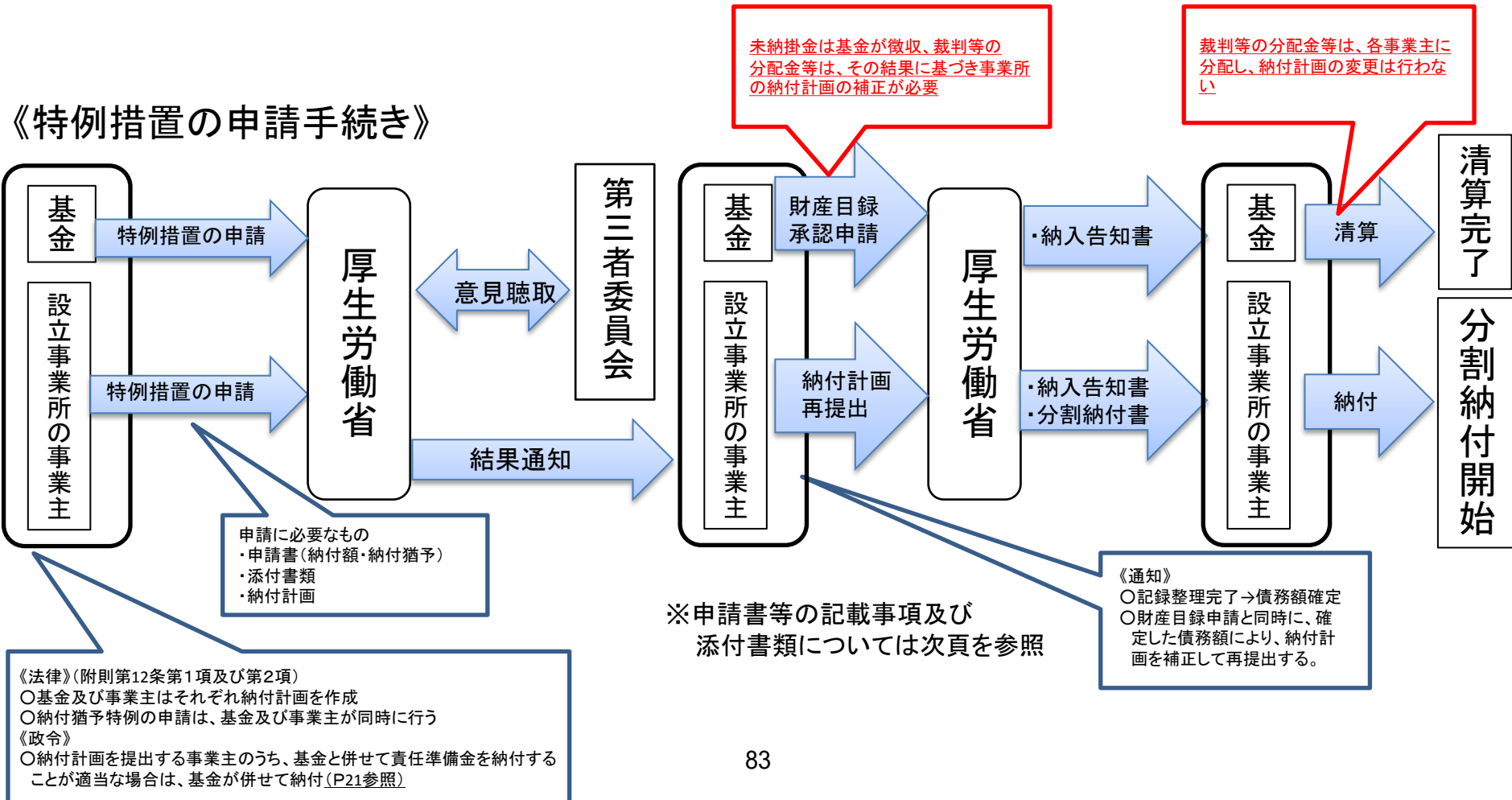


82 ※特例措置の承認申請についても同様の手続きが必要

特例措置の申請の流れ①

- 代行割れしている基金は、解散の認可申請と同時に、納付額の減額や納付猶予の特例措置の申請を行うことができる。
- 厚生労働大臣は、第三者委員会の意見を聴いた上で承認等の判断をする。

《特例措置の申請手続き》



特例措置の申請の流れ②

□特例申請書、納付計画の主な記載事項及び添付書類は以下のとおり。

納付額の特例の申請		納付猶予の特例(納付計画)の申請		
		基金	設立事業所の事業主	
申請書記載事項	<p>《通知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減額特例を申請する旨 ・申請の理由 ・年金給付等積立金の額、責任準備金相当額及び減額責任準備金相当額 ・特例が認められない場合の解散認可の取扱い ・納付計画承認申請を同時に行っている場合にはその旨 ・添付書類の名称 ・解散認可又は納付計画承認申請を同時にしている場合に重複する添付書類の添付先 	<p>《通知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付猶予特例を申請をする旨 ・申請の理由 ・年金給付等積立金の額及び責任準備金相当額 ・特例が認められない場合の解散認可の取扱い 	<p>《通知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金名、基金番号 ・設立事業所名及び所在地 ・代表者氏名 ・事業所を管轄する年金事務所名 ・年金事務所が管理する設立事業所の事業所記号及び事業所番号 	
	添付書類	<p>《省令》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産目録及び貸借対照表 ・責任準備金相当額算出根拠書類 ・特例要件を満たしていることを証する書類 ・特例により計算した責任準備金相当額算出根拠書類 <p>《通知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金数理人の確認書 	<p>《省令》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産目録及び貸借対照表 ・責任準備金算出根拠書類 ・特例要件を満たしていることを証する書類 <p>《通知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金数理人の確認書 	<p>《省令》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の収支状況を示す書類 ・年ごとの納付額の支払予定月及び額が記載された書類 <p>※納付計画変更申請時には、計画どおりに納付することができない理由の根拠を示す書類</p>
		<p>《法律》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解散しようとする日 ・基金が納付すべき年金給付等積立金の額 <p>《省令》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清算に係る事務の執行に関する事項 ・猶予を受けようとする金額に係る事業主ごとの負担方法 	<p>《法律》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主が納付すべき額 ・事業主が猶予を受けようとする期間及び額 <p>《省令》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猶予を受けようとする期間が5年を超える場合は、その理由 ・企業年金等の実施の意思の有無及び実施しようとする企業年金等の概要 ・猶予を受けようとする額の年ごとに分割した額 	

特例措置の申請の流れ③

《省令》

○責任準備金相当額の申請は、代議員会において代議員の定数の3分の2以上の多数により議決し、以下に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

- ・申請日前1か月内の財産目録及び貸借対照表
- ・財産目録及び貸借対照表の作成日を解散する日とみなして算出した責任準備金に相当する額及びその算出の基礎となる事項を示した書類
- ・納付額特例減額申請日の属する月前2年間に於いて廃止前基金令第33条の規定により算定された掛金を徴収していたことを証する書類又は整備等省令の規定により算出した率及びその算出の基礎となる事項を示した書類
- ・年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていることを証する書類
- ・財産目録及び貸借対照表を作成する日を解散した日とみなして算出した責任準備金相当額の特例の額及びその算出の基礎となる事項を示した書類

○責任準備金相当額の納付に関する計画の承認の申請をする場合は、代議員会において代議員の定数の3分の2以上の多数により議決し、以下に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

- ・申請日前1か月内の財産目録及び貸借対照表
- ・納付猶予特例申請日の属する月前2年間に於いて廃止前基金令第33条の規定により算定された掛金を徴収していたことを証する書類又は整備等省令の規定により算出した率及びその算出の基礎となる事項を示した書類
- ・年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていることを証する書類
- ・財産目録及び貸借対照表の作成日を解散する日とみなして算出責任準備金に相当する額及びその算出の基礎となる事項を示した書類
- ・設立事業所の事業主に係る損益計算書その他設立事業所の収支の状況を示す書類
- ・納付計画に記載された納付の猶予を受けようとする額の支払期月及び支払期月ごとに支払う額を記載した書類

特例措置の申請の流れ④

《法律》

○基金の納付計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。(附則第12条第3項及び附則第21条第3項)

- ・解散をしようとする日(第12条第3項のみ)
- ・基金が納付すべき年金給付等積立金の額
- ・承認の申請の日までの業務の状況に関する事項

その他厚生労働省令で定める事項

○設立事業所の事業主の納付計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。(附則第12条第4項及び附則第21条第4項)

- ・当該事業主が納付すべき額
- ・当該事業主が納付の猶予を受けようとする期間及び額

その他厚生労働省令で定める事項

《省令》

○改正法附則第12条第3項第4号及び同法附則第21条第3項第3号の厚生労働省令で定める事項

- ・清算が終了するまでの間における納付計画に基づく事務その他の清算に係る事務の執行に関する事項
- ・納付の猶予を受けようとする金額に係る設立事業所の事業主ごとの負担方法

○改正法附則第12条第4項第3号及び同法附則第21条第4項第3号の厚生労働省令で定める事項

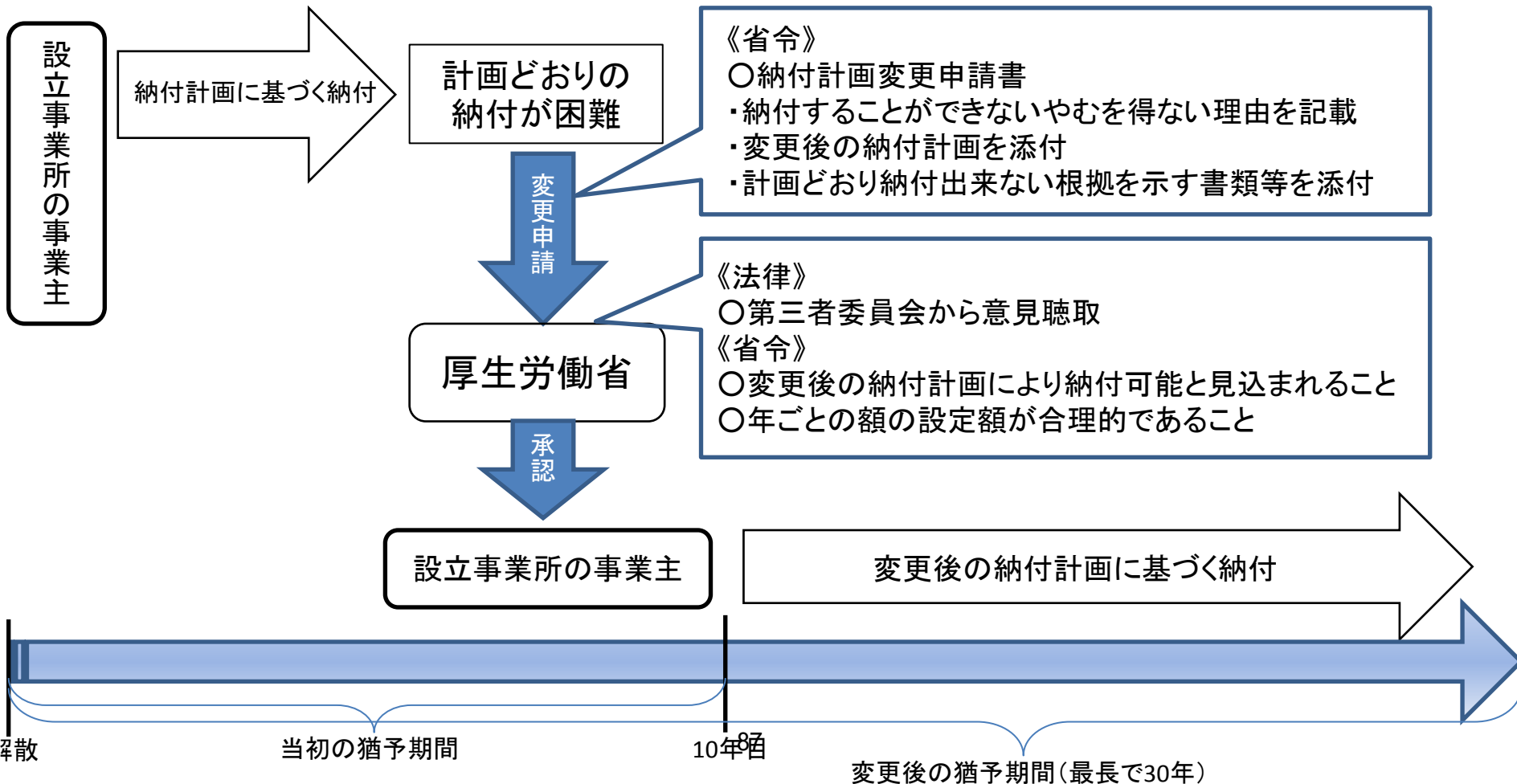
- ・納付を受けようとする期間が5年を超える場合は、その理由
- ・企業年金制度等を実施をする意思の有無及び実施する場合はその概要
- ・設立事業所の事業主が猶予を受けようとする額は、年を単位として分割して納付計画等に記載

《通知》

- ・「企業年金制度を実施等する場合にあってはその概要」とは、実施しようとする企業年金制度等の掛金、給付設計及び償却期間を記載。

納付計画変更の手続き①

□ 設立事業所の事業主は、納付中の納付計画どおりに納付することができないやむを得ない理由がある場合は、年金事務所を経由して、猶予を受けようとする期間の延長等の納付計画の変更の申請をすることができる。



納付計画変更の手続き②

□「納付計画の承認申請」と「納付計画の変更の承認申請」の申請書記載事項等の比較

	納付計画の承認申請	納付計画の変更承認申請
申請書記載事項	<p>《通知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金名、基金番号 ・設立事業所名及び所在地 ・代表者氏名 ・設立事業所を管轄する年金事務所名 等 	<p>《通知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づき申請する旨 ・納付計画の変更の内容及び理由 <p>以下納付計画の申請と同じ</p>
添付書類	<p>《省令》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立事業所の収支状況を示す書類 ・年ごとの納付額の支払予定期月及び額が記載された書類 	<p>《省令》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更後の納付計画 ・納付することができないやむを得ない理由及びその根拠を示す書類 ・年ごとの納付額の支払予定期月及び額が記載された書類
納付計画記載事項	<p>《法律》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主が納付すべき額 ・事業主が猶予を受けようとする期間及び額 <p>《省令》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猶予を受けようとする期間が5年を超える場合は、その理由 ・企業年金等の実施の意思の有無及び実施しようとする企業年金等の概要 ・猶予を受けようとする額の年ごとに分割した額 	<p>《省令》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主が猶予を受けようとする期間及び額 ・猶予を受けようとする額の年ごとに分割した額
承認要件	<p>《省令》</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立事業所の経営状況から見て猶予を受けようとする額や期間の設定が合理的であると認められること。 ・猶予を受けようとする年ごとの額の設定が合理的であると認められること。 ・事業主ごとの負担方法が適正であると認められること。 	<p>《省令》</p> <p>次の全ての要件に適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立事業所の経営状況から見て猶予を受けようとする額や期間の設定が合理的であると認められること。 ・猶予を受けようとする年ごとの額の設定が合理的であると認められること。
承認内容	<p>《法律》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猶予期間は5年 ・5年で納付することができないやむを得ない理由があると認められるときは10年 	<p>《法律》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すでに認められている猶予期間と併せて15年 ・基金がその事業の継続が極めて困難であるものとして政令に定める要件に適合すると認められている場合は、30年

納付計画変更の手続き③

《法律》

- 厚生労働大臣は、納付の猶予をした場合において、その猶予された期間内にその猶予がされた額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、設立事業所の事業主の申請に基づき、その猶予を受けようとする期間の延長その他の事業主の納付計画の変更を承認することができる。(附則第14条)
- 厚生労働大臣は、納付計画の変更の承認をしようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。(附則第14条)

《省令》

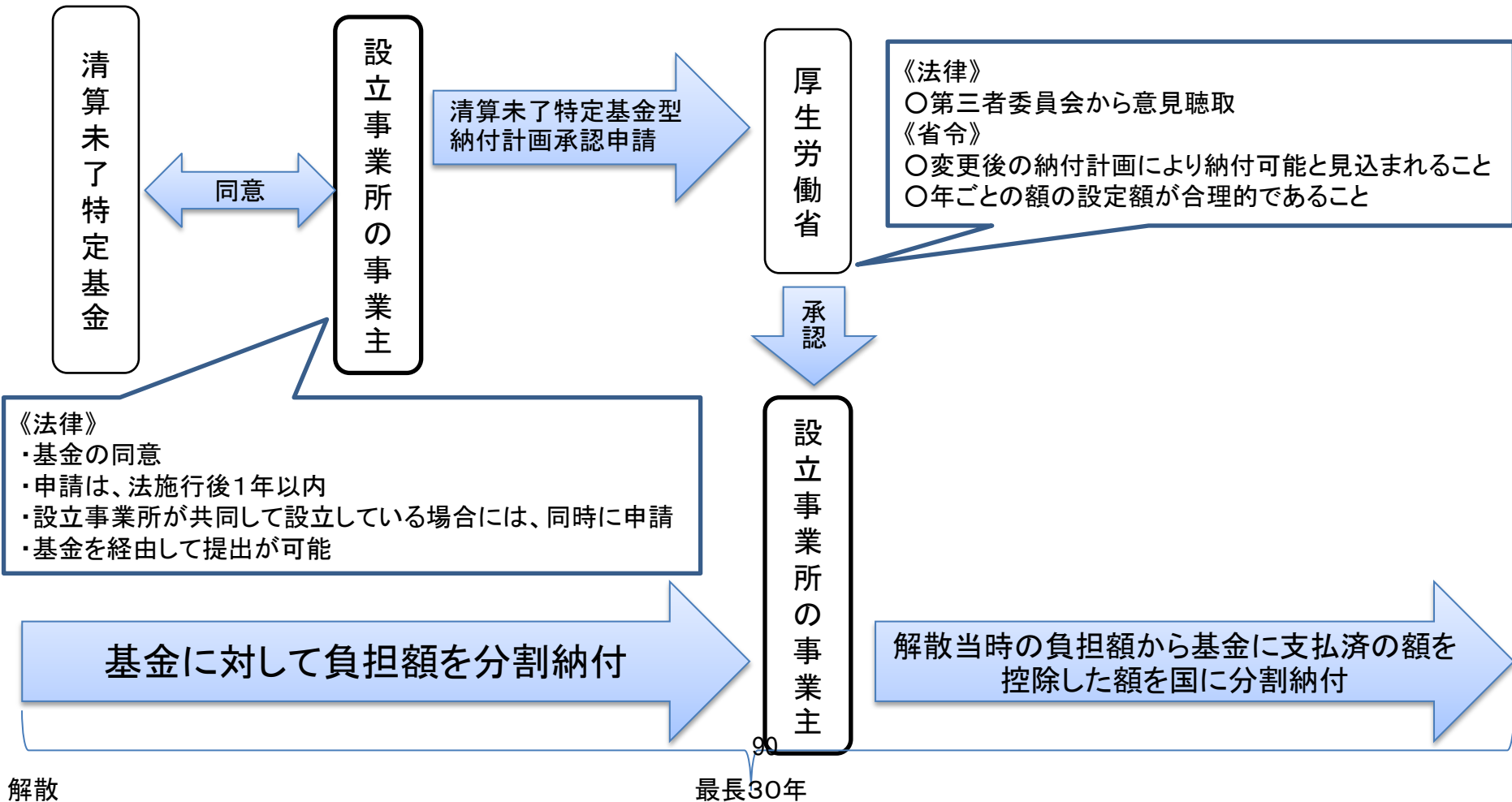
- 納付計画の変更の申請をする場合には、申請書に、変更後の納付計画及びその猶予をされた期間内にその猶予をされた額を納付することができないやむを得ない理由及びその根拠を示す書類を添付して厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。
- 設立事業所の事業主は、納付計画等の申請をする場合は、当該承認の申請と同時に、納付計画の変更の承認の申請をすることができる。
- 納付計画の変更の承認の申請があった場合において次に掲げる全ての要件に適合すると認めるときは、その承認をするものとする。
 - ・設立事業所の経営状況から見て変更後の納付計画に基づき納付することが可能であると見込まれること。
 - ・設立事業所の事業主に係る納付の猶予を受けようとする額の年ごとの額の設定が合理的であると認められること。

《通知》

- 納付計画変更承認申請は、設立事業所を管轄する年金事務所へ行う。
- 申請書の記載事項
 - ・法令に基づき申請する旨
 - ・納付計画の変更の内容及び理由その他の事項は、納付計画の承認申請と同じ

清算未了特定基金の手続き①

- 法施行後1年以内に、設立事業所の事業主が清算未了特定基金型納付計画を提出することにより、解散当時の負担額で猶予を受けることができる。
- 清算未了特定基金の納期限の翌月から起算して最長30年まで猶予が認められる。
- 清算未了特定基金の同意が必要。



清算未了特定基金の手続き②

□ 清算未了特定基金型納付計画の承認申請の主な記載事項及び添付書類は以下のとおり。

清算未了特定基金承型納付計画の申請

申請書記載事項	<p>《通知》</p> <ul style="list-style-type: none">・基金名、基金番号・設立事業所名及び所在地・代表者氏名・設立事業所を管轄する年金事務所名・年金事務所が管理する設立事業所の事業所記号及び事業所番号・添付書類の名称 等
添付書類	<p>《省令》</p> <ul style="list-style-type: none">・清算未了特定基金の同意書・設立事業所の収支状況を示す書類・設立事業所の事業主が負担することになっていた額が確認できる書類 <p>《通知》</p> <ul style="list-style-type: none">・基金が事業主から徴収した金額が確認できる書類・年ごとの納付額の支払予定期月及び額が記載された書類
納付計画記載事項	<p>《法律》</p> <ul style="list-style-type: none">・設立事業所の事業主が納付すべき額・猶予を受けようとする期間及び額 <p>《省令》</p> <ul style="list-style-type: none">・企業年金等の実施の意思の有無及び実施しようとする企業年金等の概要・猶予を受けようとする額の年ごとに分割した額 <p>《通知》</p> <ul style="list-style-type: none">・設立事業所の事業主がすでに基金に納付済の額
承認要件	<p>《法律》</p> <ul style="list-style-type: none">・設立事業所の事業主が猶予を受けようとする期間は、清算未了特定基金の納期限の翌日から起算して30年以内にあること。・清算未了特定基金について、その猶予された額を納付することができないやむを得ない理由があること。 <p>《省令》</p> <ul style="list-style-type: none">・設立事業所の経営状況から見て、清算未了特定基金型納付計画に基づき納付することが可能であると見込まれること。・猶予を受けようとする年ごとの額の設定が合理的であると認められること。

清算未了特定基金の手続き③

《法律》

○清算未了特定基金の設立事業所の事業主は、責任準備金相当額のうち、それぞれ自らが納付すべき額について、

その納付計画を作成し、清算未了特定基金の同意を得た上で、厚生労働大臣に提出して、清算未了特定基金型納付計画について適当である旨の承認を受けることができる。(附則第30条)

○承認の申請は、法施行日から起算して一年を経過する日までの間に限り行うことができる。(附則第30条)

○承認の申請は、清算未了特定基金を設立している各事業主が同時に行わなければならない。(附則第30条)

○清算未了特定基金型納付計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。(附則第30条)

- ・当該事業主が納付すべき額
- ・事業主が納付の猶予を受けようとする期間及び額
- ・その他厚生労働省令で定める事項

○厚生労働大臣は、清算未了特定基金型納付計画の承認をしようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かななければならない。(附則第30条)

《省令》

○清算未了特定基金型納付計画は、当該納付計画に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

- ・清算未了特定基金が清算未了特定基金型納付計画の提出に同意したことを証する書類
- ・事業所の収支の状況を示す書類
- ・承認を受ける額の算定の根拠を示す書類

○改正法附則第30条第4項第3号の厚生労働省令で定める事項

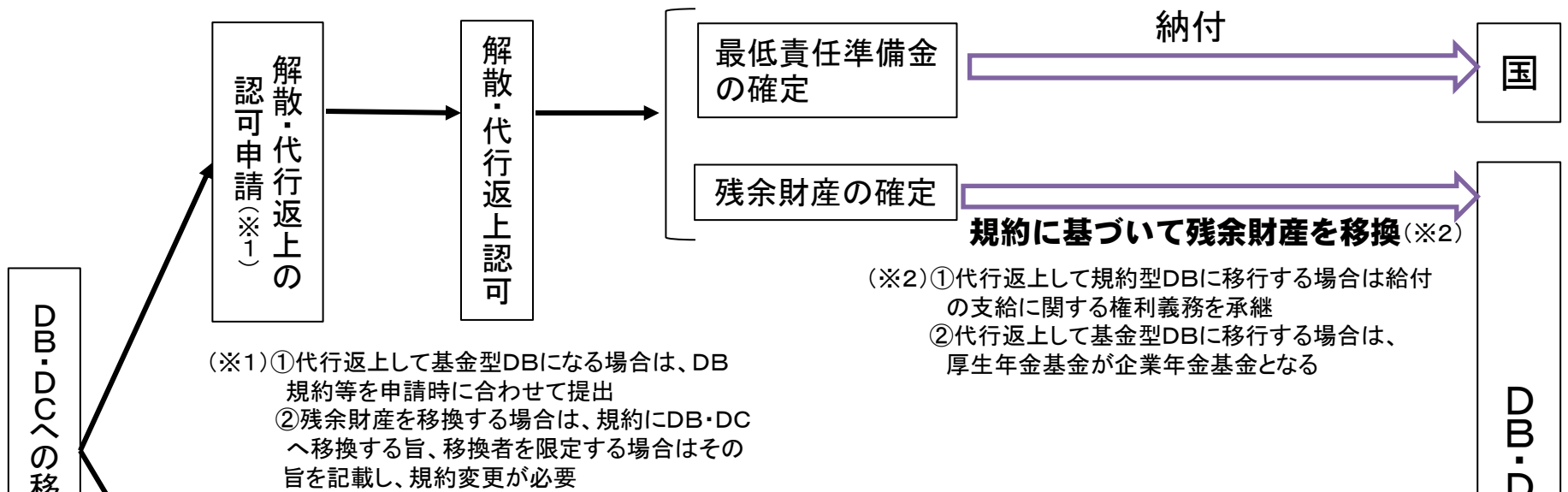
- ・企業年金制度等を実施をする意思の有無及び実施する場合はその概要。
- ・設立事業所の事業主が猶予を受けようとする額は、年を単位として分割して納付計画等に記載。

○改正法附則第30条第7項第1号の厚生労働省令で定める要件のいずれにも該当するものであること

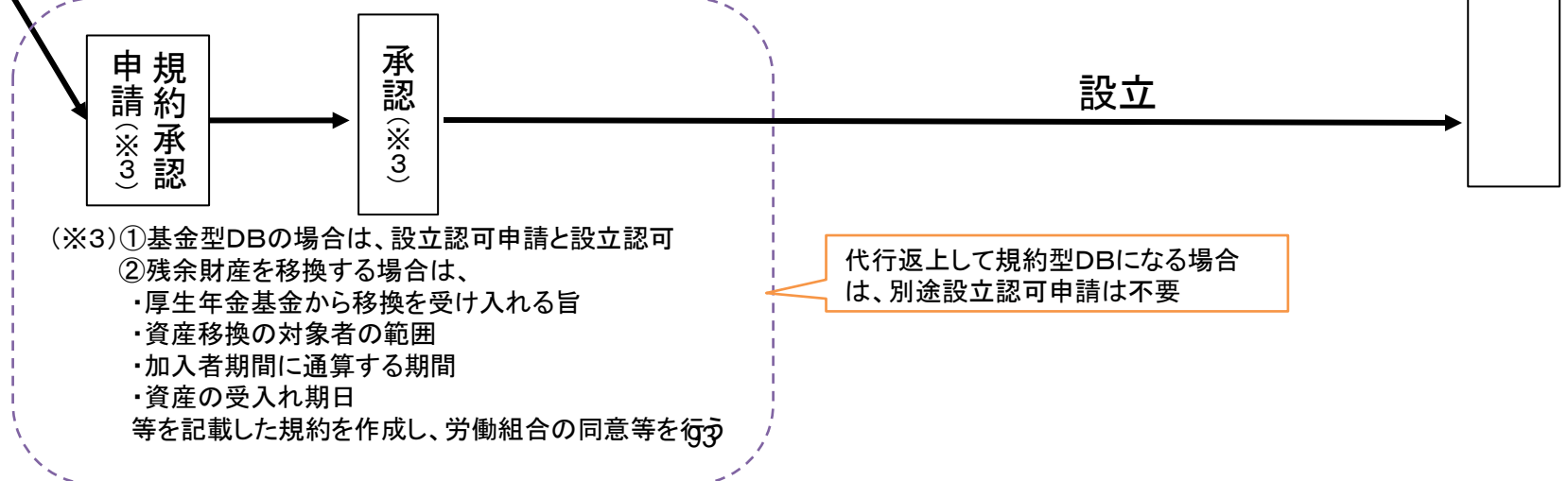
- ・設立事業所の経営状況から見て変更後の納付計画に基づき納付することが可能であると見込まれること。
- ・設立事業所の事業主に係る納付の猶予を受けようとする額の年ごとの額の設定が合理的であると認められること。

厚生年金基金から新設DB・DCへの移行手続き

【厚生年金基金】



【確定給付企業年金・確定拠出年金】



主なパブリックコメント(解散等に伴う手続きについて)①

	寄せられた主な意見	対応(案)
1	<p>特例解散の申請にあたっては、記録整理が仮完了していることが必要とあるが、現状、記録整理に要する期間は通常解散であっても平均1年半程度とされている。今後、基金の解散等の申請が増えるにあたり、この突合期間がさらに伸びる可能性があることから、基金が解散決議から速やかに特例解散の申請を行えるよう、記録突合の簡素化、記録整理の仮完了の要件緩和、日本年金機構の体制整備等をお願いしたい。</p>	<p>関係機関等と検討。 ※記録整理の仮完了については、企業年金連合会における申請前突合において、基金記録と国の記録の突合の結果不備がないこととしているが、今後は、申請前突合を一度行えば、それをもって仮完了とすることを検討。</p>
2	<p>納付計画に必要な添付書類について、個々の事業主からの添付資料を回収することは非常に困難であることから、当該書類の添付を削除するか、添付書類の記入事項を簡素化し早期に回収できるようにしていただきたい。</p>	<p>第三者委員会の審議に一定の資料が必要であることから、大幅な削除は困難ではないか。</p>
3	<p>各事業主の掛金滞納額は基金の不足額とし、全事業所で按分することとされているが、この方法では、滞納事業主以外の事業主の納得が得られない。このため、滞納掛金額以外の不足額を各事業主で公平に按分した上で、滞納事業主にその滞納額を加えるという負担方法を認めていただきたい。 なお、滞納額は解散までに処理するように言われているが、それができる状況でない事業主が多数あり、不納欠損についても、取引先の調査や金融機関調査を行う必要があり、その事業主を倒産に追い込むことになりかねない。</p>	<p>財産目録等の確定までに基金において整理することを基本とすべきではないか。 ※基金が解散するまでに発生した未納掛金は基金の債権であるため、それを国へ引き継ぐことはできない。</p>
4	<p>企業年金の給付減額について、事業所ごとに加入者の3分の2以上となっている要件を緩和してほしい。また、受給者に対する減額時の特例一時金をやめてほしい。</p>	<p>受給権保護の観点から、給付減額の手続きは緩和すべきではないのではないか。</p>
5	<p>総合型基金が解散について、労働組合が複数ある場合は、労働組合の総数の4分の3以上の同意が必要となるが、加入員同意と同様に、3分の2以上の同意に緩和してほしい。また、加入員が少数である事業所の労働組合の意見をなぜ重要視するのか。</p>	<p>基金は労使の合意で設立されているため、労働組合の同意は重要な要件であり、緩和すべきではないと考えるが、どうか。 ※労働組合の総数とは、設立事業所に使用される加入員の3分の1以上で組織する労働組合の総数のことを指す。</p>

主なパブリックコメント(解散等に伴う手続きについて)②

	寄せられた主な意見	対応(案)
6	解散手続きにおいて、事業主・加入員等の同意を「代議員会の議決前1ヶ月以内現在に」とることとしているが、事業主から各論の意見に関して相当数あることが予想されることから、相当の時間を要する。したがって、「代議員会の議決前1ヶ月以内現在に」の「1ヶ月」の期限を削除していただきたい。	要件の誤認ではないか。 ※同意の要件は、代議員会の議決前1ヶ月以内に存在する事業主や加入員を対象とするものであり、代議員会の議決前1ヶ月以内に対象者から同意を得る必要があるという意味ではない。
7	厚生年金基金の職員も、改正法が施行されることとなり、今後の生活に大変不安に思っていることから、基金の経験が活かせる日本年金機構への就職を斡旋するなど、基金職員の雇用は守っていただきたい。また、厚生年金基金の年金は生活費として不可欠な財源であることを、ぜひ考慮していただきたい。	上乘せ年金の移行や再建は今回の制度改正の重要な課題であり、まずは事業主、加入員等への選択肢の提示などにご尽力いただくことが、関係者の期待に沿うものではないか。 ※厚生年金基金の職員の雇用については、これまで解散した基金では各基金でご対応いただいている。
8	解散に際して資産を納付する際、現在の運用資産を解約し現金化して納付することは、コスト高となり、また市場への影響もある。そのため、信託銀行等で行っている国内株式、国内債券のインデックス運用については無条件に認めていただきたい。	国内株式、国内債券でTOPIX等の連動に一致するように組み合わせられたものであって、安全かつ効率的な運用に資するものであれば現在物納が認められており、現行の取扱いをベースにしてはどうか。
9	安定的資産と考えられるプライベートエクイティ、不動産等についても物納できるようにしていただきたい。	